

THE CAMPUS MAGAZINE OF TOKYO UNIV.

こう

か

しや

恒河沙

2020総長選考特別号



黒の巨塔

目次

黒の巨塔 ……p.2

- I. はじめに ……p.2
- II. 国立大学法人化の経緯 ……p.3
- III. 2020 総長選考の真実 ……p.7
- IV. これからの総長選考 ……p.45
- V. おわりに ……p.50

資料編 ……p.51

- 東京大学憲章 ……p.52
- 東京大学総長選考会議規則 ……p.56
- 東京大学総長選考会議内規 ……p.57
- 東京大学総長選考会議内規に
関する了解事項 ……p.60
- 総長候補者資料 ……p.64
- 非公式選挙ポスター ……p.72
- 時代錯誤社による非公式意向投票 ……p.80
- 東京大学新聞によるアンケート結果 ……p.83
- 緊急アピール賛同者のコメント ……p.88

黒の巨塔



I. はじめに

2021年4月1日、藤井輝夫第31代東京大学総長が誕生した。しかし、彼が総長になることを東京大学関係者全員が納得しているか、と言われればとてもそうとは言えない。それは、2020年度の総長選考のプロセスを経て最終的に彼が選ばれたが、その過程で数多くの疑念が噴出したためである。そして、これは東大の長い歴史において、非常に大きな汚点を残したと言われるまでの出来事になってしまった。

この記事は、今回の総長選考の過程をできるだけ詳しく記録しておくことを目的としている。そのため、非常に重厚長大な内容になってしまったことを許してほしい。今まで、総長選考の内実に迫る記事は学外メディアによるものが多く、真面目なトーンで書かれたものから、世間のおもちゃとして扱うようなものまで、割と好き勝手に書かれてきた節がある。そこでこの記事において、学内の東大生の手によって、今回の件について言葉に残しておくことには意義があると考えている。この記事が今を生きる東大関係者、そして将来、今回の件について振り返る未来の東大関係者の目に触れることによって、総長とその選考のあり方、そして大きくは東大全体の運営について考える一

助になれば幸いである。さらに言えば、この記事を東大と読者が先に進むための礎としてほしいというのが筆者の願いである。そのために、まず筆者の総長に対する考えを簡潔に述べておく。まあ、誰が総長になっても変わらないよね。

最初にこの記事の構成について述べておく。**「II. 国立大学法人化の経緯」**では、今回の総長選考の問題が起こる下地となった、国立大学法人化の経緯と法人化後の国立大学の変化を大雑把にまとめていく。ここでは、東大の話ではなく、より一般に国立大学の話をする。今回の件をより深く理解するためには、その前提の話を知っておく必要があると考え、この章を用意した。すでに知っている、あるいは面倒くさいという方は、この章は飛ばしてもらっても大丈夫である。

「III. 2020総長選考の真実」では、2020年度の総長選考プロセスとそこで生じた問題を詳述する。総長選考会議の動きだけでなく、それに対する不信から起きた学内有志の活動や主張も併せて紹介する。また、東大当局が公表している資料だけでは十分ではないと判断したため、東大新聞や外部メディアの報道内容、そして非公式に出回っていた「議事録の反訳」等を用いてまとめている(※)。さらには、今回の総長選考に関わる人たちへのインタビューも行い、それぞれの立場

からの見解を伺った。インタビューを行ったのは、今回の総長選考のあり方に疑問を持った東大有志「2020東京大学総長選考を考える」で中心的に活動をしていた田中純東京大学教授(以下、田中氏)、今回の総長選考の第1次候補者の一人である石井洋二郎東京大学名誉教授(以下、石井氏)、本人の希望で匿名だが総長選考会議の委員の一人である胡味山氏(仮称)の3名である。

そして、この3名には事実確認だけでなく、総長選考への評価や、そのあり方についての意見も伺い、**「IV. これからの総長選考」**にまとめた。さらに、今回の騒動を受けて、五神総長(当時)が自ら旗振り役となって立ち上げた「総長選考会議の組織検討タスクフォース」によるこれからの総長選考のあり方に関する検討内容も紹介する。

最後に本文の後に資料編として「東京大学憲章」「東京大学総長選考会議規則」「東京大学総長選考会議内規」「時代錯誤社が実施した非公式意向投票結果」「東大新聞が実施したアンケート結果」「考える」が実施した緊急アピールで寄せられたコメント」を載せたので、適宜参照してほしい。以上がこの記事の構成である。49ページに及ぶ重厚長大な記事になってしまったが、すべてを読むのもいいし、興味のあるところのみを読むのもよし。好きなように活用してほしい。

※本記事で用いた「議事録の反訳」は、筆者が独自に信頼できるルートで入手したものである。4月下旬に一時1号館付近に撒かれていたとされるものではない。ただ、筆者も1部入手し、その内容について確認したが、1ページ目に「ご自由にお持ち帰りください。」と書いてある以外は、筆者が持っているものと同一であった。そのため、これは今回の総長選考が問題化した際に出回ったものである。これについては、撒いた主体も目的も不明である。

II. 国立大学法人化の経緯

今回の総長選考の問題はここ最近にふつと湧いた話というわけではなく、その下地が作り上げられてきた経緯がある。ここでは、『検証 国立大学法人と大学の責任―その制定過程と大学自立の構想』（2018年）をもとに国立大学法人化の経緯と法人化による変化を大雑把にまとめておく。詳しく知りたい人はこの書籍や他にも関連する書籍は出ているので、自分で勉強しよう。

1. 国立大学法人発足（2004年）まで

まず、国立大学法人法2003年に可決され2004年から施行されたが、この国立大学を国

の機関から独立行政法人へ移行しようとする動きの発端は1996年に発足した第2次橋本内閣まで遡る。橋本内閣は自らの政策課題の一つを行政改革とし、その中で中央省庁の再編とともに公務員定員の削減を掲げ、その受け皿として独立行政法人制度が構想した。これは政府の所掌業務のうち、必ず実施しなければならないが、外部化できるものは政府の外に出して、これに法人格を与え、企画・立案機能は政府に残したまま、実施機能を法人が担うというものである。しかし、政府業務の減量・効率化を狙ったこの制度を国立大学に適用すると様々な問題が発生すると、文部省、国立大学や国立大学協会等から批判が巻き起こった。ところが、当初独立行政法人化に反対していた文部省も、行政改革推進の強い政治的圧力によって1998年頃から文部大臣が態度を軟化させ、国立大学法人の制度設計に係る調査検討会議などを経て、最終的に独立行政法人法を基本的な枠組みとする国立大学法人法成立へと導いた。さらに、当初は反対していた国立大学協会も、文部大臣の姿勢が軟化した後、次第に法人化に同調し、これを容認する方向に傾いていった。この書籍では「国立大学の法人化は25%の公務員定員削減のために、『行政スリム化』を名分として強行された政治的所産」であるとしている。この過程において、

各大学や国立大学協会の総会は、大学の独立行政法人化に際して起こる様々な問題点を指摘し、法人化への反対・法人化する場合の特例処置の適用を主張した。しかし、大学側の主張はほぼ盛り込まれることなく法案は成立した。

2. 法人化による変化

法人化によって国立大学は様々な点（運営組織、中期目標・計画や年度計画の作成、法人評価制度、財政、教育・研究と社会貢献など）で変化し、それぞれの側面において課題が指摘されているが、ここでは総長選考と関りが深い運営組織の変化についてののみまとめておく。

(1) 学長の権限

まず、法人化後の大きな特徴として学長（東京大学における総長の権限の強化がある。学長は、学校教育法に規定する職務を行うとともに、法人を代表し、その業務を総理することとされ、学長が経営と教学の双方に権限を持つこととされた。法人化によって、組織的には経営（国立大学法人）と教学（国立大学）が分離したが、実務的には学長が統合的にこれを運営するという仕組みになった。そして、その選考は「人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切か

つ効果的に運営することができるとする能力を有する者の中から、学長選考会議が定める基準により、行わなければならない」（国立大学法人法第二一条7項）となっている。学長の権限強化について、宇都宮大学の学長を経験した田原博人氏は、学長のリーダーシップを発揮するには資金よりも学内の信頼感であると指摘したうえで、以下のように評している。「文科省は近年、学長が進めようとする学内改革を後押しするため、基盤的運営交付金の一部分を割いて、学長裁量経費を大幅に増やした。要は、学長手持ちの「軍資金」を増やし、学内組織の統合や再編などで、学長が裁量権を発揮できるように、としたものであろう。しかし、これで、学長が学内運営において、自らのリーダーシップ力を鍛えることにはならない。仮に、裁量経費によって、学長も周囲もリーダーシップを発揮できたと思っても、実のところは、国・文科省主導の改革方向に沿って力を発揮しただけのことである。文科省が望むリーダーシップは、実はその辺にあるのかもしれない。」

(2) 監事監査

法人化により、大学は役員会や経営協議会、教育研究評議会とともに監事監査など、ガバナンスの新しい仕組みや組織を持つこととなった。ここ

で、大学は会計検査院の検査以外にも、これまでとは異なる業務のモニタリング制度を持つことになった。先の田原氏は、新しい監事監査の仕組みについて、自身の経験から耳の痛い意見も含め学内運営に非常に参考になったと評している。一方で課題も挙げており、まず多くの大学で監査報告書を一般に公開していないことがある。さらに監事の任命は、学長の推薦により文科省と協議して決める仕組みとなっていることから、学長とは異なる意見を言いくいのではないか、という懸念を挙げています。

(3) 経営協議会

先に、組織的に経営と教学が分離したと書いたが、この経営部分を担うのが「経営協議会」である。経営協議会の委員は、学外委員で半数以上（2014年法改正後は過半数以上）を占めなければならない。そのため、法人化によって学外の意見が大学に反映できるようになったと思われるが、1999年の国立学校設置法改正で国立大学に設置することになった「運営諮問会議」を通して学外の意見を学長の裁量で取り入れることができた。そして経営協議会の実態についてだが、ここで扱う審議事項の多くは、学内で了承された後で提出されるものが多く、その説明にそれ

なりの時間を費やすため、意見を出すのがためらわれ、審議は活発にならないケースが多いという。そして、2014年の法改正の施行通知にて、経営協議会は「学長等の意思決定を支えるために審議を行う」と説明されている。ここで「支える」というのが、どのような意味かは分らないが、経営協議会が外部からの批判的な意見を述べるものというよりも、学長の意見に沿うだけの御用協議会ともとれる内容となっている。

(4) 教育研究評議会

次に、教学部分を担うのが「教育研究評議会」で、これは学内委員で構成される。これについて述べる前に法人化前のことについても少し触れておく。というのは、法人化前の評議会で質の高い議論が行われていたというわけではない。田原氏は「審議事項も議論の余地のないものや、全学委員会で審議・了承を得たものが多く、議論が出る場合でも、評議員の多くは所属している学部にとつて利害があるかどうかに関心があり、全学的な意見が少なかつた」と評している。国立大学法人法で、経営に関する事項が経営協議会に移されたこともあり、教育研究評議会の所掌事項は教育研究に関するものに限定された。ただ、実態としては、経営事項といえども教育研究に深く関連している

ため、重要な審議事項についてはあまり扱いに変化はなかったという。そして、2014年の改正では評議員の選び方が変更された。これまでは、学部長や評議員は教授会など部局から直接選ばれていたが、改正法では「学長が指名する理事」（第二十一条二項二号）や「その他学長が指名する職員」（同四号）などと、**学長の意向が強く反映した選出法に変わった**。そのため、学長の意に沿った委員が相当数を占め、多様な意見交換や闊達な議論がされにくくなり、教育研究評議会の形骸化が懸念されている。また、副学長の役割についても変更がなされた。改正前の学校教育法では「副学長は、学長の職務を助ける」とあったが、改正後は「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」となっている。学長の指示を受けた範囲において、副学長が自らの権限で校務を処理することが可能になり、**学長の意思決定をサポートする体制がさらに強化された**。そして、法改正で、教育研究に関する重要事項である校務をつかさどる副学長（理事ではない）も評議員に加えられるようになった。多くの国立大学では、理事が副学長を兼ね、それぞれ教育や研究の業務を分担している。ここでも、理事（経営）と副学長（教学）の顔を使い分けながら、教育研究評議会を牛耳ることに
なりかねない。

(5) 教授会

国立大学法人法と学校教育法改正で大きく機能を失ったのが教授会である。学長が決定を行うに当たって、教授会が意見を述べることのできる事項は「学生の入学、卒業及び課程の修了」及び「学位の授与」のみとなり、それ以外の事項については、学長への拘束力はなく、あくまで学長が教授会の意見を聴く必要があると認めたもののみとなっている。こうした改正には、教授会が権限を持ちすぎたというために、学長がリーダーシップを発揮できないという認識が背景にあったと考えられる。実際、これまでの教授会について田原氏は「例えば、学外からの意見を『干渉』とみなし、外部の意見に耳を貸すことがおろそかになり、蝸壺の中の『自治を謳歌』していた面がなかったとはいいい難い。経験的にも、ときには、かたくなに既得権にしがみつき、教員自身の主義主張を優先するあまり、意見の調整や集約を困難にし、合意形成に時間がかかって、迅速な課題の解決や、必要な改革が滞ったことも少なくない」と評している。しかし、昨今みられるように、「社会の要請」を盾に大学改革の必要性を説き、財政誘導的に介入してくるケースは大いにあり、大学の自律性・自律性が脅かされているという指摘もある。

(6) 学長選考会議

そして、ここからが本記事のメインである「学長選考会議」についてである。法人化前の学長候補者は、教員による投票に基づき、評議会で選出することになっていた。多くの大学が過半数の票を獲得する候補が決まるまで、何回か投票を繰り返して、過半数を超えた候補について、評議会で審議し、よほどのことがない限りこれが承認され、文科省に報告し、大臣から辞令を受け取ってきた。また、候補者は学部から推薦を受ける場合が多く、候補者が複数数のときは、学部間の争いになりやすく、そうなる教員の少ない学部から学長が選ばれる可能性は低くなる。傾向的には、医学部や工学部等理系学部は教員が多いため、文系の学長が選ばれる可能性は低かった。法人化後は、学長選考会議が候補者を選出する制度に変わった。学長選考会議の構成は、経営協議会の学外委員および教育研究評議会から選出された同数の委員に加え、学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を委員に加えることができる。なぜ学外委員を加えるのかについては、「新しい『国立大学法人』像について」（2002年3月）の「法人化に伴い、学長に大学の経営面での責任が加わるなど、その社会的責務が増大すること等を鑑み、（中略）学長の選考基準、選考手続の策定に際して、

学内及び社会の意見を反映させる仕組みとすべきである」という考えに従ったものである。

さらに、法人化後に大きく変わったのは、学長選考における学内の意向投票である。学長選考会議における選考は、候補者の所信表明の機会や質問状の公開、あるいはヒアリングの実施等を参考に、委員の自主的判断で決められている。そして、意向投票の結果を、学長選にどう反映させるかは大学によって異なる。内規等において、意向投票に「基づき」「ふまえて」「参考にし」等々、意向投票の重みは様々である。多くの大学において、意向投票の結果と選考結果は一致しているが、選考結果を意向投票結果から逆転させる事例が起きるようになってきている。ここでは、選考会議において学外委員の意見が大きく反映されたことによる場合が多い。そして、文科省も意向投票について消極的にみていることが、「改正法施行通知」（2014年8月）に示されている。

「選考の過程で教職員による、いわゆる意向投票を行うことは禁止されるものではないが、その場合も、投票結果をそのまま学長等選考会議の選考結果に反映させるなど、過度に学内又は機構内の意見に偏るような選考方法は、学内又は機構内のほか社会の意見を学長又は機構長の

選考に反映させる仕組みとして設けられた学長選考会議の主體的な選考という観点からは適切ではないこと」

2015年の国立大学法人法の改正によって、新たに「(選考は)学長選考会議が定める基準により(行う)」(第一二条第7項)とする条文が加えられ、第8項に「国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは、当該選考の結果その他文科省令で定める事項を、学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならぬ」が追加されるなど、学長選考会議の役割も大きく変化した。これについて、田原氏は「『学長選考会議が定める基準により』とした文言は、一見、国立大学法人の自主性・自律性を尊重しているかのようにも読み取れるが、それも別の見方からすれば、『学長選考会議が定める』としておくことで、基準に盛る内容は文科省の指示に従って進めるよう、念を押しているようにも取れる。(中略)第8項での『公表しなければならぬ』は、選考委員会そのものと選考過程を透明にする意味もあろうが、文科省が前もって『基準に盛る内容』をチェックできることのようにもとれる」と評している。さらに、学長選考会議は学長評価

に係る事項も任務に加わった。これは、権限の集中した学長の選考主体である学長選考会議が、学長の業務執行の確認を通じて、自らが選考した学長の資質・能力の適否を評価することであり、選考結果に責任を負う、フィードバックの意味を持つ仕組みといえる。しかし、学長が任命した経営協議会から選出した委員を含む学長選考委員会が、任期中における学長の業務実行の状況を、実効的に確認・評価する条件が整っているのか、という指摘もある。

ここまで、長々と国立大学法人化による変化について説明してきたが、要は以下の3点にまとめられる。

- 教授会の権限縮小に伴い、大学組織の学長周辺と一般教員の関係が制度上希薄になった。
- 学長周辺（経営評議会、教育研究評議会、監事監査等）は学長の意向が強く反映される。
- 学長が周辺を選び、その周辺が学長を選考・評価・監査するという循環構造がある。

ここまでは東大に限らない一般的な変化についての説明に終始していたが、ここからは昨年度行われた東大総長選考の過程について述べていく。

III. 2020 総長選考の真実

1. 2020年度総長選考

ここでは、総長選考会議をはじめとする東大当局が公表している資料、東大新聞やその他外部メディアの記事、そして筆者が行った関係者へのインタビューをもとに昨年度何が起こっていたのかよく分からない人のために、時系列に沿って解説していく。但し、今回の総長選考のターニングポイントとなった9月7日に行われた総長選考会議等については次節「2. 議事録と検証報告書」で詳述する。ここで、昨年度の総長選考に関わる出来事をまとめた2つの資料を次ページに提示しておく。1つは総長選考会議が公表している「R2年度 東京大学総長選考プロセスのイメージ（流れ図）」で、もう1つは、筆者が総長選考会議とそれに待ったをかけた学内有志、総長選考についての報道をまとめたもの（以下、まとめ表）である。ここからの説明は、これを参照しながら読んでほしい。

まず「流れ図」の一番上にあるように、総長選考会議は教育研究評議会と経営協議会から8名ずつ選出して計16名で構成される。教育研究評議会からのメンバーは学内委員で、経営協議会からのメンバーは学外委員であり、今回の委員は下表の

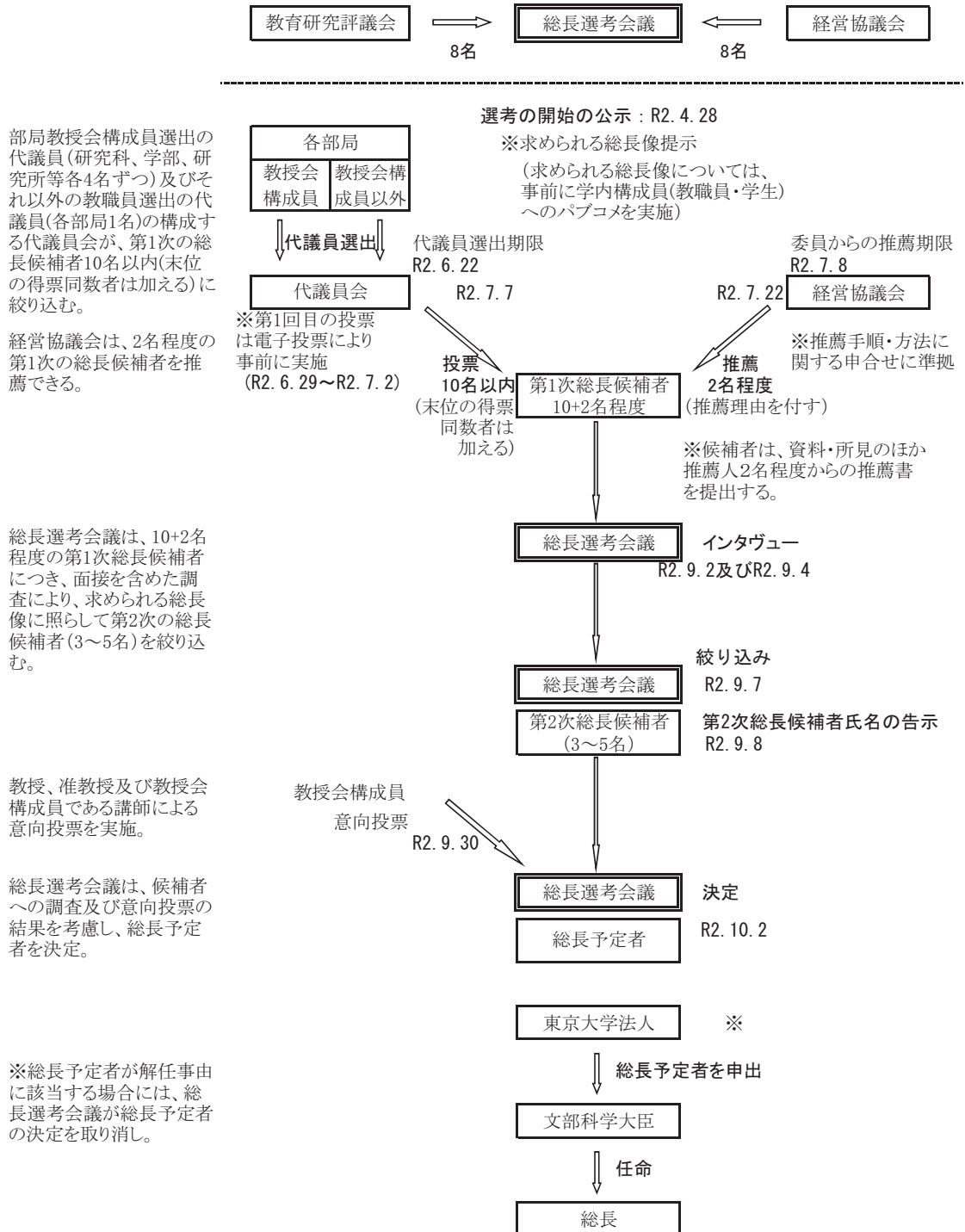
	氏名	備考
経	飯村豊	政策研究大学院大学シニア・フェロー 財団法人日仏会館評議員会議長
経	遠藤信博	日本電気株式会社取締役会長
経	岸輝雄	新構造材料技術研究組合理事長 外務大臣科学技術顧問（外務省参与）
経	清原慶子	前三鷹市長、ルーテル学院大学学事顧問・客員教授、 杏林大学客員教授、元東京工科大学メディア学部長
経	小林喜光	株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役会長
経	小宮山宏	株式会社三菱総合研究所理事長
経	程近智	アクセンチュア株式会社相談役
経	森田朗	津田塾大学総合政策学部教授 研究開発法人科学技術振興機構社会技術研究開発センター センター長
教	渡邊努	経済学研究科長
教	秋田喜代美	教育学研究科長
教	堤伸浩	農学生命科学研究科長
教	星野真弘	理学系研究科長
教	大崎博之	新領域創成科学研究科長
教	保谷徹	史料編纂所長
教	岸利治	生産技術研究所長
教	白髭克彦	定量生命科学研究所長

通りである。東京大学では総長選考会議の学内委員II教育研究評議会の評議員II部局長で、基本的には持ち回りで担当する役割となっている。学外委員は総長（今回は五神真）が選出する。委員のメンバーは任期が2年だが、学内委員は部局長の任期が切れると委員を外れるため、1年で辞める教員も半分くらいいる。総長選考会議の委員である胡味山氏によると「今年度も8名中6名は今年度までで部局長が終わり交代する。継続性がなく、1年入って何が何だか分からないうちに終わる人が多いのではないかと指摘している。一方で、委員は規定上再任が可能であり、学外委員は4〜8年くらい連続で委員をしている人が多い。この

ように、学内委員と学外委員では委員を務める年数に差がある。総長が議長を指名するが、慣例として学外委員の中にたいていは元総長が選任されており、その元総長が議長になっている。今回の議長は小宮山宏元総長（第28代）だった。簡潔に言うと、こいつらが今回の戦犯である。

また、胡味山氏によれば、総長選考に対する一般教職員や学内委員の意識や総長選考について知っている情報は、そこまで学生と変わらないという。はっきり言って「誰になっても一緒でしょ」という意識はあると仰っていた。さらに「総長選考のやり方については初めて知ったし、ならなければ知ることなく知ろうともしなかっただろう」とも仰っていた。委員になった当初は「会議が増えて面倒くさいな、早く終わらないかなという感じで聞いていた」らしい。そのころは「選考委員という職務の重さを理解していなかった」。しかし、胡味山氏は会議を聞いているうちに、「あまりにもなされている議論と起こっている出来事が自分の常識を凌駕するものだった」ため、おかしいなと思いはじめたのだという。そして、自身の経験をもとに「委員を経験してこんなことになっていると知ってしまった以上、おかしいことを看過できないのではないかと指摘していた。

R2年度 東京大学総長選考プロセスのイメージ(流れ図)



まとめ表

- 4月17日～4月26日 第1回総長選考会議（メール審議）
議題：「議長の選出について」「議長の職務代行者の指名について」「本年度総長選考会議の進め方について」「選考開始の公示について」
- 4月28日 総長選考開始の公示
「求められる総長像」「総長選考の開始の公示にあたって（談話）」公表
- ◆ 5月11日 東大新聞 新総長選考開始が公示 経営能力重視が明確に
- 5月19日～5月20日 臨時選考会議（メール審議）
議題：「総長選考日程の変更について」
- 5月20日 総長選考の日程変更を発表
- ◆ 6月7日 東大新聞 総長選考、日程を変更 就任予定者決定は変わらず
- 6月24日 総長と総長選考会議の懇談（第1回）
テーマ：最近の大学経営に関する問題意識の共有について
- 6月24日 第2回総長選考会議（オンライン開催）
議題：「代議員会の開催方式等について」「第1次候補者への通知等について」「推薦人への推薦書作成依頼について」「人材コンサルティング会社の利用について」
- 7月7日 第1次候補者の推薦（代議員会）
代議員会では、第1次候補者を11人選出
- 7月22日 第1次候補者の推薦（経営協議会）
経営協議会では、第1次候補者を1人選出
- 7月22日 第3回総長選考会議（オンライン開催）
議題：「第1次候補者の決定について」「総長候補者からの事態表明について」「人材コンサルティング会社の利用について」「第2次候補者の選考方法等について」
- 8月26日 第4回総長選考会議（オンライン開催）
議題：「総長候補者の辞退について」「第2次候補者の選考方法等について」「意向投票の方法について」「その他」
- 9月2日 第5回総長選考会議 第1次候補者に対する面接審査（1日目）
- 9月4日 第6回総長選考会議 第1次候補者に対する面接審査（2日目）
議題：「第2次候補者の選考方法等について」
- 9月7日 第7回総長選考会議
議題：「第2次候補者の決定について」「第2次候補者への通知・学内への告示スケジュール等について」「意向投票の方法について」「その他」
- 9月8日 教職員向けの学内サイト（学内ポータル）にて、第2次総長候補者を告示
- ◇ 9月19日 時代錯誤社 特設ページ開設 第2次総長候補者氏名公開
- ◇ 9月21日 時代錯誤社 五月祭中に非公式意向投票結果発表
- ◇ 9月23日 時代錯誤社 非公式意向投票結果をHP上に公開
- 9月23日 2020東京大学総長選考を考える HP公開
16日に選考会議に提出していた質問状・それに対する小宮山議長の回答・さらにそれに対する公開質問状を公開
- ◆ 9月23日 東大新聞 【速報・東大総長選考】議論の透明性に「待った」 総合文化・田中教授ら小宮山選考会議長に質問状
→第2次総長候補者氏名公開
- ◆ 9月23日 NHK 東大総長選考“透明性や公平性に疑義”複数の教授が質問状
- 9月24日 15部局長らが要望書提出
- 9月25日 第8回臨時臨時選考会議（オンライン開催）
議題：「総長選考会議に係る文書への対応について」
- 9月25日 東京大学元理事らが要望書を提出 2020東京大学総長選考を考えるHPで公開
→意向投票の延期を提案
- ◆ 9月25日 東大新聞 【速報・東大総長選考】元東大理事有志が要望書を提出 選考の一時停止などを求める
- ◆ 9月25日 NHK 東大総長選“候補者の選考過程に疑義”と4学部長らが要望書
- ◆ 9月25日 AERA 東大総長選で教員から「透明性」に疑義 有力候補者が選考から漏れる〈AERA〉
→第1次候補者で投票1位だった候補が落とされたこと、その候補が前回の総長選で次点だったことを紹介
→宮園が第1次候補者で1位だったことが判明
- ◇ 9月27日 時代錯誤社 時錯公認候補として宮園をHP上に公開
- ◆ 9月27日 東大新聞 東大総長選考に関する緊急アンケート実施
- 9月28日 15部局長らが小宮山議長と直接協議
- 9月28日 2020東京大学総長選考を考える
第1次候補者全12人の氏名公表・公開質問状に対する回答とそれに対する応答を掲載・緊急アピール公開・賛同者の募集開始
- ◆ 9月28日 東大新聞 東大新聞 【速報・東大総長選考】第1次候補者全12人が判明
- 9月29日 第9回臨時臨時選考会議（オンライン開催）
議題：「9月30日の意向投票の実施について」
- ◆ 9月29日 東大新聞 東大総長選考特設ページ開設
- 9月30日 教員による第2次総長候補者への意向投票
- ◆ 9月30日 東大新聞 【独自】「意向投票を予定通り実施」で学部長ら合意 総長選考会議の回答を受け
- ◆ 9月30日 東大新聞 【速報・東大総長選考】選考過程「透明ではない」が77.2% 本紙独自アンケート分析①
- ◆ 10月2日 PRESIDENT Online 「いったい誰が土下座するのか」東京総長選をめぐるドロドロの権力争い
→代議員選挙における第1次候補者の得票数を公表・議事録の反訳の存在を示唆
- 10月2日 第10回総長選考会議
議題：「次期総長予定者の決定について」「次期総長予定者の選出に係る通知・公表内容について」「選考過程・制度の検証作業について」「第三者評価（試行）の結果について（報告）」「その他」
(次ページに続く)

- 10月2日 次期総長予定者記者会見 総長選考会議による総長予定者を藤井輝夫氏に決定
- ◇ 10月2日 時代錯誤社 HP上に総長決定お祝いメッセージ公開
- ◆ 10月2日 東大新聞 【社説】総長選考 このままでは終わらせない議論を
- ◆ 10月5日 東大新聞 【東大総長選考】「世界の誰もが来なくなる学問の場を」 藤井輝夫・次期総長予定者が会見
- ◆ 10月5日 NHK 東京大 新総長選考をめぐる会議の音声データを事務局が消去
- ◆ 10月8日 現代ビジネス 東大劣化の象徴…総長選「消された音声データ」の中身が示す「ヤバイ実態」
→議事録の反訳の存在を示唆
- 10月9日 東大 HP：総長選考プロセスの検証について
- ◆ 10月10日 東大新聞 【東大総長選考】五神真総長、検証委員会の立ち上げを発表
- ◆ 10月14日 JBpress 東大総長選：小宮山劇場の「おしまいデス」
→議事録の反訳の存在を示唆
- ◆ 10月29日 東大新聞 【東大総長選考】職員の投票権「持つべき」が65.7% 本紙独自アンケート分析②
- ◆ 11月14日 東大新聞 【東大総長選考】11月中旬に検証結果公表へ 他大学有志と連携の動きも
- ◆ 12月11日 「令和2年度総長選考会議における総長の選考過程の検証報告書」公表
- 12月11日 東大 HP：総長選考プロセスの検証結果を受けて
- ◆ 12月11日 東大新聞 【東大総長選考】検証委「藤井理事・副学長の選出は正当」 小宮山議長は辞任の意向を示す
- ◇ ? 2020東京大学総長選考を考える 検証結果に対する応答を公開
- 12月25日 第11回総長選考会議（オンライン開催）
議題：「総長の選考過程の検証報告書について（報告）」「次年度への申し送り事項等について」「その他」
- ◆ 12月30日 東大新聞 【2020年の東大を振り返る】②総長選考 議論の透明性に疑問の声相次ぐ
- 2021年1月18日 第12回総長選考会議（オンライン開催） 第三者評価（試行）の結果について（報告）
- 2021年1月20日 総長選考会議の組織検討タスクフォース設置
- 2021年2月12日 総長選考会議の組織検討タスクフォースと総長選考会議委員との意見交換会
テーマ：今回の総長選考の振り返りについての情報共有
- 2021年3月 総長選考会議の組織検討タスクフォース報告書公表
- ◆ 2021年4月13日 東大新聞 【東大総長選考】五神前総長ら報告書公表 総長選考の検討課題が示される

コラム①

時代錯誤社の動き

時錯と今回の総長選考との関わりは始まりは五月祭であった。コロナ禍の影響で五月祭が延期となり、ちょうど意向投票の約1週間前にずれ込んだ。そこで、本物の意向投票の前に学生相手に意向投票をやらうと考えたのだ。そのためには、第2次候補者の氏名を仕入れる必要があったが、これは前回東大新聞が公表していたので、今回も東大新聞が報じるだろうと待っていた。しかし、待てども待てども東大新聞は報じないし、それどころか東大HPにも掲載されない。そこで法務課に問い合わせたところ、UTポータルに公表されていることを教えてもらった。この時は「今回はなんで東大HPじゃないんだろう？」と軽く疑問に思ったものの、そこまで深く考えていなかった。これは後々知ったことであるが、この当時、教職員には小宮山議長名義のメールで、また東大新聞には法務課から、候補者の氏名・経歴・所信当の情報、「学内に留めるよう、取扱いに「ご留意願います」という圧がかかっていたのだ。しかし、そんな事は露も知らない我々は、五月祭企画のためHPで、9月19日候補者の氏名・経歴・所信を公表したのだ。これが結果的に、どこよりも早く第2次候補者の情報を公表することとなった。そして、21日五月祭企画はつづがなくなり終了したが、その時にもまだ総長選考への疑念が噴出してきていることを知らなかった。我々が今回の問題を始めて認識したのは、23日に開設された「考える」のHPであった。

ちなみに、この同日東大新聞がこの「考える」の動きを報じているが、その記事の最後に付け足したように、第2次候補者氏名を載せている。そのため、我々としては次のように考えている。東大新聞はずっと前から第2次候補者についての情報を公開していたが、当局の「ご留意」に配慮して報道を自粛していた。これに先んじて時錯が公表したので、もういいかと公表したんじゃないかと。つまり、時錯に感化されて、ジャーナリズムが目覚めたのではないかと。いや、私たちが公共性があるなら、どっかの公益財団法人よりも。

コラム②

UTポータルの真実

今回第2次候補者の情報はUTポータルでしか公表されなかった。上のコラム①にも書いたが、我々もUTポータルから第2次候補者の情報を仕入れていた。一応知らない人のために説明しておくが、UTポータルとは教職員向けの情報ポータルサイトで2020年度までは、学内のPCやUtkoWiFiに接続したパソコンからなら誰でもアクセスすることができた。

ここで2020年度までと書いたのは、なんと今年度からUTポータルが新しくリニューアルされ、その一環で、教職員のUTアカウントがないとアクセスできなくなりました。筆者はUTポータルを管轄している総務課に対して、この件について問い合わせしてみた。その回答は次のようであった。

「そもそも東大ポータルサイトは、『本学の教職員が必要とする情報の起点となる場として構築したサイト』で、学生のためのサイトではございません。

旧サイト（旧基盤）においては、セキュリティの設定がうまく起動せず、結果、学内のネットワーク環境であれば、だれでも東大ポータルサイトが見れてしまう状態となっておりました。

今回の東大ポータルサイトリニューアル（新しい基盤）では、本来の『東大ポータルサイト』の趣旨に基づいた設定にさせていただきましたので、ご了承願います。」

このメールの内容からすれば、「第2次候補者の情報は、本来学生に対しても開示するつもりはなかった」ということになる。ちよつとこのメールが来たときは背筋が凍った。ただだけ見せたくないんだけれど、法務課に問い合わせたらUTポータルに案内されたんだけどなく、おかしいくなく。どっちも東大の事務なのに一枚岩じゃないんですかね。

(1) 総長選考の開始

まず、4月28日に総長選考会議は「総長選考開始の公示」を行うと同時に「求められる総長像」を発表している。この「求められる総長像」では、「東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される」とし、以下の5つの要素を挙げている。

- 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識
- 開学以来の伝統を活かしながらも、現代社会の要請に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・獨創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力
- 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、適切にリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行う能力と実績
- 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく能力

自由・自律及び多様性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献しようとする強い使命感

これについて東大新聞は5月11日の記事「新総長選考開始が公示 経営力重視が明確に」にて、前回の総長選考の「求められる総長像」の内容と比較して、より経営力が重視される内容となっている、と分析している。

さらに、同日小宮山議長の名義で「総長選考の開始の公示にあたって（談話）」を発表している。ここでは、次の2点を踏まえて、**総長選考に関する内規の変更を行ったことが示されている**。これが、つっこみどころ満載の内容だったということは、発表された当時は誰も気づいていなかった。

● 大学に対する社会的要請の変化を踏まえ、「求められる総長像」について、組織運営の能力・実績や、大学の財務基盤を強化し経営する能力など、**教学と経営の長たる総長に求められる要件を一層明らかにする見直しを行うこと**。

● 学内・学外から収集された情報をもとに、総長選考会議が主体となって進める選考の透明

性・公平性を一層高めるために、選考プロセスの見直しを行うこと。

そして、先に内規が変更したとあるが、その内容は主に次ページの表のような点である。これも変更された当初は、おそらく気に留めていた者はいなかっただろう。しかし、総長選考が進むにつれて、この変更についても疑問が付されていくことになる。これらの変更の意図としては、**意向投票の扱いをより軽くすることにある**。すなわち、意向投票にかける候補者の人数を「5名程度」から「3人以上5人以内」と減少させ、さらにその位置づけも「第8条の調査及び」と並列させている。一方で、**経営協議会の推薦人数に幅を持たせるなど、学外からの影響力を拡大している**。そして学内における総長選考へ関わる部分について、内規から削除することで、選考会議が介入・変更する余地を持たせるとみられることでもある。

この内規の変更について、胡味山氏は詳しい事情をご存じではなかった。一方で、小宮山議長や渡邊副議長は会議中「5人よりも4人、4人よりも3人の方がよく、選考会議が絞る候補者の数が5人か3人かで世間の見る目が違うんだ」と繰り返し、強い口調で述べていたという。何人選出するか、とかそういうことよりも誰を選出するかの

内規の変更点

変更前	変更後
選考会議は、第1次候補者の各々に対し、第4条の規定により提示した求められる総長像に照らし、その人格、学識、及び本学の教育研究を適切かつ効果的に運営する能力について面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、5名程度の第2次総長候補者（以下「第2次候補者」という。）を定めるものとする。	選考会議は、第1次候補者の各々に対し、第4条の規定により提示した求められる総長像に照らし、面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、3人以上5人以内の第2次総長候補者（以下「第2次候補者」という。）を定めるものとする。
選考会議は、前条の投票の結果を考慮して総長予定者を決定する。	選考会議は、第8条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定する。
前項の規定（経営協議会からの推薦）による第1次候補者の数は、2人を限度とし、…	前項の規定（経営協議会からの推薦）による第1次候補者の数は、2人程度とし、…
「代議員会と第1次候補者推薦」に関する記述があった	代議員会の構成及び第1次候補者を定める方法については別に定める。 (=「内規に関する了解事項」)
「意向投票の方法」に関する記述があった	意向投票の方法については別に定める。 (=「内規に関する了解事項」)

方を世間は見ていると思うんだけど……。まあ、結局世間様には候補者氏名も候補者の人数も公表しなかったわけだが。

話は変わるが、胡味山氏に総長選考会議の引継ぎについて伺った。胡味山氏によれば、3〜4月に急ピッチで行うが、その場でも混乱していた。3月に前の委員も出席する会議があって、そこで引継ぎを行うが、引継ぎする内容に対して前の委員が「前年度決定しているのに何でここで蒸し返しているんだよ」と言い出すような有り様だったという。これは、総長選考会議全体に言えることだが、何が決まっています何が決まっていますか、何がどこまで議論されているのが共有されていないのだという。

余談だが、第1回総長選考会議（4月17日〜26日）は「メール審議」という形で行われている。胡味山氏によると、こういったメール審議に限らず、会議の内容や、本来ならば委員限りとすべき個人情報も委員に限定されず、場合によっては事務部を含めた多くの人の目に触れることとなっていた。この後、あれだけ、秘匿秘匿と言っているのであれば、メール審議やメールで送られてくる情報の管理のガバガバさ加減は矛盾しているのではないか。

(2)第1次候補者の選考

第1次候補者の選考については、「流れ図」に示された通りである。まず学内からは各部局から選出された代議員会（教員だけでなく職員も含む）が投票により、約10人の候補者を選出する。この投票の候補者は立候補制ではなく推薦制であり、単純に得票数が多い方から10名が第1次候補者となる。一方で、これとは独立に経営協議会も2名程度推薦することが可能である（必ずしもする必要はない）。法人化以降これまでの総長選考において、経営協議会から候補者が推薦されることはなかった。しかし、今回は初めて経営協議会から永井良三氏が推薦され、第1次候補者となった。ちなみに、永井はこの時点で自治医科大学の現職の学長であり、かつ経営協議会・総長選考会議のメンバーであった。しかし、総長選考会議のメンバーから候補者になることはできないため、7月22日に総長選考会議のメンバーを辞めている。胡味山氏は、候補者になった時点では東京大学外の人であり、かつ自治医科大学の学長である人が、自治医科大学はこれからどうするのか（辞めるとか）示さずに候補者になることについて違和感を覚えていたという。この第1次候補者の情報については、当局から公表されることはなかったが、田中氏が中心となって運営しているサイト

「2020 東京大学総長選考を考える」や、学外メディアの報道で情報が出ている。それをまとめたのが、左表である。

ここからは、第1次候補者に選出された石井氏へのインタビューで伺ったことを中心に時系列でまとめておく。まず、7月8日に突然、第1次候補者に推薦されたことと、7月中に2名推薦人を用意してほしいという趣旨のメールが事務名義で届いたという。その後7月22日には、小宮山議長の名義でメールが届き、そこには所信等の記述項目のある書式が送付されており、そこに記入して提出するようにという旨を伝えてきたという。石井氏は、東大から離れて1年以上たつていたため、当初候補者に選ばれたとメールが突然届いた時は驚き、辞退することも考えたが、代議員選挙で自身を選んでくれた人がいることに鑑み、辞退はし

	第1次候補者氏名	代議員選挙結果
1	宮園浩平	67
2	藤井輝夫	54
3	(梶田隆章)	24
4	白波瀬佐和子	23
5	大久保達也	20
6	福田裕徳	18
7	石井洋二郎	16
8	染谷隆夫	14
9	相原博昭	14
10	太田邦史	13
11	(佐藤岩夫)	13
12	永井良三	-

() は辞退者。

なかったという。第1次候補者は立候補ではなく推薦で選ばれるため、石井氏のように考えて、辞退せずに候補者として選考に臨む人が多そうだが、辞退した候補者は2名いるが、うち梶田隆章氏は10月1日から日本学術会議会長に就任しており、これが辞退の理由だと思われる。

(3) 第2次候補者の選考

その後、9月2日と4日の2日間をかけて、総長選考会議は第1次候補者への面接を行っていた。石井氏によると、1人当たり30分程度の短い時間で、面接では選考会議委員16人全員を相手にするという、かなり緊張を強いられる状況だったという。内容は上述した書式に記述した所信をもとに、まず自身の考えを述べ、その後質疑応答をするというもの。ただ、質問は学外委員のメンバーからほとんどで、学内委員は慣れておらず、学外委員に場を支配されている印象を受けたという。これについて胡味山氏は、学内委員が発言しにくい雰囲気があると認めている。その理由として、まず学内委員は今年初めてなった委員が多くまだ横のつながりもできていない一方、学外委員はもともと気心の知れた仲間うちだったり、数年一緒に活動しており、横のつながりもしっかりしていることを挙げていた。さらに選考会議外でも、

経営協議会やその他の私的な会合等で候補者についての情報共有を行っており、事前準備をしている点も指摘していた。

そして、9月7日に今回の総長選考の問題の中心である会議が行われる。ここでは、所信と面接の内容を踏まえて、第1次候補者の中から第2次候補者の絞り込みを行っている。第2次候補者に選ばれたのは以下の3名である。この会議の中身については、次節の「2. 議事録と検証報告書」にて詳述する。

● 染谷隆夫 (52歳) 東京大学大学院工学系研究科長・工学部長・教授

● 永井良三 (71歳) 自治医科大学学長、宮内庁皇室医務主幹、科学技術振興機構上席フェロー

● 藤井輝夫 (56歳) 東京大学理事・副学長、東京大学生産技術研究所教授

翌8日、総長選考会議から基本的に学内からしかアクセスできない「UTokyo Portal (以下、UTポータル)」というサイトで第2次候補者氏名とそれぞれの経歴・所信等が記された書類が公開された(現在は、公開を終了している)。この出来事が、田中氏をはじめとする学内関係者に大

きな違和感を与えることになる。なぜならば前回(2014年)の総長選考では、第2次候補者は学内外誰からも見る事ができる東大HPに公開されているからである。ちなみに、この前回の第2次候補者の情報は、現在も東大HP上で閲覧できる。さらには候補者の経歴も見ることが出来る。

さらに、教職員及び東京大学新聞には、当局から候補者の氏名について「取扱いにご留意願います」という田中氏の言葉を借りれば、「かん口令を思わせるような」念押しがなされていた。胡味山氏は、この件について「秘匿しても何の意味もないと思う。正当な根拠が見当たらない」と仰っていた。ここから9月30日に行われた意向投票までの間に、学内有志やメディアの動きが活発化していく。

(4)総長決定

ここからは9月7日〜30日までの各団体の動き(時錯についてはコラム参照)を追っていくので、「まとめ表」を参照しながら読んでほしい。ちなみに、時錯が第2次候補者氏名をHPで公表したのは19日だったが、結果的にこれがどこよりも早い第2次候補者氏名の公表となった。

まず、最初の動きは田中氏が中心となって立ち上げた「2020東京大学総長選考を考える」

(以下「考える」)である。ちなみに「考える」と小宮山議長とのやり取りは、「考える」のHPに公開されているので、詳しい内容を知りたい方は参照してほしい。田中氏はこのような行動をとるに至ったきっかけについて、3点あげている。まず、第2次候補者の顔ぶれを見て「3人しかいない」「文系がいない(工学2・医学1)」「現役の東大の教員ではない人が入っている」という、あきらかにこれまでとは異なる要素が多く、違和感を覚えた点。次に、上述した候補者を知らせる小宮山議長名義のメールに、「第2次候補者の氏名並びにこれらの資料については、学内のみに公表するため取扱いにご留意願います」という、かん口令を思わせるような文章があった点。そして、代議員選挙で1位の得票だった第1次候補者(宮園)が残っていない点であった。こういった点から総長選考会議が「自分たちの意向」で総長を決めたいという意向が強くなってきたという。こうした違和感から、「情報収集をしてみたところよりおかしいと思われる点がどんどん出てきたため行動に踏み切った」。そして、属性が近い「3人にまで絞るのであれば、この3人ほどのような理由で選ばれたのか情報を出してほしい」という思いもあったという。

「考える」は第2次候補者がUTポータルで公

表された約1週間後の16日に、選考会議宛に質問状を送っている。そして、その質問状と小宮山議長の回答を9月23日に公開し、その回答が不十分であるとして、さらに公開質問状を出した。この動きを同日、東大新聞とNHKが報じている。東大新聞はここで初めて第2次候補者氏名を公表した。こうしたやり取りを通じて、田中氏は小宮山議長と「対話」しているような気分になったという。小宮山議長からの答えはそれぞれ到底納得できるものではなかったが、この「対話」を通じて、小宮山議長が見ている「社会」が自分とは違うことが分かったとして、それを以下のように説明してくれた。まず、小宮山議長の言う「社会」とは、経営協議会の学外員等の小宮山議長と近い人たちの界限という、非常に狭い範囲を指している。そうであるために、小宮山議長の言う「透明性」とは「その界限の人たちに申し開きができる」という意味で、「公平性」とは、「客観的にみて」という意味ではなく「学内ばかりではなく学外の人

の意見も聞きましよう」という意味で使っているのではないかと指摘していた。その後、24日に15名の部局長らが総長選考会議に要望書を提出、25日には東大元理事ら9名が要望書を提出しており、様々な方面から総長選考への不信が噴出した。石井氏によれば、要望書提出

に関連して、以下の点を挙げて「今回の総長選考のやり方は6年前とは完全に異なる」と評している。まず「小宮山議長が『選挙で学長を選ぶのはけしからん』総長選考会議がイニシアチブをとってやるべきだ」という見解を相当意識しているように思われ、さらに候補者を絞るのが選考会議のイニシアチブの表し方だ」と考えている点。この考えが反映されて、4月に内規を変えて、その通りに候補者を3人に絞り込むという動きにつながり、その結果、女性や文系といった候補者の多様性が確保されない形になっていった点。さらに、「経営評議会が初めて候補者を推薦した（永井）動きについてもイニシアチブを発揮しなければならぬ」という向きの現れである」と指摘していた。

この2つの要望書では、総長選考のプロセスを一旦止めて、意向投票を延期することを求めている。これらの動きについても、東大新聞をはじめ学外メディアも報道を過熱させていく。こうした動きを受けて、**総長選考会議は25日に臨時で総長選考会議を実施している**。これは24日の学部長らの要望書に答えるために開かれた。胡味山氏によれば、この会議は7日の会議に瑕疵がなかったことを委員全員で確認する会だったという。これについても、次節で詳述する。そして、**28日に4学部長らは小宮山議長ら委員と直接協議を行い、意**

向投票の結果を総長選考会議は尊重すること」「総長決定後、選考プロセスの検証を行うこと」という条件で**30日に予定通り意向投票を行うこと**で合意した（と、東大新聞では報道されている）。

同日「考える」は第1次候補者氏名を独自に公表するとともに、公開質問状に対する小宮山議長への回答、そしてその回答に対するさらなる応答を出した。しかし、総長選考会議は満足する回答をせず、選考を予定通り進めようとしていたため、「考える」はさらに緊急アピールをHPで出し、賛同者の募集を開始した。これについて、田中氏はプロセスを止めてほしかったのだが、そうはならなかったので「緊急事態であり、そういうわざを得なかった」と仰っていた。

また、日付ははっきりとしないが、経済学部・教育学部が主催して**第2次候補者の所信表明の動画配信を行った**ことが分かっている。もともとは、両学部のみで行う予定だったようだが、この2つの学部の教員のみが情報を持っているのも変だということ、他学部への動画提供も決まった。しかし、田中氏によれば、これについて知らない教員もいたようで全学にいきわたっていたわけではないようだ。内容としては、3人合わせて1時間程度で、所信表明に加えて両学部が事前に用意した質問に答えるというものだった。質問は「大学

ランキングをどうやって上げるか」「教員のポスト削減の問題」「教員の事務作業時間が多い問題」「教員のジェンダー比率の問題」等だったという。一方で、胡味山氏によれば候補者の所信表明の機会は設けないことは、昨年度の選考会議で決まっていたことだという。なぜそのような機会を設けないという決定が下ったのかは分からない。本来実施されるはずのない所信表明の機会が選考会議の範疇外で行われて、その後なし崩し的に多くの学部へも動画提供が行われたという経緯については、選考会議が総長選考のプロセスを統率する機能を果たしていないと言われても仕方ないだろう。

そして、**30日予定通り意向投票は行われた**。今回初めてZoomを用いてオンラインで総長選考が行われたが、たまたま同日にZoomの通信障害が起り、投票開始が遅れたうえに、システムトラブルで投票結果に一部教員がアクセスできなくなった。意向投票の結果は次ページの通りで、**これまでで最も投票率が高い意向投票となった**。誰か1人が過半数の票を獲得するまで何回も繰り返すため3回以上投票するのが通例となっているのだが、**今回は1回目で藤井氏が過半数を獲得し、1回の投票で決着する**という異例の結果となった。さらに、**白票が永井氏よりも票数が多かった**

ことも衝撃を与えた。これについて、田中氏は「9月7日からの出来事をみて、これまでそんなに関心を持っていなかった教員も総長選考に注視するようになったために投票率が上がったのではないかと指摘している。さらに、白票が多かった点についても「総長選考会議への不信感が表れた結果ではないか」と仰っていた。

- ① 藤井輝夫…951票(46.0%)
- ② 染谷隆夫…635票(30.7%)
- ③ 白票…251票(12.1%)
- ④ 永井良三…232票(11.2%)

※○内は全体の票数に対する割合。

そして、10月2日小宮山議長と藤井次期総長(当時)は記者会見を行い、正式に藤井氏を次期総長候補とすることを発表した。この場で小宮山議長は、候補者氏名公表等の動きで「選考プロセスは、候補者氏名公表等の動きで「選考プロセスは、候補者氏名公表等の動きで、様々な要望書やプロセスの不透明性への指摘については、率直な意見を言うためには不開示が必要であることを主張した。そして、総長選考会議でも、選考について検証と改善を行うとしている。そして、同日総長決定後に公表するとしていた、第2次候補者3名の氏名と選考の経緯についての資料を東大HP上

で公表した。しかし、その多くは以前からHP上で公表していた内容と被っており、肝心の選考理由については、次の内容のみで、特に中身のある内容ではなかった。

「求められる総長像」に掲げた東京大学総長として期待される5つの資質、能力及び実績を存分に有し、それらに裏付けられた卓越した指導力を発揮し、東京大学憲章の掲げる目標・理念の実現に向けて東京大学を運営・経営していくことができる十二分に期待できます。

また、大学が果たすべき役割が益々重要になっている中、教学と経営の長として、激しく変化する社会の中で、学問の自由と大学の自治を守りながら、奉仕的精神に則り、構成員の信頼を得つつ、日本、世界から寄せられる大きな期待に応えることができる者であると確信し、同氏が次期総長にふさわしいと判断いたしました。

しかし、ここで総長選考は決着することなく、続く検証のフェーズでは、検証委員会が動き出すだけでなく、9月7日の総長選考会議の議事録の反訳とみられる文書が水面下で学内及び学外に流通するようになっていった。

ここまでで出てきた、有志の質問状・要望書と

それに対する回答は、左表にまとめておいた。ただこれらの多くは公表されているので、興味のある方は原文を読むことをお勧めする。まとめた表をみるのも面倒だという人のために、超簡潔に要点をまとめると以下の7点になる。

- 4月の内規で第2次候補者の人数が「5名程度」↓「3人以上5人以下」と人数を減らす方向に変更がなされた点と、その理由や根拠が不明なこと。
- そして、実際に第2次候補者の人数を3名まで減らした点(今回は5名だった)とその理由や根拠が不明なこと。
- 第2次候補者の氏名の公表の仕方が、学内外の目に触れる東大HPから、学内教職員向けのUTポータルに変更され、さらに「学内のみに公表するため取扱いにご留意願います」という文言がついていた点と、その理由や根拠が不明なこと。
- 第2次候補者の3名が全員理系・男性であり、多様性への配慮が感じられない点とその理由や根拠が不明なこと。
- 代議員選挙で得票1位だった候補(宮園氏)が第2次候補者から外されている点とその理由や根拠が不明なこと。

日付	提出団体	書類名	内容
16	[考える]	質問状	<p>①5名まで推薦可能なのに、なぜ3名で、かつすべて理系・男性と偏っているのか。</p> <p>②第1次候補者の氏名も本学教職員に公表するべきではないか。</p> <p>③第2次候補者氏名にかん口令を思わせる処置をとったのはなぜか。</p> <p>④ここまでの総長選考において、談話で示していた「所要の見直し」とはどのようなものであり、どのように「透明性・公平性」は高まったと判断しているのか。</p>
23	総長選考会議	回答	<p>①候補者の属性にとらわれず、求められる総長像に照らして最良の候補者を選出した。候補者を3名にすることも十分討議して合議で決めた。</p> <p>②第2次候補者に選ばれなかった人への配慮と氏名は公表しないことをお知らせした上で書面の作成と面接審査への協力をお願いした経緯があるため。</p> <p>③意向投票の投票有資格者は学内の教員のみなので、学外の意見等を取り入れる環境に対応することはないと判断し、現時点での学外への公表を控えた。選考理由と選考過程、第2次候補者氏名は10月2日(次期総長決定日)に公表予定。</p> <p>④今回の選考プロセスは、総長選考会議において、昨年度までに学内(各部局長等)の意見も確認しながら時間をかけて審議・決定し、4月28日に学内外にすでに示している。</p>
23	[考える]	質問状への「回答」に対する公開質問状	<p>全体的に回答が十分でない。</p> <p>①なぜ3名だったのかに答えていない。内規も人数を減らす可能性を広げるように変更しているが、それはなぜか、明確に開示してほしい。</p> <p>②代議員は教職員の代表であるから、少なくとも氏名を教職員全員に公表するのは当然ではないか。氏名を公表しない旨は総長選考会議規則や内規には規定されておらず、我々が得ている情報では、第1次総長候補者に対し「氏名は公表しないことをお知らせした」事実は確認できなかった。今回公表を求めているのは、第2次候補者の選定過程に対する深い疑義ゆえであり、改めて第1次候補者の氏名開示を要求する。</p> <p>③この回答は、前回の総長選考までは氏名を公表していたのに今回は公表していないことの原因になっていない。氏名の対外的公表は「学外の意見等を取り入れる」ためではなく、あくまでも選考過程の透明性の確保のために求めているものである。またかん口令を思わせる処置をとった理由は答えていないので説明してほしい。</p> <p>④小宮山議長と我々とのあいだには総長選考の「透明性・公平性」をめぐる認識の大きな違いがあるように思われる。このままでは、総長選考会議が主導する総長選考は、我々が「透明性・公平性」と考える基準からますます遠ざかってしまいかねないという大きな危惧を覚える。そのため、「所要の見直し」と「透明性・公平性」について改めて説明を求める。</p>
25	元理事有志	要望書	<p>・第2次候補者を従来より少数にしたこと、第1次候補者氏名が公表されていないこと、第2次候補者の氏名についても取り扱いに留意するよう求められていることについては疑問を禁じ得ない。</p> <p>・部局から選出された代議員による第1次候補者の選挙において、2位に大差をつけて1位となった方が、第2次候補者に残っていないこと、第1次候補者としては文系の候補者も女性の候補者もいたにもかかわらず、東京大学が全学を挙げて目指しているはずの「多様性」の確保という観点とはほとんど尊重されなかったことについての説明を求める。また、以上のことよりも尊重した原則とは何だったのか。</p> <p>・説明不十分、納得不十分のまま意向投票に進み総長を選ぶことは東京大学の歴史に禍根を残しかねない。現在進行中の選考プロセスをいったん停止し、すなわち9月30日に迫っている全学の意向投票をひとまず延期し、十分な調査検証を行い、学内外に対して十分な説明をおこなった上で、誰もが納得のいく形で選考を再開する必要があるのではないか。</p>
28	総長選考会議	公開質問状に対する回答	<p>①内規の変更はすべて所定のプロセスを経て行っている。5名を3～5名以内に変更した背景には、平成27年の改正国立大学法人法の施行や令和2年の国立大学ガバナンス・コードの策定などがあり、こうした社会的要請の背景もあって、総長選考会議が従来との対比でより主体的に選考に関与するのが望ましいとの選考会議における議論があった。総長選考の公示に際しての議長談話(4月28日)でも、その旨の説明を行い、皆様のご理解をお願いしたところである。候補者は「求められる総長像」に照らして、各候補者の適格性について、率直かつ多様性の観点なども踏まえた多面的な審議が行われた結果、候補者の絞り込みを行った。</p> <p>②東京大学総長選考会議内規に関する了解事項(4)オ.によれば、代議員会の席上で発表することのみ定めている。それ以外の取り扱いについては規定上明確なものはないので、公表の取り扱いについては、選考の都度、総長選考会議で決めている。</p> <p>③選考が行われたときは、国立大学法人法及び同施行規則に基づき、当該選考の結果、選考理由、選考過程を公表する。それまでの間、静謐な環境において、意向投票が実施できるようにするため、学内情報の取扱いに留意を求めた。公表の取り扱いについては、選考の都度、総長選考会議で決めている。</p> <p>④総長選考プロセスは、国立大学法人法の趣旨に則り、学内の意向のみに偏ることなく、学内委員及び学外委員から構成される総長選考会議が主体的に選考を行っていることを社会に対して説明することこそが透明性・公平性を確保することであり、今回の議長談話においても「総長選考会議が主体となって進める選考の透明性・公平性を一層高める」との表現を用いているのは、こうした趣旨によるものである。</p>
28	[考える]	公開質問状に対する「回答」への応答	<p>①総長選考会議が選考の「主体」であるとはいったいここまでの「権限」を認めていることになるのか、その権限の範囲をはっきりと規定し、ブラックボックス化を防ぐことこそが、我々は総長選考の「透明性と公平性」を確保するために必要なことだと考える。総長選考会議の「主体的」な関与が実際には「独断的」になっているのではないか。</p> <p>②回答から、公表を禁止する明示的な規則はないことが確認された。我々が質問したのは、そうであるならば、今回は総長選考会議の判断でいままらでも公開できるのではないかと、公開すべきではないかと、ということであり、それに対する回答は得られなかった。</p> <p>③回答から、公表を禁止する明示的な規則はないことが確認された。民主主義において必要なのは「静謐」ではなく、活発な「議論」ではないか。ことさらに「静謐」を要請する総長選考会議の意図は何であるか。議長は「プロセス」を繰り返し強調なさいますが、そのプロセスに間違いがあった場合には、ただちにそれを停止する必要があるのではないかと。</p> <p>④回答で使われている「社会」とは何で、議長は何者に対して「説明」なさっているのか。閉鎖的な処置を取りながら、「社会」に対して説明するという主張が分からない。「学外」の委員(経営協議会委員)の多くを占める経済界が議長にとっての「社会」であるように見受けられる。そのように特殊な「社会」に対する「透明性」が、結局は、今回の事態が示すように教職員に対する「不透明性」になっているのではないではないか。</p>

●9月7日の会議で、小宮山議長が「匿名文書」という信頼の薄い文書を持ち出し、特定の候補（＝宮園）を強く候補者から外すように議事を進めたという疑念。

●9月7日の会議で、投票の位置づけを明確にせずに投票を繰り返した点、その投票には議長や委任投票も含まれていた点。表決の場合、議長は投票権は持たず、委任投票も認めないことは「東京大学総長選考会議内規に関する了解事項」に書かれており、事実であれば内規違反である。

(5)検証

総長決定後に行うとされていた検証について動いたのは、10月9日のことだった。五神総長(当時)が東大HP上で、「総長選考会議はその後、検証作業の方法を検討した結果、学内外の公正かつ中立的な立場の人々に委ねて行うのが適当であるとの結論に達し、10月8日に総長の私に対して、検証委員会の設置等について然るべき形で協力して欲しい旨の要請があったこと、「泉徳治弁護士(元最高裁判所裁判官)を委員長とし、樋渡利秋弁護士(元検事総長)その他数名の委員(弁護士)によって構成される検証委員会を立ち上げること」、「可能であれば11月中旬に検証結果を提出」することを

発表した。

このころになると、様々な学外メディアから9月7日の議事録の反訳の内容とみられる記事が散見されるようになる。これらの記事も興味深いものばかりであったが、五神総長が検証についての声明を出す少し前に、衝撃的な報道がNHKから出た。それは、9月7日に行われた会議の音声データを当局の事務がすでに消去しているというものだ。どのタイミングで消去されたのかは分からないが、以前から検証を行うと言っていたにも関わらず、このような隠ぺいともとられかねない事態となり、総長選考を注視していた人たちに大きな落胆を与えた。

それからしばらく当局からの動きはなく、次に動いたのは東大新聞であった。11月14日に検証についての記事を出し、検証報告書を11月中旬に公表することや検証委員会のメンバーが「委員長を務める元最高裁判所裁判官の泉徳治弁護士、元検事総長の樋渡利秋弁護士、田中克郎弁護士、菊田行紘弁護士、大河原遼平弁護士の5人でいずれもTMI総合法律事務所に所属」していると報じた。これは田中氏をはじめ多くの教員が指摘していることでもあるが、そもそも検証を1つの弁護士事務所が行うこと自体、検証の正当性の確保という面で非常に危しい。日本弁護士連合会が2010

年に出している「『企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン』の策定にあたって」によれば、検証は弁護士だけでなく、「事案の性質により、学識経験者、ジャーナリスト、公認会計士などの有識者が委員として加わることが望ましい場合も多い」としている。さらに筆者が得た情報によると、TMI社への発注は小宮山議長の意向によるものであること、TMIは小宮山議長が大きく関わっているEMPという東大が提供しているプログラムの参加者・話題提供者であり、元々親密な関係である可能性があることが分かった(詳しくはコラム⑥)。以上のことから、ここで行われた検証も疑念を払うものとはとても難しい性質のものであった。というか、会見で小宮山議長は「総長選考会議でも、選考について検証と改善を行う」と言っていたのに、外部に発注しただけで、会議自身による自己検証は行われた形跡がない。

11月中に出すと言っていたのにもかかわらず、結局「令和2年度総長選考会議における総長の選考過程の検証報告書(以下、「検証報告書」)」が公表されたのは12月11日のことであった。同日に東京大学は記者会見を行っており、小宮山議長は議長を辞任している。ただ、これは議長を辞めただけであって、経営協議会や総長選考会議の委員は辞めていない。また、五神総長(当時)は、東

大HP上で「総長選考プロセスの検証報告を受け」と題したメッセージを公開した。ここでは、「検証報告書」を受け取ったことを報告し、2021年3月までの「残された任期中に、改善すべき点を可能な限り改め」としている。この「検証報告書」の内容とその評価については、会議の中身と深く関連することから、詳述は次節に回すことにする。これを受けて「考える」は、検証結果に対する応答を公開している。この内容も同じ節で紹介する。ちなみに、胡味山氏はこの検証について「会議の中身がめちやくちやなので、やり直せ、となることを期待していた。やり直せとまではいわずとも、選考会議を解散させるところまでを期待していた。議長退陣、小宮山万歳って感じで終わっている、不満ですね。箸を持つ手が震えるぐらい怒りを覚える」と仰っていた。

(6) 総長選考会議の組織検討タスクフォース

2021年1月20日に「検証報告書」で指摘された、総長選考会議の組織、運営、その他（事務局機能の強化）について、問題点の指摘と検討課題に関する意見を受けて、本学として、総長選考プロセスの見直しの検討を進めるために設置された。検討内容として、(1) 検証報告書に掲げられた問題点の指摘および検討課題に関する意見

のうち、総長選考会議の組織に関する事項と(2) その他総長選考会議の組織等に関し、見直すべきと考えられる事項が挙げられている。タスクフォースの構成員は五神総長（当時）を座長として、境田正樹理事（ガバナンス担当）と経営協議会3名、教育研究評議会3名を加えた8名である。タスクフォースは、部局長と経営協議会委員に対してアンケートを取って意見を収集し、2021年3月に報告書で、総長選考の改善点をまとめている。ちなみに、この境田理事は、今年度から先ほどのTMIに就職している。このTMIは名門弁護士事務所なので、どっかの元総長が口利きしたのかもしれない。

この記事では、「IV. これからの総長選考」でこの内容を紹介する。このタスクフォースの情報や報告書は東大HP上でダウンロードできる。

2. 議事録と検証報告書

ここからは、筆者が手に入れた「議事録の反訳」や「検証報告書」等の資料をもとに、「9月7日第7回選考会議」「9月25日第8回（臨時）選考会議」「9月28日要望書への回答と質疑応答」の内実について詳述していく。これについて、前2つについては、作成者及び作成意図不明で学内関係者及び学外メディアに出回っていた資料であ

り、本当にその内容が正しいのかは判別できない。ただ、関係者の証言や、特に「第7回選考会議」については70ページを超える長大なものであり、何もないところからこのようなものが作られるはずがないことを考えると、かなり確度は高いものと思われる。但し、作成方法や発言をどのように文字起こししているのか等の基準が明確でない。録音から文字起こしをしている場合、発言者について間違っている可能性がある。議事を進めた小宮山議長の発言についての確度は高いと考えられるが、それ以外の発言者については正確ではない可能性が高まる。そのため、これらの資料から引用する際は、小宮山議長以外の発言者名については、特別な事情がある場合を除いて伏せておくことにする。ただ、検証報告書により発言者が明記されている場合は、発言者名についても明記することにする。以下の内容は、この事情を踏まえたうえで読んでほしい。また、候補者の氏名は、苗字のみ、敬称略で表記することにする。

(1) 2020年9月7日 第7回選考会議

第7回選考会議は、9月7日の14時から18時15分まで、安田講堂2階大会議室で、委員16人全員の出席の下開催された。但し、小林委員は16時頃に退席している。この選考会議の議題は、①第2

次候補者の決定について、②第2次候補者への通知・学内への告示スケジュール等について、③意向投票の方法について、④その他、である。ここでは、「議事録の反訳」の内容と「検証報告書」に記載された内容から、議事がどのように進んでいったのか、順を追って説明していく。先に言うておくが、胡味山氏はこの第7回選考会議の中身を「外に出たら恥ずかしいもの」、そしてこの会議を含めた今回の総長選考のプロセスを「東大の歴史に重大な汚点を残した」と評している。では、その中身を見ていこう。

〈1回目の投票〉

会議が始まるとすぐに、9月4日の第6回選考会議で合意したという方法で投票を行っている。その方法とは、「各委員の意向を調査するための手段として各委員が無記名で各推薦する3人ないし5人の候補者を投票し、その後、各委員が意見を述べていく（検証報告書より）」というものである。この投票の仕方について、胡味山氏は「委員それぞれが投票した票数が異なるため、人によって票の重みが異なり、この結果に何の意味があるのか」と指摘している。結果は下表のようである。

その後、小宮山議長が得票数の少ない方から「

援演説のある方は名乗りを上げてほしい」と呼びかけていく。相原、太田については誰も名乗りを挙げなかったため「一応選外」ということになる。その後、福田以降は1人または複数人が名乗りを上げ、小宮山議長は「ポジティブな意見」「ネガティブな意見」をそれぞれの候補に出してほしいと告げる。そして、先ほど「無記名」で投票していたにもかかわらず、委員は次々と自分が誰に投票したかを宣言しだす。議論が進むにつれて、小宮山議長が委員に対してだれに投票したか問う場面もあった。これでは、何のために無記名だったのかよく分からない。この意見表明が一通りで終わったところで、小宮山議長は福田、白波瀬、大久保、石井には「三角」、永井、宮園には「四角」、染谷、藤井には「丸」を付けるよう指示を出す。前回の選考会議で確認されていたか分からないが、この会議でこの「三角」「四角」「丸」の定義やその判別方法は一度も確認されていない。それに、反訳を読む限り、藤井以外は小宮山議長がこのマークつけについて確認を取った様子は見られず、独断で決めているように思われる。特に「四角」につ

氏名	得票数
藤井	13
染谷	9
永井	9
宮園	9
石井	8
大久保	7
白波瀬	6
福田	3
相原	1
太田	1
計	66

いては、「三角」「丸」とどう異なるのか、読んでいても理解できなかった。

そして、この部分の反訳を読んでいて最も驚いたことは、この「ポジティブな意見」「ネガティブな意見」として、各委員が挙げていた意見の多くが根拠薄弱な印象論であるということだ。具体例をいくつか挙げれば「東大の総長つていうのはカリスマがなきや駄目なんで、そのやっぱり外に對して存在だけでオーラが出てるとか、そういうやっぱりパーソナリティなり、もの言い方なり、そういう要素も必要かなというふうに思います」「賞禄もあつてふさわしいんじゃないかなというのを一番感じた」「改革をどんどん進めていたできたという思いが強いで、そこをイメージ、軸にしました」「これはすごい悩みました。本当に●さんにできるのかな」「ちよつと本当に印象論で誠に申し訳ないですけども、ちよつと暗い印象を与えられる」「●さんが与えるような明るい、東大はこれから新しいことをやっていくんだという明るい感じ」「ちよつとお疲れなのかな」「あんまり積極的だなという印象を受けなかった」等々、キリがない。これらの発言は、前後に根拠が示されてはいない。もちろん、実績や面接での応答など根拠を示した発言や多様性に言及した発言もあるが、半分以上は印象論であった。挙句の果てに

は、小宮山議長までもが「印象論でいいんで」と言い出してしまふ始末。これでは、それぞれの主張を共有することも比較することもできず、議論が深まらないのは必至である。実際、一つの発言について他の委員が発言を重ねていくという場面は、ないわけではないが少ない。それに、そのやり取りも2人で終わっており、議論が全体として進んでいくわけでもない。

〈第2次候補者を何人にするのか〉

ここで、「丸」（藤井、染谷）と「四角」（永井・宮園）と、工学系2人と医学系2人の4人が有力となったところで、候補者を何人にするかという議論を小宮山議長が始める。最初に小宮山議長は「3から5としていて、特に分野とかダイバーシティとか言って5人にする必要はないんじゃないか」と発言して、他の委員の意見を募った。ここで、多様性への配慮として、文系である白波瀬か石井を候補者に入れるべきという主張が複数人からなされる。すると、ある委員から「ワーキンググループ、学内のワーキンググループの中で議論をして、3から5というところで減らすと。絞り込みをするという意図を含めて3から5にしました。その理由は総長選考会議が主体に、意向投票ではなくって総長選考会議が主体となつてものを決めてるん

だということ、こういう姿勢を明確に出したい

ので、そこで3に絞り込むという意図込みを込めて3から5ということにいたしました。（中略）3から5ということには、そういう意味を込めてるっていうことを「理解ください」という発言が出る。選考会議の主体性の表し方を絞り込む人数としか考えていないのは、あまりにも安直ではないかと筆者は思う。この発言から、複数の委員から「この4人に多様性要員として、白波瀬・石井のどちらかを加え5人にしてから、さらに絞り込むことを考えればいいのでは」という意見が出る。小宮山議長は多様性のために候補者を増やすことに反対の旨を示すが、とりあえず5人に絞るという方向性で議論は進んでいくことになる。そして、議論の途中で特に文脈なく、小宮山議長から「ちよつとさ、福田さんとあれ消していくくない？ 福田さん消して。それから太田さん、相原さん。」と発言があり、唐突に「選外」とされた太田・相原だけでなく、「三角」だった福田も候補から消されることになる。これについて、他の委員から異論はなかったが、この発言の前後は多様性の話をしているので、十分に異論を言える雰囲気だったかといえれば疑問が残る。ちなみに、ここまでの議論で、先に石井・白波瀬と同じく「三角」をつけた大久保・福田については全く言及さ

れていない。

この部分を読んでいて筆者が気になったのは、絞り込む発言をしている委員は藤井も含めて検討する旨の発言をしている一方で、小宮山議長は2度ほど「藤井はもう決定した」と指摘していることである。つまり、この時点では、藤井が決定したということは委員全員が認識していないことが分かるのと、それに対して小宮山議長は決定したという認識を持っているために、議論を藤井確定で進めようとしていることが分かる。このように委員全体の認識が一致していない様子は以後も散見され、その度に小宮山議長は自分の認識を進めようとしていることが伺える。この点について、認識の一致は議長の役目であり、そこを確認せずに自分の認識を通そうとするのは、議長としていかなるものかと思わざるを得ない。ここまでのことを検証報告書では「議長を含む16人の委員は、この結果を見て、得票数が最も多かった藤井候補を第2次候補者とする、得票数の少なかつたC候補（＝福田）、E候補及びF候補（＝太田・相原）を第2次候補者の選考の対象から外すことを合意した。」と記述されているが、少なくとも福田を外した件については、小宮山議長の文脈を無視した突然の発言によるものであり、本当に合意したかどうかは微妙であると、筆者は思った。

〈2回目の投票〉

小宮山議長が「ダイバーシティ号に乗りますか。要するに、じゃあ投票するとしたら、石井先生か白波瀬先生に投票する。そのときに、どつちにも丸しなくてもいい。それで、過半数取った人がいれば入れる」と発言して、2回目の投票が行われた。ここでは、「表決」という言葉こそ使っていないが、「過半数取った人がいれば入れる」という発言を聞けば、表決であると委員が認識されてもおかしくない、というか普通表決だと思おうと筆者は思うのだが……。ここで検証報告書では「ダイバーシティ」という観点から、文系又は女性の候補を第2次候補者の選考の対象として残す場合、D候補（石井）とA候補（白波瀬）のいずれを残すか、あるいはいずれも残さないかについての議長を含む各委員の意向を調査するための手段として、各委員が上記のうちの1人を投票することになった。」との記述があるが、議事録を読む限り、投票以前に「いずれも残さないか」という点は明確に確認されていない。そして、この結果が左表のようであった。

氏名	得票数
石井	9
白波瀬	4
白票	3
計	16

この投票結果を受けて、石井が過半数を獲得したことから、白波瀬を候補から外し、石井を候補に残すことになる。これは結果的に、石井をとりあえず候補に残すということを決めており、結果からみても表決としか、筆者には思えなかった。票数を見てわかるように、当たり前のように小宮山議長も投票している。表決の場合、議長は投票してはいけない、と内規に書いてあるのだが……。

そしてこの後、議長を含む委員同士の投票についての認識の差が浮き彫りになる。まず1人の委員が、これまで触れてこなかった大久保（三角）を候補から外そうとする（議事録を読む限りだが、おそらく黒板に書いてあった名前を消そうとする）。これ以降しばらくの発言を、そのまま載せておく。

- 小宮山…大久保さん消していいの？
- …そのために今投票したんじゃないですか。
- 小宮山…それでいいのね。
- …はい。いや、そのために、今投票したんだと思って。
- 小宮山…ああ、なるほど。それも含めて。
- …もしやるんだったら3名でやらないといけない。

小宮山…さっき2人って僕みんなに言ってるし、大久保さん消すっていう議論、どこから来てるわけ？

●…いや、今の投票がそれですよ。だって、2名のうちから1名入れましょうねっていうことを言った途端に、もう大久保さん消えてますよ、当然。

小宮山…えっ。残りはこれからやる。

●…三角付いていたのを、何も配慮しないで、今消しちゃったんですよ。

●…だから、もしそうだったらば、大久保さん入れて3名のうち1人入れましょうっていうふうにしなないと。同等の権利があるんだもん。3人も。

小宮山…左のほうは消した記憶がないんだよ。僕が言ったのは。

●…失礼しました。だけど、僕の感覚から言うと、3名で、それで。

小宮山…皆さん、どう思ってた今投票した？この2名のうちの1人。そうでしょう。2名のうちの1人っていうつもりで投票したよね。

●…そのほかのところについてはタッチしなかった。

小宮山…タッチしてないよね。

●…でも、それはすごくおかしいと思いますよ。

小宮山…なんて。

●…その議論やるんだったら。

小宮山…ダイバーシティの議論だったから。

●…それだったら大久保さんの議論ちゃんとして、そのあとにしないと、大久保さんのほうが上かもしれないじゃないですか。なんで先にダイバーシティの話にいくんですか。議論としておかしいですよ。

小宮山…いや、これからやるんだよ。これから、

僕のもりはね、これから大久保、染谷。

●…全部でもう1回やる？

小宮山…うん、これから議論する。

●…四角で丸がくくってなかったみたいな。

小宮山…そうなんです。

●…くくってなかったの、もうそれは僕は論外だというふうに理解しました。

小宮山…あ、なるほど。

●…私も●先生とまったく同じ理解です。

(●はすべて同じ人の発言とは限らない)

これを読めば分かるように、投票の位置づけと
その後の扱いについて、認識が共有されないまま
投票が行われていることが分かる。しかし、投票
の位置づけについての認識が異なれば、当然投票
先(この場合、特に白票を投じた人)が変わる可

能性が考えられるだろう。しかし、この投票について、認識の統一をしてからやり直すということは行われていない。

ある委員がこの後、ここまでの議論をまとめているが、その発言によると「ちよつと確認ですが、今の議論で少し戻ると、今4名ですか。藤井先生「が」赤(＝確定)で、宮園、永井、それから染谷は四角(＝有力)ですね。ここ(＝この4人)はとりあえず置いて置いていいことですよ。で、「今現在は」5名にしようか、3名にしようかっていう議論をされて、そこでダイバーシティとか分野バランスがあったので、「その中ならどちらの候補が望ましいのか、ということ」2名について投票いたしました」ということらしい。

この後、ある委員から経営協議会が推薦している永井が、どのような経緯で推薦されたかについて質問が出て、小宮山議長がそれに答える時間が続く。これについても、筆者は違和感を覚える。まず、そういう候補者を絞り込むのに影響するよ
うな情報は、会議の前に共有しておくものではな
いかという点と、当日共有するにしても一番最初
にするべきではないかという点である。そして、
その関連で、経営協議会が推薦する候補を決める
議論の中で落ちてしまった候補の話など、います
る必要ないだろうという話が経営協議会のメンバ

間でしばらくなされる点だ。

ここから、次の議論に進むかと思えば、さらに
ここで2回目の投票の位置づけについての確認が
入る。小宮山議長は、「ここから大久保・染谷・永井・
宮園・石井からまず4人、できれば2人(＝藤井
を入れて3人)になるまで絞っていく」という旨
の発言をするが、複数の委員から「それでは、も
し石井が外れてしまったら結果的に、文系の候補
者がいなくなってしまう、何のための2回目の投
票だったのか、となってしまう。この点について
確認するべき」「過半数の方が賛成した意向(＝
石井)をつぶすのはいかがなものか」という意見
が出る。それから、「少なくとも第2次候補者を
5人にする場合は、ここで石井は当確にする、5
人からさらに絞る場合は落とすかもしれない」と
いう確認が、かなり時間をかけてなされる。そこ
で、現状石井を除くと、工学系は3人(藤井・染
谷・大久保)で、医学系は2人(永井・宮園)で、
藤井は確定だから、工学系の染谷・大久保から1
人に絞ろうという話が出る。しかし、それでは筋
が通らないと、石井を別格にすることについて異
議が出て、小宮山議長もそれに同調、結局藤井以
外の染谷・大久保・永井・宮園・石井の5人を対
象に投票することになる。つまり先ほどまでして
いた、2回目の投票の位置づけは確定しないまま

に、次の投票に移ることになる。結果的には、2回目の投票で白波瀬を候補から外すという結論だけが残ったと言えるだろう。

〈3回目の投票〉

3回目の投票の前というタイミングで小林委員が退席する。その際、小宮山議長は5人まで推したい候補を書いてから退席してほしいと言い、小林委員はメモを残して退席する。しかし、内規では委任投票はできないことになっているため、このメモをこれからの投票に入れるのは問題があるのだが、3・4回目の投票にはこの票が入っている。これについて胡味山氏は「メモに推薦したい人を書き残すという行為は、これからの行われるであろう議論で自分は意見を変えない、つまりこれからの議論は自分にとって無意味であることを暗に示す行為であり、東京大学に対する侮辱である」と強い違和感を示していた。さらに筆者が付け加えるとすれば、百歩譲って推薦したい候補に対して強い意志を持っていて、議論によって揺るがないものであったとしても、これから投票がどのような位置づけ・扱いの下に行われる投票なのか、について小林委員は知る由もない。そのような票に、不在者のメモから票に加えるのは、適切な行為とは到底思えない。

3回目の投票について、ここからかなりの時間をかけて、一人何票投票するか、投票の結果何人に絞るのかについての議論が行われる。結果、昨年度からのメンバーから「5人は多いから3から5にした」という発言が蒸し返され、小宮山議長もこれに同調し「うん、だから、あなたがおっしゃるよりも、はるかにやっぱりの圧力っていうのは強くて、今もう京都とか大阪は意向投票はもう1回しかやってないでしょう。今、最後の1人までやってるところっていうのは、あまり数、数えてないけれど、そういう流れになってるんですよ。それで、さっきの間、先生は東大ではひっくり返すことできないから、意向投票を、代議員の投票を重んじるとおっしゃったけど、あんなこと言ったら、もう外じゃあ通らないよ、全然。だから、そういう。」という発言が出る。これを受けて「3人前提にして2票ずつ入れて、2人を選ぶが3位が同票か僅差だった場合、両方入れるという考え方もある」という旨の発言の後に3回目の投票を行うことになる。この考え方について小宮山議長も「いいですね。そうしたらそれで。」と発言している。こうしてようやく3回目の投票が行われた。ここで先述した小林委員のメモの上位2人を投票数に加えている。その結果は下表に示す。

この結果から、まず大久保は候補から外し、過

氏名	得票数
染谷	9
永井	8
宮園	8
石井	6
大久保	1
計	16

半数を獲得した染谷は確定することが確認された。これも、先と同じく投票結果をそのまま絞り込みに用いており、実質的には「表決」と変わらない点は指摘できる。小宮山議長は大久保・染谷を除いた3人からさらに絞り込みを行う旨の発言がなされるが、複数の委員から投票前に確認した考え方に従い、染谷・永井・宮園・藤井の4名ではないのではいかという発言が出る。しかし、ここからなぜか意向投票と投票が行われた後どうするかという話に議論が飛ぶ。

〈意向投票について〉

ここから意向投票の扱いや位置づけについて国立大学法人法成立まで遡るといって、この会議の趣旨から外れる議論が行われる。ここでは、小宮山議長を含む学外委員から意向投票に対する強い不信感が示された。その過程で小宮山議長から唐突に「例えばあんまり言うのあれだけれど、(中略)藤井、染谷、永井だったら非常に選んだなっていう感じがするよね」という発言が飛び出す。さらに、複数の委員から「意向投票の結果をひっ

くり返したくはない。ひっくり返すとその理由を説明しないといけない。それなら、ひっくり返さなくても済むようにここでちゃんと絞った方が良く」という旨の発言も出てくる。この時点で、意向投票が気に入らなければひっくり返すことが前提となっている発言が出ていることにはとても驚いた。ある程度候補が絞られている時点でこの発言なので、この委員はある特定の候補は絶対に総長にしたいくないという考えが背後にある可能性が高いと感じた。この発言と今までの議論の流れから、意向投票の位置づけについて明確になっておらず、委員の中には非常に軽いものとして考えている人もいることが分かる。ここではさらに、「意向投票の票数は公表されるかどうか」や「記者会見では小宮山議長は出席しないといけないのでは」「意向投票ではおそらく接戦になるだろうから、3位はダメだけど、2位の候補なら大丈夫では（なぜか3人が前提となっている）」という、意向投票をひっくり返す場合の理由付けとその公表についての話もしている。

そして、ある委員から「われわれ外の人間で、こういう期待があるんですけど、先生方はこちらの、ここを改革をどんどん進めていって、その代わり五神先生のちゃんと取捨選択してやっていくタイプの人が望ましいと私は思うんですけれども、宮園先生みたいに、皆さんの意見を聞きながら、それなりに粛々と進めながらいいのかわかってどっちなのかなってというのがね。どちらの方を選ぶのかわかっていうことを私は聞きたい。それはきつと小宮山先生が記者から質問されます。五神路線で、どういう人を選んだんですか。だって総長選挙会で選んだわけですから」という発言がなされる。この発言から、学外委員が懸念している候補が宮園であることが分かる。その後も他の委員が「宮園先生について、ためらい、躊躇が、特に小宮山先生がしてて、ご発言から感じられるんですけれども、例えば倫理問題、さつき●先生が言いましたように、それどういことなのか。要するに学外のものというか、どういう問題だったのか知らないんですね」と宮園を名指したうえで、小宮山議長の意見を伺う発言をする。そして、小宮山議長は「永井は病院経営を赤字から黒字にしたが、宮園の責任ではないが、彼が病院長の時に赤字が拡大した」「倫理の問題をうまく処分したかもしれないが、外の人はそうは見えていない」「私の知り合い10人くらいに聞いて回ったら、宮園はいい方だが、経営者としては疑問符がつくと同った」等などいろいろ述べたのち、「宮園を次期総長に選んでしまうと、」やつぱりこの学内の論理で選んじやうのかいと言われると思うんで

す。こつちがね、それに関して、いやいや、そんなことはないよ、こうだったって明確に言えればいいけど、その記者会見で。そこらへんはかなりなりスクを感じるということですね」という発言につなげる。最後の発言については、要は「宮園が次期総長になっちゃうと、記者会見する私が、五神路線とは外れていることや学内の論理に従っていることを説明しないとイケなくなる（それは嫌だ）」と言いたいのだろうか……。そして、これは誰に説明しないとイケなくなると言いたいのか、筆者にはよく分からなかった。意向投票で宮園が1位となり、そのまま宮園を次期総長に選んだ場合、そんなに厳しい意見が飛んでくるのだろうか。少なくとも学内からそのような意見が出るとは思えないので、国や経済界等の小宮山議長周辺の方々のことを指していると思われる。

そして、この小宮山議長の熱演の後に「宮園は代議員選挙で1位だったのを落とす、ということについて学内に説明しなくていいのか」という委員の質問に対して、しれつと小宮山議長は「代議員選挙の結果や得票数は公表されていないから、その議論は終わっている」という旨の発言をしている。さらに「だとしても代議員選挙の結果を我々が尊重しなくてもいいのか」という質問には、小宮山議長と他の委員が「代議員の選挙結果を尊重

してしまつと、そこには含まれていない経営協議会推薦の永井だけ尊重されなくなつてしまふ」²代議員選挙で投票する候補者は所信を書いていないし、面接も見ていない。それに比べて選考会議は両方行っている」という旨の発言をして退けている。まあ、1つ目の発言については、なぜ代議員

選挙の結果Ⅱ学内推薦の候補者の意見分布を尊重すると、経営協議会推薦の候補者がいがるにされるのか、直接論理がつながっていない。2つ目の発言については、だからなんなのか、という感じだ。さらに小宮山議長から「学内といつてもね、そこ言つちやうと意向投票の意味の問題にもなるんだけれども、そんなによく、この人が経営者としていいかどうかとか、この人はどういうビジョンとパッションを持っているんだとか、そこまで投票する人は知らないんですよ」と、議長でありながら、意向投票についても軽視するような発言が続く。ここまで、言い訳を考えるような議論を長々と行つた後、ようやく候補者の話に戻つていく。

ここまで見てきたように、小宮山議長を中心に他の委員が宮園についての懸念を述べているが、「知り合いに聞いてみた」とか根拠薄弱と思えるような指摘ばかりである。しかし、この会議は対面で行われており、議長の立場の人がこれだけ特

定の候補についてのネガティブな意見・印象を述べていることを考えると、他の委員の今後の投票に影響を全く与えなかったと本当に言い切れるのだろうか。

〈3回目の投票の扱いと匿名文書〉

ここで、複数の委員から3回目の投票で9票と8票はそんなに変わらないため、藤井・染谷・永井・宮園の4名がいいのではないかという意見が出る。というか、さっきまでの話の前はこの4人案の話をしていたわけだが……。これでようやく議論が決着かと思われたが、ここで小宮山議長が「もう少し私の申し上げた意味を考えてくれないう？ この雰囲気さうだつていうのはよく分かるんです。でももう少し議論しません？ 本当に大丈夫ですかつてこと」と発言し、(宮園を含めた)4人では納得できない意向を示した。さらにこの後、小宮山議長や他の委員が「宮園が総長になったときにはリスクがある」としきりに発言している。この時点で、特に確認を取ることなく、議論が「宮園を入れて4人」vs「宮園を含めずに3人」という構図に固まつてしまふ。小宮山議長を中心に複数の委員は「宮園を含めずに3人」以外を認めないし、その具体的な根拠は示さずに「リスクがある」の一点張りである。そのため議論が

煮詰まつてしまつているのが反訳を読んだだけで、非常によく伝わつた。そして、最終的に今回の総長選挙で最も問題になつた小宮山議長の行動につながつた。小宮山議長は以下のように発言している。

「学内委員はみんなご存じなの？ 何も知らない？ 言うしかないですかね。僕以外知つてる人は事務と。要は、私のところに告発文が来ました。非常に短いものです。それでまあ、前半はコロナ対応ができない、東大がプレゼンスが書いてある。ここは何て言うのかな、大したことではない。その次の段に、処分された教授との、リトラクトされた多数の共著があると書いてあつたけど、それでも本当かどうかを調べなさい、というふうな事務があれを調べて、データがあつたんで。そうすると、1つだけ共著があるんですね、リトラクトされたものの中に。大したものではないと言つちやうとあれなんだけれども、相当の共著者が数が多い中のお一人になつていく。それで、そのこと自体はもちろん、他の共著は、リトラクトされていない共著というのはたくさんあると。それで、それ自体はもちろん先生を処分するとか、そういったよ

うな性質ではない。だけどそれだけでも事実があれば、先ほどの細かい云々が、経営が赤字だ、それはこれまでの不祥事に対する、非常に甘い体制の帰結であるといったような話をされるリスクは小さくはない、と私は思っただけで心配している。それはどこから来たかという、病院の有志一同。それで中身を読めば、極めて論理的なもので、その一つ一つのは、コロナの理由とかで、いやいや、そうじゃなくてっていう議論はもちろんあるんだけど、1つでもね、リトラクトされた共著があるというのは、スキヤンダルを起こす報道としては……っていうようなこと。」「……は、反訳作成者が聞き取れなかった箇所と思われる。」

ここから「リスク」と繰り返し述べていたのが、宮園が不正研究を行った研究者とのリストアップされた共著があるという点であったことが分かる。ちなみに、小宮山議長によれば、この文書は匿名で、名義は有志一同、病院の封筒で届いたとのこと。しかし、胡味山氏によれば、この匿名文書の実物についてはこの会議中はおろか、1月に行ったインタビュー時点でも確認していないとのことだった。そのため「本当にそんな文書が存在するのかわからない」と仰っていた。この点

について、「この匿名文書について宮園に弁明の機会すら与えられていないのだから、議事の根拠としては排除するべき」という指摘もなされている。この小宮山議長の発言に対して、白鬚委員が以下のように反論している（検証報告書に名前が記載されていたため、発言者名を記入している）。

「彼が関与していないということがはっきり白黒、われわれも分生研の時代に百何報の論文を全部仕分けして読んで、そしてこの人は関係ある、この人は関係ないっていうような、それこそ山のような作業をやってきましたけど、そこで本人の名誉というのは保たれるべきで、それやってないっていう、この人は白でこの人は黒ですっていうことをわれわれもできる限りはつきりやっただけですよ。それで医学部の場合もその過程は確か踏んでるはずなので、そこで白というふういきちんと判定されているならば、その部分が蒸し返されるといってリスクはないと私は思いますけれど。むしろ。」

「……やっぱり告発とかその手のものっていうのは、かなり無責任で、しかも新聞や雑誌に名前が出てしまうわけですね。コイツはいつてやってくる人たちはたくさんいるので、僕としては次元がだいぶ、ちょっと程度が下がって

るかもしれませんが、あまりだから告発っていうのは相手にしないほうがいいんじゃないかなというふうに思います。それはだから本人の持久力と大学の持久力というか、体制というか、つまりんことは相手にしないことがすべてだと思いますけど、本当。東大はそうではないですけど。」

実際、検証報告書に記載されているように、白鬚委員の発言は正しく、すでにこの件に関しては東京大学科学研究行動規範委員会によって、宮園は白であると決着している。すなわち、小宮山議長は全く根拠がなく、しかも誤った情報をこの選考会議に持ち出したことになる。こうした反論に対して小宮山議長は明確な反論はできていないが、「白鬚委員の意見も1つの考え方である」というような発言をしており、自分の主張に対する訂正は行っていない。

小宮山議長は先ほどまで「リスクがある」の一点張りだったにもかかわらず、こうして匿名文書の話がひと段落すると、スッキリしたのか、すぐに「じゃあ、だいたい申し上げることは全部申し上げた。で、気にするべきじゃないんだというご意見も伺った。あとはどう、決断ですね。どういうふうにするか。これはだれもなかなか言いにく

「この後。どうしたいと。やっぱりもうしようがない、最後は投票するよりしようがないんじゃないか、これぐらいの話になると。どうだろう」と切り出した。ここからは4回目の投票へ議論が向かっていくことになる。

へ4回目の投票

ここで、渡邊副議長からこのような発言がなされた(胡味山氏へのインタビューからこの発言は、渡邊委員によるものと確認した)。

「藤井・染谷は委員全員が納得していると思うと指摘したのちに)、今残っている医学部系の2人というのは、どちらがなってもたぶんこの中で今のようなことをまた、それこそ意向投票が終わったあとで議論しなければいなくて、その議論は結局たぶん結論が出ないような議論になるだろうと思うんですね。(中略)。そうするとこれは、意向投票で仮にどちらかがトップになったとしても、それをひっくり返すような議論をもう1回ここでしなきゃいけないし、しかもここが1枚岩、2枚岩になれない状態でひっくり返すことをしなきゃいけない、なんかものすごく大変なことになってしまふ。大変じゃなくて、時間が喰うから大変という意味でなく

て、いろいろと不公平な状況になってしまふのではないかと思ひまして。そうであれば、2人はキープして、残りの人たちというのは、この2人じゃない人のほうがいいんじゃないか。私は今でも個人的に思っていて、それは石井先生がいいんじゃないかと。最初申し上げた文系がいいとかいう話は置いておいて、非常に変な言い方ですけど、3人選ばなきゃいけない。2人についていうことはないので、そうすると申し訳ないですけど石井先生には3人目として、ほぼ可能性があまりない方として出させていただくというところでその3人、ということであれば、そうするとonly keyに藤井先生か染谷先生のどちらかが1位になるでしょうから、そうだとすれば僕は安心して、今度は追認できるということになるだろうと思うんですね。」

この発言において、石井を推す理由は「多分、意向投票になっても3位だろうから」だけである。その理由についても何も述べられていない。この発言については、反訳を読んだことのある人からは「石井先生に対して、非常に失礼ではないか」「石井先生に対する侮辱である」「総長選考会議の判断の恣意性が如実に表れている」という指摘がなされている。これに対し、小宮山議長は「乗り

たくなっちゃうんだけど」と同調している。しかも、渡邊副議長はさらに「石井の意見については」私自身は個人的には決して賛同するような意見ではありませんでしたけれども、でも一つの考え方としては当然あり得るわけですので、なので多くの方が支持されているのもそういうことであるかと思ひます」とも発言している。このように、なぜここで渡邊副議長が、文脈を無視して突然石井を持ち上げたのか、明確な根拠は示されていない。つまり、本当に議論を決着させるためだけに、石井を取り上げているとしか思えない。そして、結果的に渡邊副議長の発言がもとになって石井は4回目の投票の投票先に含まれることになる。さらに驚くべきことに、4回目の投票で石井に入れた3名はその後の委員間の雑談で判明したそうだが、もしその自己申告が正しいとすると、言い出しつべの渡邊副議長は石井には投票していない可能性が濃厚である。このことが、コラム④で挙げた3つ目の陰謀論に箔をつけている。そしてこれ以降、特に確認を取ることやせずに「藤井・染谷は委員全員が納得している」ことが前提となって議論が進んでいく。

そして、特に候補者を3人に絞るといふことの明確な確認作業を踏んでいないにもかかわらず、小宮山議長が「じゃあどうしよう。それで投票す

るか、しないかね。投票するとしたらどういう投票するの？」と切り出し、他の委員が「いや、3人というふうに決めているので、この4人の中からどなたを。」と答えている。そして、なぜかこの時点で、染谷について確定であることが前提となっており、小宮山議長も「ちよつと「投票先から」染谷消してくれない」と発言している。しかし、反訳を読んだ限り、染谷は確定であることについて、**明確に合議を取るような行程は経ていない。**

ここで、ある委員の「……仮に宮園先生が非常に多くの票を取ったときに、そのリスクをどうするかという話になります。そうでないとしたら、

この場でやはり宮園先生はこの選考会議としては推せないということになります」という発言から分かるように、再び宮園への謎の不信感と意向投票軽視をぶり返したのちに、最終的に3人にするか4人にするかの議論に帰ってくる。複数の委員から「4人でもいいのではないか」という旨の発言が出るものの、小宮山議長は「できれば「永井・宮園・石井の中から」1人にしたいというのが今の意向なんだけどね」「この3人の中から1人を選ぶということでもいい？」等の、3人で行きたいという意向の発言を繰り返している。挙句の果てに、ある委員の「投票の結果が」同数

の場合には4人も可能性としてはあり得るということですか」という発言に対して、小宮山議長は「そうだったら決選投票やろうよ」と返答している。このように、4人の可能性について複数の委員が発言しているにもかかわらず、小宮山議長は頑なに3人に固執していることが伺える。結果、議長を含めた15人が永井・宮園・石井の3人に對し1票ずつ投票を行うことになった。そして、小宮山議長は小林委員の表についても言及し、小林委員については、上記メモに記載された候補者で既に第2次候補者に決定された染谷候補を除く者のうち上位の候補者1人を投票数に加えることになった。その結果は左表のようであった。

この結果を見て、特に議論することなく永井を3人目の候補とすることで、議論は終わっている。ここまでの議論の流れから、小宮山議長の強い意向が反映されて「あと1人を選ぶために投票を行う」ということを認識して、多くの委員は投票を行ったと思われる。すなわち、毎度のことながら、これも実質「表決」であると言っても、多くの人は納得するし、委員の中には「表決」である

氏名	得票数
永井	7
宮園	6
石井	3
計	16

と認識している人がいてもおかしくない。このことは、後述する「(第8回(臨時)選考会議」にて、多くの委員が「表決だと認識していた」という旨の発言をしていることから裏付けられた。ここについては「検証報告書」においても「第7回選考会議の4回目の投票の際の議長の議事運営の妥当性については、やや疑問を呈さざるを得ない。」となっている。ただ「選考会議は高度の判断能力を有する委員の集まりであり、上記の4回目の投票の際に再度の投票を求める発言はなかったこと、議長の議事運営も委員の発言を抑圧するほどのものとは到底いえないことに照らすと、第7回選考会議における議長の議事運営が第2次候補者選定の合意を無効ならしめるものと評することはできない」らしい。反訳を読んだけど、その「高度な判断能力」とやらが発揮された場面が思いつかないのだが……。

また、結果的に藤井・染谷・永井の3名となったことで、3回目の投票の前に確認されていた「3人前提にして2票ずつ入れて、2人を選ぶが3位が同票か僅差だった場合、両方入れるという考え方もある」は反故にされたことになる。

この4回目の投票について、ここからかなりヤバイ話になるので心して読んでほしい。(2)にて詳述しているが、この第8回選考会議の議事録の反

訳を信じるのであれば、途中退席していた小林委員がメモに残した候補者は、藤井・永井・染谷の3人ということになる。つまり、4回目の投票において、小林委員の票は永井に入っていることになる。しかし、この票は本来、内規からすれば含めてはいけないものであるのも、もしこの内規が順守されていれば、永井6票、宮園6票で同票だったことになる。この場合、議論の流れからこの4回目の投票の後に永井・宮園で決選投票が行われていた可能性が高い。ここで、胡味山氏によると「もともと宮園を推していたが、直前の小宮山議長らの宮園に対するネガティブな意見に影響されて、この4回目の投票において宮園ではなく石井に投票した委員が少なくとも2名はいる」とのこと。これが事実であれば、このもしかしたら行われていたかもしれない、5回目の投票において、宮園が逆転していた可能性が高い。

また、そもそも内規によると、議長も表決の場合は投票してはいけないことになっている。そしてここまでの小宮山議長の発言から、4回目の投票において、宮園に投票したとは考えにくい。そして、小宮山議長はこの会議において、石井については「多様性確保のために入れるのはどうか」という旨の発言、永井については「病院長時代、赤字だったのを黒字まで回復させたという実績が

ら、その経営能力を評価する」旨の発言をしている。このことから、小宮山議長は永井に投票した可能性が高いと思われる。ここまではすべて事実であるとすれば、内規を順守して小宮山議長と小林委員の票を除いた場合、永井5票、宮園6票となり、この時点で宮園が第2次候補者に確定していたかもしれない。あるいは、小宮山議長の票のみを除いた場合でも、先に述べたように5回目の投票が行われ、宮園が選ばれていたことだろう。

以上のことが起こっていたら、候補者の3人は藤井・染谷・宮園となっていただろう。そうであれば、代議員選挙において宮園は1位であり、藤井以上に学内で支持されている人物であるため、意向投票で宮園が1位となっていたことも考えうる。このことから、次期総長に選ばれていた可能性が十分ある人物が、この適切とは言えない議事・投票によって除かれてしまったのである。まあ、そのあとの選考会議でひっくり返される可能性はあるが、それでもここで宮園を除くのと、意向投票の後で宮園を除くのでは、意味合いも社会に与えるインパクトも異なっていただろう。ここまでは、すべて仮定の話ではあるが、筆者は起こっている。でもそうおかしくない世界線であると考えている。

〈議事録の扱い〉

時系列は前後するが、4回目の投票のやり方についての議論の合間に、反訳によれば以下のような会話が行われている。

小宮山…この議事録の扱いはどうなるんだ。一切残さないの？ それとも残すけれども公表しないの？

●…どこまで細かい記録書いていくかによるんですけど。あんまり書くとなね。

小宮山…普通のことは、●先生と弁護士とよく相談して、残すけれどもリスクのないように残すこと。まったく残さないっていうのは難しい。

●…あり得ると思います。

小宮山…あり得る？

●…6年前は合議の結果としか書かれてないので。

●…ちなみこれ録音してるんですか？

●…録音してます。

(●はすべて同じ人の発言とは限らない)

この「リスク」が具体的に何を指しているのか分からないが、こんなこと言ってるってことは、自分たちのやっている議論が、少なくとも外に漏れるとまずいっていう認識はあるんですかね。

◇総括◇

ずいぶんと長くなってしまったが、これは今回の総長選考で最も重要なポイントだったので、詳しく記述する必要があると考えた結果である。ここまで、あらかた筆者が感じた疑問点は指摘してきたので、ここではこの会議全体を通しての筆者の見解を以下にまとめておく。

まず議論の全体をみると、候補者についての議論（半分は印象論だが）を行っているのは、1回目の投票の後ぐらいで、他はどうやって絞るか、投票のやり方はどうするか、投票への認識の相違、意向投票や法人法の話等のこの会議の主題ではないことに多くの時間が割かれている。そして、意見の半分は印象論で、議論の流れも、話題がいろんなところにとんだり、一度決着のついた話をぶり返したりと非常に不明瞭な印象を受けた。はっきり言ってお粗末である。特に投票を行った後に、その位置づけや扱いについての認識の相違が明らかにになり、そこで揉めている様子は、読んでいて地獄だった。まるで「小学校のクラスで委員を選んで」レベルであると筆者は評したい。また、反訳を読んでいただけで、小宮山議長の意向がはっきりと分かるほど、中立とは言えない議事運営であった。特に「候補者は3人」「宮園は外したい」という意向は、何度も発言しており、異

なる意見を持つ委員もいたにもかかわらず、結果的にこの2つは達成されている。

そして、最も驚いたのが会議中にほとんど「求められる総長像」に触れられていないことだ。反訳によれば、「求められる総長像」に触れたのは1回のみで、そこでもその内容までは踏み込んでいない。「求められる総長像」では、先述した5つの資質、能力が挙げられており、そのような「資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される」と書かれている。本来であれば、ここで掲げている5つの資質、能力について各候補者の比較検討を行うのが、この会議でやるべきことだと考えるが、まったくそのようなことは行われていなかった。強いて言えば、(反訳の発言者名を信じれば)主に学外委員から「経営能力」についての言及があるくらいである。ただ、これも「求められる総長像」に沿って発言しているのではなく、自身がそういう基準で判断しているというだけだと思われる。このことから、委員にとつては「求められる総長像」は非常に軽く扱われており(というかそもそも扱われていない)、その程度のものであることが伺える。「求められる総長像」は、総長選考会議の数少ない選考基準・方法について公表されているものであり、これを公表することで、学内構

成員からの理解を得るといふ側面もあるのにもかかわらず、実際の総長選考で使われていないのは、いかがなものだろうか。

胡味山氏もインタビューで、候補者についての議論について「極めて定性的で、個人のスキキライに基づくような議論だった。ある程度要素ごとに定量的な議論がなされるべきところが、印象論に終始していた」と答えている。また小宮山議長の議事進行については「意見を出しにくい雰囲気はあった。小宮山の議論のやり方は、好ましくない議論が出てきたときは、パツと議論切ってしまった、深まらなかった」と振り返っていた。そのうえで「4時間の半分以上は小宮山の宮園を落としたいvs学内委員の投票の結果を重んじてほしい」といふ議論で膠着状態だった。おおよそみんな疲弊していて、何言っても届かないという感じだった」「一時、4人でいいのではないかという雰囲気になった。3人がいいと言っていた学外委員の一人も4人で仕方がないという感じで落ち着きかけた感じの時に、小宮山が3人でなければならぬ」といふ気持ちを取り、という発言があり、これが怪文書(=匿名文書)の呼び水になった。怪文書は、小宮山からすれば満を持して出したのではないかと指摘していた。

反訳を読んだという石井氏は「自分についてど

う言われているのか、読むのは面白かった」と感想を述べつつ、「意外に真剣な話をしていたが、最終誰を残すかという話をしている。どの人のどの条件が総長にふさわしいか否かかということを求められる総長像に照らして意見を述べるのだからうと思っていたが、投票を繰り返して、絞ることはかり考えているように見える。何のための求められる総長像だったのか」と議事の進め方について疑問を付していた。さらに、数少ない文系の候補者としての自分の扱いについては「石井というのは文系研究者だから、経営力には不安がある、みたいな話ならまだ分かるが、そういう話さえない。五神総長と同じ路線の人間を総長にすることが前提となっていて、女性・文系は入れといてもいいかな、的な感じ、色物的に扱われていると思った。これを絞るのが主体的だと思ったのだろう。この人たちは女性や文系をアリバイ作りにしか思っていないのだろうと思つた」と仰っていた。

最後に、この反訳を読んだ時の筆者の感想を述べて、第7回選考会議の話を締めようと思う。この反訳を読む前は、外部メディアから出ている断片的な情報しかもっていなかったの、正直あからさまに出来レース的な議論が行われているのかと思っていた。しかし、反訳を読んで、ちゃんと異なる意見は随所で述べられており、いい意味で

コラム③

湧き上がる陰謀論

このコラムでは、今回の総長選考で湧き上がってきた「陰謀論」について紹介していく。但し、その真偽については定かではない、ということをご承知の上で読んでほしい。

まず1つ目は、第2次候補者の中に永井を入れたのは、永井はおそらく選ばれないどころから、他2人の中にいる本命の候補を通しやすくするためではないか、というものだ。つまり、永井は東大の現役教員ではないため、意向投票で票が集まらないことが容易に想像できる。すでに3人まで絞っているし、そこからさらに確実に落ちる候補を紛れ込ませることで、本当に通したい候補が意向投票で選ばれる確率が上がる。しかも最悪2位でも僅差なら後からひっくり返せる。こうした打算があったのではないか、という陰謀論だ。

2つ目は、小宮山議長が3人にこだわっていたのは、3という数字にこだわっていたのではなく、議論の中でどうしても落としたい候補（小宮園）がいたために内規を利用したのではないかと、いうものだ。つまり、すでに3〜5の範囲内まで絞れているにもかかわらず、あえて議論を終わらせず、3人に絞るように議事を誘導することで、誰かを落とさないとけない状況をつくつたのではないかと、ということだ。

さらに3つ目は、4回目の投票で突如石井を投票先に加えたのは、宮園票を割れさせるためだった、という陰謀論である。石井が投票先として浮上したのは宮園へのネガティブな意見が出そろった直後であり、それを受けて意見が揺らいだ委員に石井という逃げ道をつくることで、票を割らせ永井を勝たせるという戦略だったのではないかと、いうものだ。

ただ、これらはすべて妄想の域を出ないし、深読みしようと思えば、いくらかでもできてしまう。しかし、今回はこのような陰謀論チックなことが疑われてしまうほど、不自然なことが多い総長選考だったということだ。あと、これだけは言いたい。陰謀論を妄想するのはすごい楽しかった。

コラム④

取材の断り方講座

この記事を書くために、筆者は様々な関係者にメールを書いて取材を申し込んだ。しかし、誰もがすんなり取材を受けてくれるわけではない。特に総長選考会議の委員は渦中にいるということもあり、なかなか受けてくれなかった。ただ興味深いことに、委員は三者三様の断り方をしてきたのだ。すなわち、総長選考会議の委員から「取材の断り方」を学ぼう、というわけだ。

① 検証を言い訳にする
筆者が取材を申し込んでいたのが10〜11月で検証委員会が動いていた時期というのもあり、ある委員は次のように返信してきた。
「連絡ありがとうございます。総長選考のプロセスについては外部の弁護士からなる検証委員会が組成され、現在、検証作業が行われています。その結果をもとに反省すべき点は反省し、改革すべき点は改革するというのが最もよいと思っております。検証委員会の結果が出た後であれば取材にご協力させていただきますが、それまではご容赦いただければと思います。」
ちなみに「検証報告書」が出た後でもう一度メールを送ったが、返信が来ることはなかった……。ご協力しろよ！

② 他の委員に押し付ける
正直このメールが一番面白かった。
「残念ながら現在大学の方での外部検証作業が入っております関係で私自身が今お話をすることは難しい段階にあります。すべての真実はその検証委員会にすべてお話をしております11月末にはその結果も出ると思いますのでそこまでは私はお話は難しいかと思えます。16名の委員がおられますのでどうぞ他の方に打診をしてください。今回は協力できずすみません。」

③ 返信しない。
やっぱこれだね。返信のない委員が一番多かったです……。

期待を裏切られた。一方で、大の大人、しかも東大の教員や、企業のトップや省庁の幹部等が参加している会議のレベルの低さに失望した。このレベルの議論しかしていないのにしつかり仕事をした感を出されると正直腹が立つ。この反訳を読む前と後の印象の変化を、筆者は「腐っているのかと思ったら、終わっていた」と評したい。

(2) 2020年9月25日 第8回(臨時)選考会議

この第8回(臨時)選考会議について、検証報告書では、次のようにまとめている。

「第8回(臨時)選考会議が、9月25日の18時30分から21時30分まで、オンライン会議(Zoom)方式で開催された。同臨時選考会議は、学内15部局長の同月24日付け要望書に対し回答を行うことを諮り、回答内容に関し議長を含む15人の委員が了承し、1人の委員が意見を保留した。選考会議は、同月26日から同月28日にかけて、メール審議により回答内容の審議を行い、学内15部局長に対する同月28日付け回答をまとめた。この回答に対し、2人の委員が、回答に記載されている『最終的には合議により、3名の第2次候補者を選出致しました。』等の事実に関し、認識に齟齬があるとして意見を保留した。」

筆者は、会議の途中までのものではあるが、この会議の「議事録の反訳」も入手した。反訳に近い部分については、胡味山氏の証言で補った。これに基づいて、会議の内容を「会議の流れ」、その中で「筆者が注目する発言」、「小林委員のメモ内容」、「小宮山議長の考え」というようにまとめた。またこの会議中に出てくる「要望書への回答案」は38ページの表に示した。

この会議は、学内からの反発を受けて開かれた臨時のものであり、何か総長選考のプロセスの中で決めたこと等はないが、非常に重要な発言が多かった。それをこれから見ていこう。まあ、一言でまとめると『7日の議論に瑕疵はなかった』ということの口裏合わせ」と言った感じかな。

〈会議の流れ〉

- ①学内からのこうした動きについてと7日の会議を振り返って、委員がそれぞれ自分の思うところを発言する。
- ②小宮山議長と渡邊副議長が事前に、事実関係の確認案を作成したので、それを委員全員で確認していく作業。
- ③確認作業からだんだん、再び「①学内からのこうした動きについてと7日の会議を振り返って、委員がそれぞれ自分の思うところを発言す

る」ようになっていく。

④その後、文書に対する提案に徐々に戻っていく。(③④で言った言わない議論が発生。)

⑤ある委員の提案で、この文書と7日の候補者選考に問題ないと思うのであればそれを宣言し、そうではない場合はその後のアクションについて「建設的な提案」を行うということに。

⑥多くの委員が問題ないと宣言するなかで、ある委員が「本日に9月30日に意向投票を行い、予定通りに進めていいものか自信がわかないので、学内の委員の本音を伺いたい」と指摘。

⑦小宮山議長が「今の回答案をベースに文書だけでなく対面で部局長らに会って説明する。そして委員には一致団結して支えていただく」という形を提案すると、複数の委員からこれに賛同する動きが出る。

⑧ここで、ある委員から「7日の候補者選考について納得していないが、今すぐ対案を提示するのは無理なので、保留させてもらいたい」との発言が出る。(ここで反訳は終了している。)

⑨胡味山氏によれば、この後保留者は2人に増えて、その2人に対する「いじめ」のような発言が他の委員から相次いだという。具体的には、小宮山議長から「保留者については実名を学内に公表してもいいのでは」、森田委員から「7

日に委員全員で合意を取っているのだから、今更実は違うことを思っていたとか言うのは認められない」という主旨の発言があったという。

①③で筆者が注目する発言

○反訳の発言者名によれば、少なくとも8名の委員から「9月7日の会議の4回目の投票については、表決ではないかと感じた」あるいは「それぞれの投票について、表決かどうかあいまいだった」という旨の発言が出た。

○反訳の発言者名によれば、少なくとも2名の委員から「匿名文書は議論の進行に大きな影響を与えた」という旨の発言が出た。

○反訳の発言者名によれば、少なくとも3名の委員から「現状を重く受け止め、一度プロセスを止めるべきではないか」という旨の発言が出た。

○反訳の発言者名によれば、少なくとも4名の委員から「9月7日の会議中、議長の投票や委任投票が認められていない等の内規の内容について、自分は十分に把握していなかった」という旨の発言が出た。

○反訳の発言者名によれば、少なくとも3名の委員から「候補者の人数は4人でもよかったと思っていた」という旨の発言が出た。

● 以上のような9月7日の認識についての発言に対し、ある委員からは法律や自分の責任の問題などを理由にして「あのときは議論の中では、確かに疑問に思ったとか、あるいは、そうすべきであったという」発言がございましたけれども、この今の議論も外にリークする可能性があるとするならば、その発言ははっきり言って撤回をされたほうがいいという旨の発言を繰り返している。

● 表決だったのではないかという認識に対し、小宮山議長は「事実を申しますと、できる限り合議でやると。いよいよとなれば投票する、だったかな。そういうことなんです。ただし、投票というのを表決とは考えてないんですよね。だから、その表決ということの意味の問題なんです。それで私は必ず投票が行われたあとでも『これでよろしいですか』ということ聞くことにしていたんですね。ですから、瑕疵はないんですよね、はっきり言う」と発言している。しかし、その直後「そのことを回答に書けばいいのでは」と提案されると、小宮山議長は「だから、その忸怩たるとおっしゃられても、正式の会議ですからね、ちょっと困るところがあって。」とお茶を濁している。

● 反訳の発言者名によれば、少なくとも2名の委員から「外部からの不信よりも、むしろ会議の内容等の情報がリークしていることに懸念を感じる」という旨の発言が出た。

● 反訳の発言者名によれば、少なくとも3名の委員から「匿名文書は議論の進行にそんなに影響を与えなかった（少なくとも私は影響を受けていない）」という旨の発言が出た。

● …小宮山議長が賛同を示した発言、

○ …小宮山議長が特に反応しなかった発言

ここでの発言からは、複数の委員から7日の会議のあり方(特に内規に関することや投票の扱い)について瑕疵があったという認識が示されている。しかし、後述する「(3)9月28日 要望書への回答と質疑応答」と「(4)検証報告書」では、このことは全く反映されておらず、こうした瑕疵はなかったことになっている。このことは、この会議で提示された回答案に、すでに表れている。こうした後々の動きも鑑みると、この時点で一部の委員が瑕疵を認めていることは非常に重要なことであると筆者は考える。また、学内からの反発を重く受け止め、瑕疵を認め、反省していると委員がいる一方で、学内からの反発よりも会議の内容が外に漏れていることを懸念する委員もいるな

ど、委員の間で温度差があり、選考会議が一枚岩ではないことも分かる。このことは、**回答を保留する委員が2人出た**という結果にも表れている。また、この会議中に瑕疵を認めるような発言をする委員に対して、それは良くないと圧力をかける委員もいたことも明記しておいた。

そして、小宮山議長の発言から、彼は「投票の後に『これでよろしいですか』と聞けば、投票通りの結果でその先の議論を進めても表決にならない」と認識していることが分かる。しかし、そのやり方では投票の結果を覆すには、投票の結果少数派であることが分かった委員が自ら名乗りを上げて、意見を言う必要がある。ここには、2つの問題点がある。まず、自身がこの会議で少数派であることが分かっているのに、あえて意見を言うというのはそれなりの心理的ハードルがある行為である。しかも、この会議はそれぞれの委員で持っている情報が揃っておらず、半分くらいが根拠のない印象論が語られるような場である。そのような場では、少数派の意見が反映される見込みは低いと思われる、より発言する意欲がそがれることだろう。このため「よろしいですか?」ではなく「少数派の方の意見を述べてください」というような議事進行にするべきだった。しかし、第7回選考会議の議事録の反訳を見る限り、このような議事

運営は1回目の投票の後にしか行われていない。2つ目は、この意見を述べる際に必ず自分が少数派であることを明かさないといけない点である。結局名乗り出なければならぬのであれば、なんのために無記名で投票したのか、という話になる。それならば、挙手制などにして最初から誰が多数派で、誰が少数派か分かっている方が、少数派は意見を述べやすいだろう。以上のような点で、投票結果を覆したい議事運営をしている以上、投票の扱い(表決か否か)と議事の進め方の少なくともどちらか、あるいは両方に問題があると言えど、まあ、それ以前に投票についての認識が委員ごとで異なっている時点で論外なんですけど。

④で筆者が注目する発言

●渡辺副議長「そもそもこの否定的な投書のうんぬんという、ここについては、総長選考会議としては一切情報を外部にはお伝えしておりませんので、そのお伝えしていない情報に基づいて、それに回答するというのも変だというふうに考えましたので、この回答の案としては、もう少しgeneralな観点から「回答文書を書いております。」

●ある委員「……[2点目の質問の回答について、]これは秘密にしてあることを、われわ

れがあったということ、ある意味で認めるということになるわけです、そして、そういう形で議論したことについて、外部の方の意見に反応して、また設定を変える可能性もあるというようなイメージが出てくることについては、ちよつと私は危惧いたします。」

②④の発言からは、自分たちが公表した情報に基づいていない指摘については、そのことを盾にして真正面から回答しようとしていない態度が伺える。しかし、元はと言えば、疑念が沸くような総長選考のプロセスを行ったのは選考会議であり、その疑念に対して選考会議が真正面に答えてこなかったからこそ、反発している教員たちは当局以外から情報を得ている。彼らにはこうした学内からの反発が、身から出た錆、つまり自分たちのこれまでの行いに原因があるという発想はないのだろうか。

小林委員のメモ内容

先述したように、小林委員は7日の会議で途中退席した際に、自身の推薦する候補をメモに書いている。そして、そのメモの内容は3・4回目の投票に加算されている。そして、この25日の反訳によると、小林委員の発言として「……、やつ

ぱり席を立つので、僕の意向としては3人ということなので、このとき永井先生、藤井先生、染谷先生という3人を書いて退出したんです。」が記されている。発言者は間違っている可能性があることは指摘したが、7日の会議で途中退出したのが小林委員のみであることから、反訳が正しければ、発言内容から、この発言が小林委員のものであるのは間違いないだろう。で先述したように、この発言は、もし内規通り小林委員の票が4回目の投票に含まれていなかった場合、投票結果と候補者がひっくり返っていた可能性を示すものであり、非常に重要な発言である。

〈小宮山議長の考え〉

ここでは、総長選考における意向投票についての小宮山議長の考えが分かる発言を引用する。

「私が皆さんに伺いたいののは、『3から5』に直したわけですよ。あのかのときの議論というのは、実は相当やっていて、それは渡邊先生がここに書いたことなんです。もう少し議論は突っ込んでやっていて、意向投票の存在自体が骨太の方針で違うふうにかかれ…(中略)…ているわけですね。しかし、われわれは、意向投票は重要であるという認識をしているわけです。しか

し、やはり学内の意見だけで決めるのは、今の総長、われわれが提案したような総長像という人、経営ができるのかといったようなことで、学内だけの意向で決めるのはよくないし、法律的にも選考会議で決めるということになっていく。その2つをどうやって満たすかということと、今やっているようなプロセスで、私たちが選ぶのは、この人たちならば、われわれは誰が選ばれても十分立派な総長としてやっていただけはずだと。それが今回は1人目、2人目はずつと決まりましたね。けれども3人目はなかなか議論で決まらなかったわけです。それで、だいたい皆さん3名ということになっていったんだと誘導したことはございません。というような意見というのは、つまり今のわれわれがつくった選考のプロセスというのは、大学の自治を守る、学問の自由を守るということのための意向投票と総長選考会議というアフヘーベンですね、その仕掛けをわれわれは数年かけてつくったわけですね。それを粛々とやっていることなんだらうと私は思っています。」

これを意識すると、「学外(Ⅱ主に政府)からは意向投票は要らないと言われ、学内からは意向

投票は重要と言われ、選考会議は板挟み状態だ。しかし、私は候補者の人数(Ⅱ意向投票における選肢)を5から3に減らし、かつ意向投票は廃止しないということで、両者のメンツを立てることができ(Ⅱ小宮山の言う「アフヘーベン」と考えている。このようなことを我々はこれまで数年かけてやってきた(だから、我々のやっていることは間違っていない)。」ということになるだろう。ここで、あえてメンツと書いたのは、政府と学内の要求は確かに異なるのだが、それぞれが求める選考方法には実態的にどのようなメリット・デメリットがあり、最善な方法は何かという議論の過程が、小宮山議長の発言からは示されていないからだ。そして、おそらくそのような議論はまともにしていないのだからと筆者は考えている。このような議論が抜け落ちていることをみるに、両者が納得するのはどのような形か、という視点でこの結論に至ったと考えるのが妥当だと判断した。まあ、少なくとも学内の教員は納得できていないからこの会議が開かれることになったわけ、その時点で「アフヘーベン」は失敗していると思うんですが。

これに続けて、他の委員の発言であるが、学内からの不信が起きている状況についての解釈がよく分かるものを引用する。

「大きなピクチャーで言うと、たぶんこの今学内で起きている混乱というのは、これを知っている人と知らない人との差だというふうに強く思います。つまり、これを知らない人は、今までどおりに意向投票でかなり主体的に、構成員が主体的に総長を選べるんだというふうに思っているでしょうけれども、一方で総長選考会議のメンバー、私を含めたメンバーというのは、こういうことがあったということを知って、しかもそれに合わせていぶん時間をかけてルールも変えてきていますので、当然それは総長選考会議が主体になるんであって、意向投票だけで決まるということでは許されないと、この認識がある。この両方の認識の違いが、こういう学内の先生方のクレームといいますが、ご意見として表れているものと、それから総長選考会議がやっていること、意思決定していることとのずれとして生まれているんだろうというふうに思います。」

これを意識すると「学内からの反発は、学外（主に政府）からの意向投票は要らないという要求と、我々が板挟みの中やってきた両者のメンツを保つ努力を知らないから、起きているんだと強く思います」となるだろう。そして、学内の動き

を「クレーム」とまで表現している。しかし、筆者なりに「大きなピクチャーで」書くと、「たぶんこのいま学内で起こっている混乱というのは」メンツを保つという理由でルールを変更してきたから、ルール変更についてあいまいな説明しかできず、多様性への配慮等の選考プロセスの実態的な説明を求める学内の納得を得られていない。「一方で総長選考会議のメンバー、私を含めたメンバーというのは、」学内の教員は事情を知らないから「クレーム」を言うんだと、「この認識がある。この両方の認識の違いが、」学内の分断」として生まれているんだろうというふうに「思う」。

(3) 2020年9月28日 要望書への回答と質疑応答

(2)で示された経緯で、15部局長との対面によるやり取りが28日に行われることとなった。これについては反訳ではなく、筆者が入手した、ちゃんとした議事録をもとに内容をまとめた。そのため、ここでは選考会議委員の発言者名についても明記することにした。最初に前述した4つの質問についての回答が示された。これについては、次ページの表に示したとおりである。下線部は25日の会議時に示されていた回答案にはなかった記述部分である。次に質疑応答が行われた。この内容については、重要だと考えるものを抜粋して次々ペー

ジの表にまとめた。質問の順番は議事録から変えていない。これらの内容については、つつこみどころ満載ののだが、ここまで読んでくれた諸君であれば、いちいち筆者がつつこまなくても、自分でつつこみを入れられるだろう。というか、つつこみどころが多すぎて、すべてにつつこみでいたら、さらにこの記事が長くなってしまおうのですすがにやめておく。まあ、つつこみのいい練習だと思っ、自分でつつこみを入れていってほしい。部局長らも結構鋭い質問を飛ばしているの。

ここでは、この情報で初めて明らかになったことについてのみまとめておく。それは、この時点（9月28日）で、すでに議事録の録音を削除していることである。このことが初めて報道されたのは、10月5日のNHKニュースである。ここから、この録音は7日から、1カ月を待たず削除されていたということだ。これでは、表内の渡邊副議長の発言「この会議は議事録を残さないものだと思っ、やってきた」からも分かるように、最初から検証のことなど考えていないことが伺える。

また、東大新聞の9月30日の記事『独自』「意向投票を予定通り実施」で学部長ら合意 総長選考会議の回答を受け』には、「最終的に、小宮山議長から意向投票の結果を尊重する旨が表明されたため、別途持たれた部局長らのみの会合で、30

要望書の質問と回答

質問	回答案 (25日) (一部抜粋)	回答 (28日) (一部抜粋)
質問1: 候補者を絞り込む方法の明確な合意がなされぬまま、意向分布の確認なのか、表決なのか、その性質が不明確な投票が議長の強い誘導の下に繰り返し行われ、議決の過程が不明である。投票が表決である場合には、東京大学総長選考会議内規に関する了解事項に抵触する疑いが残る。	7日の審議に先立ち、どのような形で審議を進めるかを事前に決めておく必要があると考え、4日の面接終了後に選考会議メンバーで議論をし、方針を決めました。その際、自分(=小宮山議長)は誰を高く評価するとか、誰は評価しないとか、口頭で発言するのは憚られるとの意見が複数出たため、4日の時点で合議により、投票方式をとることを決めました。しかし、これは表決ではなく、口頭での評価を避けるための無記名アンケートという性質のものとして私自身(=小宮山議長)は理解しており、他の候補の委員も同様の理解をしておりました。実際、議長として投票結果が出たあとで、白黒決着がつき終了という議事の進め方をすることはなく、投票結果を前にして再度各委員の意見表明を促すという進め方をいたしました。審議の仕方と決定と、実際の審議はすべて合議でなされており、適切であったと認識しております。	9月2、4、7日に会合。2、4日は一人につき30分ずつ面接。7日は審議。 4日に審議の進め方を決める、各メンバーが誰をどのような理由で推すのか口頭で説明するように議長から提案。ひとりひとりの意見表明は憚られるので、無記名の投票にすることに4日に決定。投票は無記名のアンケートという位置付け。具体的には、投票で決着をつけるのではなく、投票結果を踏まえて、各委員に意見表明を促す。投票結果が出た後も蒸し返す意見が出て、また議論。表決は総長選考会議になじまない。議長の意向は、オンラインでなく対面で議論したいというもの。他の委員も合議を指向していた。6年前も表決で決めたという記録はないので、6年前を踏襲。7日の審議中にこれは表決かどうか確認したい、という意見はなかった。表決という言葉は出なかった。
質問2: 会議の席上、突然議長から特定の候補に関する否定的な投書、匿名文書の存在が示唆され、同文書の内容の真偽の確認および選考資料としての採否に関する議論がなされないうまま、同候補が排除される大きな原因となった。	総長選考会議では、各候補者から文書でご提出いただいた所見と面接でのやりとりを踏まえて、求められる総長像の諸要件の一つ一つに照らして、新総長として適格か否かという観点から慎重な審議を行いました。当然のことながら、候補者の方お一人お一人について、強みと弱みがあるので、それらについて選考会議メンバー全員で意見を出し合いながら、丁寧に検討したというのが実際に行われたことです。そうした審議を踏まえ、最終的には合議により、3人の第2次候補者を選出いたしました。	匿名文書による特定候補の排除はなかった。会議では各委員からの所見と2日の面接、さらには各委員からの情報に照らして審議。それぞれの候補の強み弱みについて丁寧に議論した。議長が、それぞれのチャネルで委員が情報収集して皆に開示して情報を豊かにしてほしいと要請し、各委員が情報を持ち寄る。他の委員に意見を求める以外、議長は自分の意見を滔々と述べることはしていない。候補者の弱みについては、それぞれが意見を述べて、アンケート型の投票を行い、そしてまた議論した。
質問3: そもそも総長選考会議内規では3~5名の第2次候補者の選定が可能であるところ、あえて最少人数の3名に候補者を絞り込んだ過程には不自然さがある。	総長選考に先立ち、内規の丁寧な見直しを行い、第2次候補者の人数をこれまでの5名から3~5名に変更いたしました。言うまでもなく、この点を含む内規の変更については、すべて所定のプロセスを経て行っております。5名を3~5名に変更した背景には、平成27年の改正国立大学法人法の施行や令和2年の国立大学ガバナンス・コードの策定などがあり、こうした社会情勢の変化を踏まえると、総長選考会議が従来との対比で、より主体的に選考に関与するのが望ましいとの選考会議メンバーの判断がありました。	内規の丁寧な見直しを行った。第2次候補者を5名程度からを3~5名にしたのは、ガバナンスコード、改正国立大学法人法、社会情勢の変化に対応するためであり、選考会議の主体性を高めるためでもある。9月7日の審議では、求められる総長像に照らして選考。多様性も考えながら、委員が適切な人数について議論。何人がいいのかについて議論し、この3人でいいのではないのかという結論に収束。
質問4: 排除された上記特定候補は代議員投票で得票数第1位の候補であったとの情報もあり、もしこのような経過をたどって第2次候補の選考が行われたとすれば、選考プロセスの公平性、透明性に大きな問題があるというほかない。	9月2日、4日、7日の面接および審議に先立ち、得票数を選考の情報として利用してもらうのが適当と判断し、これは小宮山議長が判断し、総長選考会議メンバーに小宮山議長が配布することを、議長として指示いたしました。各候補者の所見の文書、面接でのご発言と合わせて、得票数の結果も踏まえた審議が行われたと認識しております。	得票数を選考の基準とすることを議長が提案し、2日朝に代議員の得票数が委員に配布される。得票数は非公表なので回答できない。だが、仮に、16名が投票を行ったとしたら、学内委員8名全員がある特定の人に入っても、学外委員は誰もその人に入れられないかもしれない。いろいろな情報から推薦して議論した。インタビューや調査活動を通じて機微にわたる議論を行った。この2点から代議員票と選考会議の票は一致しない。

※下線は25日からの変更された内容。

からね!

この記事を書くために、筆者はインフォマントから資料を提供してもらうことも多かった。ただ扱う資料が若干グレイなものもあり、取扱いは細心の注意が必要だった。
特に気をつけなければならぬのが「東大メール (geccu-0kyo.ac.jp)」で重要な書類はやり取りしないということだ。なんと、このメールアドレスを使ったり取り扱ったメールアドを使ったり取り扱ったメールアドに保存されており、権限がある人は好きに覗き見ることができるらしいのだ。部局でサーバーを管理しているところは大丈夫らしいが、そうではない学生のメールは見ることができるとのこと。
まあ、逐一監視しているわけでもないだろうから、ただの1学生に過ぎない筆者のやり取りなんて見て知ってしまうだけで意味が薄い。ただ技術的に可能であるというところは、今回のような、ある意味「漏洩」のような出来事を受けて、東大が監視体制を強化するみたいな動きになるかもしれない。
というわけで、このコラムを読んでいる読者の中には、東大メールでなく自分の個人メールで東大メールとなく自分個人のメールアドレスとかにしよう。それと、オンライン試験で試験中にメールで友だちとこっそり相談するとかも必要がある。あとは、東大の画像とか送付するのやめよう。東大のサーバーがイカ臭くなる

コラム⑤

東大メールの罠

部局長らと総長選考会議の質疑応答

質問	回答
回答書になぜ保留者がいるのか？ 今の口頭説明の内容についても会議の合意があるのか？	渡邊：原型は25日の議論。二人は自分が認識している事実関係と違う。今、渡邊が言ったようなことを言えば、二人とも合意。その点は、ほぼ完全に一致している。
代議員投票の結果を踏まえた、とはどういうことか？ 3名に絞られた過程を説明してほしい？	小宮山：合議の過程で投票数は開示した。 小宮山：3名にしたのは議論の過程で、決まっていった。2名はすぐに決まったが、3番目は投票ではなく、合議で決めた。
代議員の得票数で圧倒的多数だった人が選ばれなかったというのは本当か？ 代議員の投票が尊重されないのなら、意向投票もそうなるのか？	小宮山、渡邊：それはルールによっていうことができない。 小宮山：意向投票のために的確な候補を選んだ。意向投票を尊重するのは当然。
学内構成員の意向を反映するためには、意向投票だけでなく代議員投票も含めた全体のプロセスが重要。代議員投票の重みをどのように考えるのか？ 匿名文書を肯定否定もしていないが、文書はあるのか？	渡邊：個人の立場では、投票の重みについては言及したが、どこまで尊重するかについては言わなかった。 小宮山：渡邊のような例は実際にはなかった。 小宮山：リスク情報としてそのような話があった。匿名文書は届いた。差出人は有志。その中にある事実の一部に本当の事実が含まれていたことは確認。それがリスクになりうると考えた。
匿名文書について] 日付はわからないか。事実無根ではないのか？	小宮山：東大病院有志からの文書。開示できない情報もそうでない文書もあるので、これ以上言うことはできない。 渡邊：文書について小宮山は一言だけ言った、さらに委員から質問が出て、小宮山がさらに説明した。
文書が一つの部分的事実を含むと小宮山が言及したことがM氏(=宮園)排除の原因になったのか？ 我々のところに届いた情報によると、4人でも良いという意見を制して、議長が3人にしたということだが、それは事実か？ 事務局に録音はあるのか？	小宮山：それがウィークポイントとして、クローズアップされた事実はない。議論を誘導したことは一切ない。 総務部長：議事録確認のために録音したが、廃棄した。
守秘義務を持った第三者、例えば弁護士に総長選考過程を検証してもらったことも考えていたが、その手がかりがなくなったということか。録音はいつ廃棄したのか？	総務部長：議事録を作るために録音。議事録は1行のみで、録音は廃棄。
どのように意向投票結果(おそらく、次期総長候補者決定時のことを指していると思われる)について公表するのか？	総務部長：選考過程と選考理由を公表するのみ。 小宮山：今までのルールではどのような議論がなされたかは公表することになっていない。議論の過程を残すことはしていない。合意が得られたという事実が重要。
議事内容を公表しないのはいいが、問題が生じたときに後で検証できないのは問題。録音が破棄されたことが公表されると問題になるのでは？ 歴史の検証に耐えられるような記録を残すべきだった。 (対応する質問の記述なし)	渡邊：6年前の議事録を見たいといったが残っていなかった。この会議は議事録を残さないものだと思ってやってきた。事務が録音を残さないのは当然だと思っていた。 小宮山：学内の委員に7月に初めて入る人が多かった。学内委員が頻繁に変わるような制度に変えてほしい。「骨太の方針」には意向投票によらない総長選考を、と書いてある。総長選考が終わったら検証する。6年前の総長選考に関わった人は誰もいない。
事務が録音していたことは知っていたか？ 強い誘導はしていない、というのは本当か？ 3-5名については3、4、5いずれも等しく扱ったか？ 議長は強い誘導をしていない、議長は3-5名については3、4、5いずれも等しく扱った、について選考委員にも確認していただけないか？	小宮山：知らなかった。 小宮山：初対面の方がいて、難しいことがあった。 小宮山：扱った。 (対応する回答の記述なし)
退席していた方が合議に加わらず、それにもかかわらず、欠席投票を退席前の推薦順位に基づいて行った点に問題はないか？ アンケートの中には欠席した方の票も入っているか？ アンケートの後に議論しているので、欠席者が合議に参加していないのは、問題となりうる。 合議があったならその人がいないのは問題だし、表決に近いものなら、欠席者は投票するのは問題。	小宮山：完璧ではないが大きな問題はない。 渡邊：表決ではなく、いつでもひっくり返せるというような勢いでやった。
退席された方は退席後に何回投票していたのか？ 退席された方が退席後に参加された投票において、1票差の投票はないか？	(対応する回答の記述なし) (対応する回答の記述なし)
欠席者の書き残しが表決の意味を持つ投票に加算されていたとしたら問題。 投票がアンケートだという認識をすべての委員が持っていたか？	渡邊：表決ではないという認識を持っていた。 小宮山：全て議論して合意を形成する方法で議論を進めた。 渡邊：25日の臨時会議の際に、1名の委員があれば表決だったと言い切った。数名の方がそう言われればそれは表決だったと言った。だが、9月7日の会議でこれは表決だと意見を言う委員はいなかった。
投票結果に従うことがルールとの発言はなかったか？ 議長は投票に参加したか？ 小宮山：このまま30日に意向投票を実施してよろしいか？	小宮山：聞いていない、また、私はそのように発言していない。 小宮山：アンケートだから、議長も投票に参加した。 疑念は解消されていないので、同意はできない。

日の意向投票を予定通り実施すること、今回の選考プロセスについてなお一層の検証を求めることとで合意した。」と記載されているが、前ページの表の最後を見れば分かるように、この議事録では**部局長側は合意していない**。議事録と東大新聞のどちらが間違っているのか、議事録が正しい場合、なぜ予定通り意向投票が行われたのか、この点については分からなかった。なんでだろう。

(4)検証報告書

「1. 2020年度総長選考」で先述した経緯で、令和2年度総長選考過程検証委員会が12月11日に満を持して公表したのが「令和2年度総長選考会議における総長の選考過程の検証報告書」であり、39ページもある。次ページから2ページに渡り、重要な点を抜粋・要約した。ここまでで各選考会議の自身についてはすでに詳述しているので、この抜粋・要約では、検証報告書の事実関係について記述した部分は取り上げず、主に検証による判断の部分を取り上げている。また、この検証報告書については、「考える」がHP上で「検証報告書へのコメント」をあげている。また筆者は、学内有志が検証報告書に対する疑問点をまとめた書類（以下「疑問点」）を手に入れた。これらを参考にしつつ、この検証の問題点を指摘していく。

まず経緯のところでも書いたように、「考える」**「疑問点」**でも、**検証委員会がT M I総合法律事務所という一つの法律事務所のメンバーによって構成されていることの妥当性について疑義を示している**。そのうえで、「考える」では検証を弁護士のみで行ったことによる弊害として「検証を『選考プロセス』の法的な手続き論に留めたがゆえに、今回の報告書が問題の本質的検討をなおよざりにしている」と指摘している。以下に続く「検証報告書」の自身についても「法規的・形式的な妥当性しか」言及しておらず、総長選考会議で行われたことがもたらした**「実質的な悪影響」**について判断していないと不満をあらわにしている。「考える」と「疑問点」における指摘を、要約・抜粋すると43ページに示したようになる。

ここでは実際に検証委員会による調査を受けた胡味山氏の指摘を紹介する。検証委員会からは、「時系列に沿ってどのようなことが起こったのか」「合意形成の際、合意していたのか」「それぞれのタイミングでどのようなことを思ったか」「総長選考会議の問題点は何だと思うか」等の質問を受けたという。そして、「この質問についてはしっかりと調査結果をどのように解釈するか、に問題がある」と指摘している。これは側聞であるが、検証

委員の中には「この議事はめっちゃめっちゃで認められないのではないかという意見が出た」らしい。また、胡味山氏は知り合いの弁護士と相談したが、その弁護士からは「T M Iは事務所として関与しているわけではない、所属弁護士が個々の立場で関わっている、と言うのかもしれないが。弁護士の利益相反は事務所単位で考えるのが一般的なで、T M I社が引き受けていることは、本来は批判されるべきことでしょう」との回答を得たという。

また、胡味山氏はこの「検証報告書」についての不満も述べており、手続き上の瑕疵をもっときちんと指摘するべきだと主張していた。その手続き上の瑕疵とは、まず「小宮山議長は『表決ではなかった』と言っているが、法律の専門家に聞けば、表決だろうがアンケートだろうが、議長が投票するのは極めて不適切である」という点。次に「内規に反して委員の一人が退出してから2時間あり、そこで2回投票しているが、議長が勝手に票を入れている」点。そして、「怪文書（匿名文書）」の扱いである。これら3つは十分内規違反に当たると指摘している。しかし、ここで指摘されている点は「検証報告書」には反映されていない。また、胡味山氏は検証委員会からの合意形成についての質問に対して「自分は内心合意はし

「検証報告書」の抜粋・要約

< 検証報告書の留意事項 >

- ・検証は入手した資料や関係者へのヒアリングに基づいて行った。検証で用いた資料は東大から提供を受けたものであること。
- ・本検証外の資料及び関係者の供述等により本検証報告書と異なる事実が認められることを否定するものではない。そのため、新たな事実関係が判明した場合には、本検証報告書と異なる結論に至ることもあり得ること。
- ・本検証報告書作成者に対してはかならずしも、本検証報告書を証拠、資料その他主張等の根拠として使用しないこと及び本検証報告書作成者は、本検証報告書が当検証委員会委員の総意で良心に従って誠実に作成されたものであることを保証する点を除いて、貴法人その他いかなる者に対しても何らの義務及び責任を負わないこと。

< 検証方法 >

- ・関係者へのヒアリング、東大から提供を受けた資料、選考会議事務局が使用していた IC レコーダー 2 台（以下「本件レコーダー」と総称する。）のデジタルフォレンジックによって復旧された音声データを分析・検討することにより、本検証を実施した。
- ・検証委員会は、ヒアリング対象者から、令和 2 年度第 7 回選考会議の議事の録音反訳といわれる反訳書及びその電子データの複製を入手した。しかし、これらの反訳書及び電子データは、作成者や作成目的が不明のものであり、正確性も担保されたものではないため、当検証委員会は、これらを本検証の資料として用いなかった。

< 内規改正の適否に関する判断 >

- ・内規の変更については、いずれも、上位の法規である国立大学法人法、国立大学法人法施行規則、選考会議規則に違反するところがない。また、国立大学法人法や国立大学協会等の 2020 年 3 月 30 日付け「国立大学法人ガバナンス・コード」等の要請に沿ったものであり正当性を有している。

< 第 2 次候補者選定の合意の成否に関する判断 >

- ① 藤井候補及び染谷候補を第 2 次候補者に選定することについての合意の成否
 - ・藤井候補を第 2 次候補者に選定することについては、議長を含む 16 人の委員が合意し、染谷候補を第 2 次候補者に選定することについても、議長を含み小林委員を除く 15 人の委員が合意したことが明らかである。
- ② 永井候補を加えた 3 人を第 2 次候補者に選定することについての合意の成否
 - ・会議中に 4 回投票が行われているが、うち前 3 回は表決でないことは明らかで、委員の意向調査のための投票であった。
 - ・4 回目については、了解事項 1. (2) は、「出席委員の過半数で議決するときは、議長は表決権を行使しない。」と規定しているところ、議長や退席していた小林委員の票も算入することにしてきた。しかし、これが表決である旨の発言や、これまでの投票とは異なるという旨の発言は誰もしていない。ここから 4 回目の投票も、表決ではなく、意向調査のための投票であり、議長を含み小林委員を除く 15 人の委員は、合議の上、第 2 次候補者を藤井候補及び染谷候補を含む 3 人とし、永井候補を 3 人目の第 2 次候補者に選定することに合意したと認めるのが相当である。
 - ・第 7 回選考会議に出席していた委員の中には、内心において第 2 次候補者を 3 人とし、永井候補を 3 人目の第 2 次候補者とするに不満を抱いていた委員もいたと考えられるが、その委員も会議の場で異議の発言をしていない以上、会議では合意の意思表示をしたと認めるほかない。
- ③ 第 7 回選考会議における議長の議事運営一般の妥当性
 - ・第 2 次候補者を決定する上での基本的な問題は、第 2 次候補者の決定と意向投票との関係をどのように考えるかであるが、議長のこの考えは、意向投票という制度は維持する、選考会議は意向投票の結果を尊重して第 2 次候補者の誰が過半数を得ても原則としてその者を次期総長予定者に決定する、ただ、次期総長予定者は選考会議が主体的にその責任において決定するのであるから、第 2 次候補者には選考会議として次期総長予定者に決定できる者のみを選定する、その観点から第 2 次候補者はできれば 3 人に絞るのが望ましい、とするものである。議長は、この考えを第 7 回選考会議の随所で述べている。
 - ・議長の上記の考え方は、国立大学法人法に適合しており、議長の掲げる総長像も「求められる総長像」に適合していることから、議長の発言は、独自の考えを押し付けたり、一部の外部グループの考えを代弁するようなものではない。
 - ・議長は、穏やかな口調で上記の考えを披歴しており、第 7 回選考会議における議長の議事運営一般は妥当なものであったと評することができる。
- ④ 第 7 回選考会議の 4 回目の投票の際の議長の議事運営の妥当性
 - ・議長は、上記の 4 回目の投票の際、第 2 次候補者を 3 人とするべき旨及び宮園候補を第 2 次候補者に選定することには消極的である旨の発言を繰り返した。議長職に在る者は、選考会議の議事を整理し、会議を進行させる役割を担っており、自らの意向を述べる自由を有するとはいえ、できるだけ中立の立場で他の委員の自由な発言を促す方が、より望ましいと考えられ、第 7 回選考会議の 4 回目の投票の際の議長の議事運営の妥当性については、やや疑問を呈さざるを得ない。
 - ・選考会議は高度の判断能力を有する委員の集まりであり、上記の 4 回目の投票の際に再度の投票を求める発言はなかったこと、議長の議事運営も委員の発言を抑圧するほどのものとは到底いえないことに照らすと、第 7 回選考会議における議長の議事運営が第 2 次候補者選定の合意を無効ならしめるものと評することはできない。
- ⑤ 第 7 回選考会議で議長が匿名告発文に言及したことの妥当性
 - ・第 7 回選考会議で、議長が宮園候補にはリトラクトされた共著者が一つあると紹介した論文は、2013 年 9 月 19 日に撤回されており、東京大学科学研究行動規範委員会が 2014 年 12 月 26 日の「分子細胞生物学研究所・旧加藤研究室における論文不正に関する調査報告（最終）」において、宮園候補は、「不正行為への関与は無いとした者」と認定されている。さらに、宮園教授は共著者といっても、上記論文の執筆自体には関わっていない。
 - ・匿名の告発文は、作成者がその文面に責任を負わず、作成者にその意図等を問いただす機会がないものである。そして、議長としては、選考会議で匿名の告発文に言及するのであれば、適正な法的手続の精神に照らし、9 月 4 日の宮園候補の面接の際に、宮園候補に示して、その反論を聴いておくことが望まれた。
 - ・議長は、選考会議で告発文に言及するのであれば、各委員に告発文そのものを示して、告発文の実際の内容を見せ、誤解が生じるのを防ぐべきであった。さらに、調査報告において宮園候補を「不正行為への関与は無いとした者」と認定されていることも併せて紹介すべきであった。したがって、議長が第 7 回選考会議で宮園候補に係る匿名の告発文に言及したことは、妥当性を欠くといわざるを得ない。
 - ・但し、議長は、第 7 回選考会議において、匿名の告発文の内容自体は正確に伝えており、「非常に短いもので、それ自体はもちろん宮園候補を処分するとか、そういった性質のものではない」という趣旨の発言をしている。そして、議長の告発文の紹介内容は、それ自体としては第 2 次候補者の選考についてそれほど大きな影響を与える性質のものとは認め難い。また、第 7 回選考会議の場（次ページに続く）

- で、白髭委員（定量生命科学研究所長）が、上記の共著の論文は既に厳しく検証されていて、宮園候補は不正行為への関与がないと明確に判定されている、この論文が蒸し返されるリスクはないと考える、との発言をしている。
- ・選考会議は高度の判断能力を有する委員で構成されており、生命科学分野の専門家である白髭委員の発言もあり、議長以外の委員は、議長が言及した匿名の告発文の総長選考において持つ意味合いをある程度正確に判断できたと考えられる。
- ・議長の匿名の告発文に関する発言は、妥当性を欠くものといわざるを得ないものの、第7回選考会議における第2次候補者選定に関する合意を無効ならしめるほどのものとは認め難い。
- ⑥藤井候補を次期総長予定者とする決定の正当性
- ・第7回、第9回、第10回総長選考会議において、合議の上合意あるいは表決されており、藤井候補を次期総長予定者とする決定は、正当に成立し、全く問題のないものである。

<第1次候補者及び第2次候補者の氏名の発表の適否に関する判断>

- ①第1次候補者の氏名の発表
 - ・代議員会推薦の第1次候補者の氏名は、7月7日の代議員会の席上で発表され、選考会議に通知される以外、学内を含め発表されない取扱いとなっている。経営協議会推薦の第1次候補者の氏名も、選考会議に通知される以外、学内を含め発表されない取扱いとなっている。そして、その発表を命じる規定はないから、……規則違反となるものではない。
- ②第2次候補者の氏名の発表
 - ・議長は、9月8日付けで各部署局長あてに「第2次総長候補者の決定について（通知）」を発したが、その中で「なお、第2次総長候補者の氏名並びにこれらの資料については、学内のみ公表するため取扱いにご留意願います。」と付記した。この付記は、今回の選考から初めて加えられた。意向投票に学外の影響を受けないという趣旨のもので、もとより妥当性を欠くものとはいえない。ただ、意向投票の投票資格を有する者が教授会の構成員等であることを考慮すると、付記を加えるほどの必要性があるかはやや疑問であり、閉鎖的な印象を与えることは否めないから、この措置を続けるかどうかは、次回以降の選考過程を検討する上での課題の一つといえる。
 - ・東京大学は、藤井候補を次期総長予定者に選考した選考結果、選考理由、選考過程をホームページ上に掲載し、選考基準である「求められる総長像」もホームページ上に掲載しており、国立大学法人法の求めに従っている。第1次候補者及び第2次候補者の氏名は、もとより、国立大学法人法が求める公表事項には該当しない。

<令和2年度選考会議におけるその他の問題点の指摘>

- ①4月1日の選考会議委員の交代
 - ・令和2年度の選考会議が開始された4月1日で見ると、学外委員8人は3月31日に任期満了となったが、全て再任された。一方、学内委員4人は3月31日に任期満了となったが、部局ローテーションで委員を交代するため、全て退任し、再任されなかった。その上、学内委員は部局の長のポスト指定で選任されるため、任期途中の1人が部局の長の交代に伴って委員を退任している。すなわち、学内委員は、4月1日に8人中5人が交代している。
 - ・委員の交代は、2020年度選考会議委員間の意思疎通を妨げ、上記の制度整備の趣旨に関する共通認識の醸成を妨げた嫌いがある。2020年度が実際に次期総長予定者を決定する年度であったことを考えると、上記学内委員の5人のうちの3人の機械的な交代は問題であったといわざるを得ない。
- ②第1回選考会議における内規改正及び「求められる総長像」改訂の議決方法
 - ・内規改正案・「求められる総長像」改訂案は、令和元年12月3日及び令和2年1月28日の選考会議WG（学内委員によるワーキング・グループ）と科所長との懇談会において科所長に説明されているものではあるが、内容の重要性に照らし、改正・改訂を独立の議題として掲げ、新任の学内委員5人もその趣旨を明確に理解できるようにすることが望まれた。
- ③代議員会選出の第1次候補者の氏名の漏洩
 - ・代議員会選出の第1次候補者は、本人が立候補したものではなく、候補者となることを辞退することもでき、現に、11人のうち2人が辞退している。また、第1次候補者で第2次候補者に選定される者は限られている。したがって、第1次候補者の中には第1次候補者となったこと及びその得票数を公表されたくないと思う者がいる可能性が考えられ、公表されないという利益は保護されるべきである。上記の漏洩は遺憾な事態といわざるを得ない。選考会議としては、更に情報管理に努めるべきであり、漏洩を防止するための了解事項等の改正も検討すべきである。
- ④第7回選考会議の議事内容の漏洩
 - ・第7回選考会議の議事は、16人の委員が合議により10人の第1次候補者から第2次候補者を選定することであり、会議はもとより非公開で行われ、実質的にも秘密として保護するに値するものである。各委員は、非公開であることを前提として、第1次候補者についての評価を述べ、意向調査のための投票も行い、意見交換を行っている。このような議事の録音反訳書等が学内外に配られるということになれば、委員の自由な発言が妨げられ、第2次候補者の選定という公務の遂行に著しい支障が生じ、委員、特に学外委員と貴法人との信頼関係が損なわれるおそれがあるばかりか、第1次候補者の名誉も傷つけられかねない。
 - ・これまでの選考会議における内規改正等の議論の中では、選考に関する情報の保護という論点を取り上げられてこなかった。そのため、選考に関する情報のうち秘密すべきものについての明確なルールがないことも事実である。しかしながら、第7回選考会議の議題である第2次候補者の決定に関する議事が、東京大学教職員就業規則や国立大学法人法で保護されている「秘密」に該当することも明らかである。この議事の模様を録音し、その反訳書等を配ったことは、遺憾な行為といわなければならない。選考会議としては、再発防止のため、情報の管理に関するルールを定め、少なくとも、内規に「会議は公開しない」と明記することを検討すべきである。
- ⑤第2次候補者の所信表明の動画配信
 - ・動画配信は、選考プロセスの中で比較的重要な意味を持つ性質のものであるから、行うのであれば、選考会議において実施するのが望ましいと考えられる。学内で動画配信の企画が持ち上がった段階で、選考会議WGから選考会議に提案するなどして、選考会議として動画配信を行うかどうかを決定することが望ましかった。
- ⑥第7回選考会議の録音データの消去
 - ・録音データは、今回のように議決の成否が問題となったときの検証資料として役立つことを考慮すると、少なくとも次期総長予定者の決定又は令和2年度選考会議の終了の時までは保存しておくことが望ましかったといえる。

「考える」のコメントの抜粋・要約

- ・「内規改正の適否に関する判断」では、上位法規である国立大学法人法や「国立大学法人ガバナンス・コード」に即しているため問題ない結論付けているが、これがもたらす実質的な悪影響こそ問われるべきである。
- ・「第2次候補者選定の合意の成否に関する判断」では、明確な異議がなかったことをもって合意が成立したと見なしているが、意向分布を確認するための投票が表決かの明確な表明がなされたのか否か、表決であった場合には「了解事項1.(2)」に抵触する、議長および退席していた小林委員の票の扱いについて十分に検証されていない。しかし、たとえ「表決」であると明言していなくても、実質的に「表決」にあたる決定ができる余地を生んでいるのではないか。また了解事項によって厳密に規定された「表決」を採用せず、「意向分布確認のための投票」を繰り返したこと自体が、議長による恣意的な議事運営である、と言えないか。
- ・「第7回選考会議における議長の議事運営一般の妥当性」では、「そして、議長は、穏やかな口調で上記の考えを披露しており、第7回選考会議における議長の議事運営一般は妥当なものであったと評することができる」とあるが、この「穏やかな口調で」という認定の根拠が不明である。また、そもそも、客観的に形式的な検証に終始している報告書のなかに、「穏やかな口調で」という主観的な印象の記述が出現することは異様である。それよりも、議長という特権的な発言権のある立場の人物が、まず議事を誘導するような私的見解を述べたことが問題ではないか。
- ・「第7回選考会議で議長が匿名告発文に言及したことの妥当性」では、「議長が第7回選考会議で宮岡候補に係る匿名の告発文に言及したことは、妥当性を欠くといわざるを得ない」とはっきり指摘されている。この一事をもってしても、議長による議事運営には致命的な問題があったというのがわれわれ教員有志の認識であり、報告書で「第2次候補者選定に関する合意を無効ならしめるほどのものとは認め難い」と結論付けているのは、適切な判断とは思えない。
- ・「代議員選出の第1次候補者の氏名の漏洩」や「第7回会議の議事内容の漏洩」では、正規的手段ではない方法で情報が公表・配布されたことについて、「遺憾な行為といわなければならない」と断定しているが、これらは明らかな「公益通報」の趣旨で録音・配付された議事内容を「漏洩」と呼ぶこと自体が誤りであるとわれわれは考えている。このような公益通報によらなければ、議長による不適切な議事運営は闇に葬られてしまった恐れがある。公益性を担保するために行なわれた自主的な公表をあたかも指弾するような「漏洩」という表現は、この報告書に記されるべきものではない。

「疑問点」の抜粋・要約

- ・東大当局から提出された資料のみを調査するのでは、検証される側の資料であり検証にならない。その結果、留意事項に「本検証報告書と異なる結論に至ることもあり得る」「本検証報告書が当検証委員会委員の総意で良心に従って誠実に作成されたものであることを保証する点を除いて、貴法人その他のいかなる者に対しても何らかの義務及び責任を負わない」という記述があるように、極めて限定的な検証にとどまっている。
- ・第6回選考会議では、最初から投票による意向調査を行うことにしたとあるが、これは議論の筋道として基本的に合議に基づくべきと言う方針と反する。望ましい総長像と各候補者のこれまでの実績などを確認する作業から入るべきで議事運営テクニックとして不適切。そもそもこの選考会議で総長像と各候補の書類などの確認の議論なく、当初から候補を絞っているような印象を受ける。あるいはそのような議論を避けている印象がある。
- ・第7回選考会議では、「求められる総長像」と候補者との関係は議論されていない印象を受ける。手続きに終始し、本質的議論がない。
- ・小宮山議長が小林委員に投票を書きように指示したことは違法的である。及び退席した小林委員の票を入れなかったらどうなるかはわからず、不適切な投票がおこなわれ、それが表決とされた。この議事運営は不明確で、委員間に違和感や誤解が生じていると言わざるを得ない。
- ・4回目の投票は、小宮山議長と小林委員のメモが入っており、これを除いた際の得票数はわからず、この投票は無効である。
- ・突如として告発文の話が議長がしている。この告発文の開示がなく存在すらも疑わしい。流布している反訳によると、議長はしつこく「総長になると根掘り葉掘りされる」、など言及しており、ネガティブな印象を与えることに終始している。極めて不適切な告発文の扱い方で、これによる影響は白髭教授の説明で払拭されることはない。
- ・別のタイミングでは、議論の進捗の中での議長の発言の強さに対する苦言を述べている学外委員の発言もある。全般に議事運営の強引さ、わけわからなさで委員間に困惑がある。きちんとした環境の中での議論の成立性すらも疑わしいと思われ、議長の責任を問うとも、議論の成立性を疑い、やり直しの必然を感じる。
- ・議長が「ルールはこの3人から1人ずつ選んで同数でなければ1位をしましょう、と言うのがルールだったんで。」との発言があるが、通常は過半数獲得が原則と思われる。このルールはどこでどう決めて、合意があったと言ってもそもそも正当であったかも疑問である。終始、経営協議会推薦の永井氏への加担が感じられ、学内意見の公正な取り入れがなされていないと考えられる。
- ・内規改正について、検証委員会の検討は国立大学法人法との法律的な関係においてはその通りである。しかし、東大憲章を遵守することを総長像の始めにも書き、各教員にもそれを求めているので、むしろ東大憲章下での総長選考会議の有り様を探ることが本質である。
- ・「永井候補を加えた3人を第2次候補者に選定することについての合意の成否」について、4回目の投票は、規定違反の議事運営であり、また意図もあるのではないか。これを止められなかったのは委員の責任ではないと考える。加えてこの議事運営は議長の意図でなされたもので、委員から異議が出なかったから成立とは考えられない。議論の混乱の責任は議長専一であろう。
- ・「第7回選考会議における議長の議事運営一般の妥当性」における「穏やかな口調」というのは全く違和感がある。これは音声も聞いての感想か。ほかのところでも外部委員が議長の発言が怖いような印象を語る部分がある。
- ・「第7回選考会議の4回目の投票の際の議長の議事運営の妥当性」における「合意を無効ならしめるものと評することはできない」という結論は、それまでの記述からは出せない。
- ・「第7回選考会議で議長が匿名告発文に言及したことの妥当性」について、そもそも当該文書の確認がなされているのか。自作自演ではないか。
- ・「第7回選考会議で議長が匿名告発文に言及したことの妥当性」について、白髭委員の発言はそこまでの効力があつたかどのように判定したのか。また「合意を無効ならしめるほどのものとは認めたい。」という記述はそれまでの記述とも整合せず、客観性も根拠もなく意味がないと思われる。
- ・「第7回選考会議の議事内容の漏洩」について、「遺憾な行為と言わなければならない」とあるが、これだけ高圧的な議論が進む中、耐えがたくこのようなこととなったと思われる。法令上は遺憾であるが、議長の異常不可思議な議事運営に対して善良な義務の履行、公益通報にもあたる。しっかり検証を行う必要がある。

ていなかった」と答えたそうだが、このことも「検証報告書」には反映されていない。

特に「検証報告書」の「第7回選考会議で議長が匿名告発文に言及したことの妥当性」で白鬚委員が指摘しており、委員は良識を持ち合わせているから、匿名文書の影響はないと結論付けていることについて、胡味山氏によれば「そんなことはなく、少なくとも2名は意見を変えている（宮園↓石井）」とのことだ。

さらに「議事内容の漏洩」について、胡味山氏は「今回の一件は、公益通報だと思う」としたうえで「各候補者の個人情報が出るのは良くないというのはあつてしかるべきだが、人の誹謗中傷を行っている議事内容が外に出て困るというのは違う」「会議の中身には秘匿性がある。会議の中身が議事録として残してしまうと、自由な議論、ポジティブな話もネガティブな話も、ができなくなるという部分には一定の理解を示す。しかし、怪文書は根拠のない誹謗中傷ともいえるものであり、これに依拠して議論を行ったことが漏れるのは困るというのは、はき違えてないか」と指摘していた。また、本来であれば東大の総長の選考会議の議事録は「将来歴史研究家が振り返ってみてもいいような書面なわけだが、結果オーライで進めていいようになっていて、こういった背景も含

めて手続きが整備されていない」「総長選考が開かれるたびに、どのような議論がなされてきたかプロセス（議事録含め）が世の中に、問われるような形で公開されてしかるべき」と仰っていた。

◇総括◇

ここまで読んでくれた読者なら分かると思うが、「検証報告書」で記述された内容は、反訳で示された議事内容の骨組みだけを抜き出したような薄っぺらいものになっており、その実態についてはほとんど言及がない。また「検証報告書」では「合意がなされた」という記述でまとめられていることが多い。しかし、これは、(2)で示した小宮山議長の発言にあるように、「これでよろしいですか?」と言ったときに、誰も反論していないという状態を「合意」「合議」としているだけである。しかも、反訳を読む限り、こうした確認を取るようなセリフがなく、流れで勝手に決まっている事項も多い。さらに「投票」についても、「検証報告書」ではすべて意向投票であり表決ではないため、議長も欠席者も票を含めても問題ないと結論付けている。すでに指摘したことであるが、少なくとも4回目の投票については投票後全く議論しておらず、(2)から複数の委員が表決だと認識していたことが分かる。このことの他にも、(2)で

は委員のなかにも、7日の議事運営について疑問を持っていた者がいることが分かるのに、それが「検証報告書」にはほとんど反映されていない。

一方で、での「取り繕った」回答により近いものになっていることが伺える。このことから、この「検証報告書」が非常に限定的な検証にとどまっていると云わざるを得ず、もっと言えば小宮山議長寄りの内容という印象を受ける。

また、「考える」のコメントや東大有志による「疑問点」では、より実態的な側面についての指摘が目立っている。このことから、「検証報告書」の内容は、東大教員が求めていた検証とは程遠く、到底納得できるものではなかったといえるだろう。胡味山氏は前2者とは異なり「手続き上の瑕疵をもつときちんと指摘するべき」と主張していた。また、検証報告書には「穏やかな口調」という記述がある一方で、胡味山氏は小宮山議長の物言いを「恫喝」と表現していた。ここにも温度差を感じる。

筆者としても、一学生が入手した情報だけでも、第2次候補者の顔ぶれは、議事・投票が「まとも」に進行していれば覆っていた可能性が高いことが分かるのに、そのような検証が全くなされていないこの検証報告書には、失望を禁じ得ない。

お得意の忖度ってやつなんでしょうか。

IV. これからの総長選考

ここからは、筆者が行ったインタビューをもとに、田中氏、石井氏、胡味山氏のそれぞれ意見について記しておく。また最後に、先述した「総長選考会議の組織検討タスクフォース」が検討した事項についても軽くまとめておく。本記事が今後の総長選考会議のあり方に影響を与えるとはとても思えないが、この記事を読んでくれた読者諸君の総長選考に対する考えが深まれば幸いである。インタビューで伺ったのは以下の2点である。まず、10月2日に総長選考会議によって藤井輝夫が次期総長に選ばれ、ひとまず総長選考のプロセスは終了したが、この「総長選考の正当性」をどう評価するか。そして、今回の総長選考プロセスの反省を踏まえて、今後の総長選考に向けて「あるべき総長選考の形」をどう考えるか、である。

1. 今回の総長選考の正当性の評価

この質問をしたときに、田中氏は微妙な表情をしながら「意向投票がちゃんと行われて、しかも2位とかなりの差で選ばれた候補がちゃんと選ばれた。そのため、プラクティカルに判断すれば、ギリギリ正当性のある人が選ばれたと思っっている」と答えていた。しかし、10月2日の記者会見で、

小宮山議長の「3人に絞ったから意向投票を認めたい」という旨の発言については、「出来レースだったと言わざるを得ない」「筋でいえば3人選んだ時点でおかしいというのが気持ちの半分だ」と納得していない旨の発言もあった。ただ「2位とあれだけ差のついた人をひっくり返すのは、苦しい」「正直、ここが落としどころかなとも思っている」とも仰っていた。

石井氏はそこまで迷うことなく「正当性を疑うつもりはない」と答えていた。その理由については、曲がりなりにも手続的には瑕疵がないため、としていた。また意向投票の結果通りであることやここでひっくり返すとさらに混乱してしまうことも挙げていた。ただ「選考プロセス自体に瑕疵がないか検討して、それを踏まえてこれから制度を変えてほしいとは思う」とは仰っていた。

上記2名が納得できない部分があるとはいえず、正当性を認めているのに対し、胡味山氏はきっぱりと「議事進行で内規違反を起こしているので正当性はない」と仰っていた。

2. あるべき総長選考の形

田中氏は大学のガバナンスについて、次のような懸念を示していた。「2015年の法人法改正から、学長のリーダーシップ強化が、文科省主導

でガバナンス改革と称されて進んでいる。これは法律で方向性を示されている。しかし、そこではこの方針が、大学を良い方向に導くという学術的な根拠があまり示されておらず、大学の適切なマネジメントの方法か、疑わしい。特にこの6年間（＝五神総長時代）で総長の権限は強まった。例えば、最近導入された大学債を200億円発行するという決定については、賛否を言う機会すらなかった。このように大学内における上と下の断絶が法人化以降続いている。」そして、法人化以降の大学運営は文科省で決まった事を大学でいかに行うかというトツプダウンの視点でしか動いていなかったと総括し、これからはボトムアップで意見を挙げていき運営に生かしていくべきではないか、と主張していた。これは「考える」が出した「東京大学総長選考、教員有志の緊急アピール」の「アピール3」に対応している。すなわち、次の総長選考のあり方についての全学的な合意を目指すべきであるということだ。ここでいう「全学」とは「教職員に限らず、学生やその保護者などの多様なステークホルダーを含めていった方がよい」とも仰っていた。

また、「候補者の多様性」については、「投票においてより多くの選択肢を設けるという意味で5人にするべきであり、かつジェンダー・専門等の

属性を考慮して多様な候補者を残すべき」と指摘していた。「求められる総長像」については「いろいろな要素を盛り込みすぎている。羅列的にするのではなく、ポイントを絞って、その時々で今必要な総長を選んだ方がいいのではないか」と仰っていた。

田中氏に学生と総長選考の関わりについて伺ったところ、「理想の形というのはまだ分からないが、学生の代表（例えば、自治会）から学生の声を吸い上げて上に伝えていくなどいろんなやり方がある、学生からいろんな声が上がることが健全である」と仰っていた。

さらに政府等から意向投票について厳しい見方が向けられていることについての意見を伺ってみた。その答えは以下のようなだった。「会議を設けてしまうと企業の人事のようになり、密室で限定された人が決めるようになってしまう。それが本来に信用できる人ならいいのだが、今回暴露されたようにあんまり信用できなかった。また、大学は企業と異なり、総長と一般教職員の信頼関係が重要である。意向投票は教員全員が参加しており、結果が数字で見えるため、非常に透明性が高く、信用を醸成できる。このプロセスの透明性という面で意向投票というやり方は評価できる」としていた。

石井氏は、今回の総長選考プロセスの課題を述べつつ、次のような点を指摘していた。「経営評議会の人が半分を占めていることで、経営視点が過大に反映されている。金を持つてくること、企業との協力が大学が傾斜している。政府・企業との連携を進めたい人も少なくないが、そうではない人の考えが反映されていない。数年前からこういう流れ。文系の価値観が運営に反映されず、経営の方に流れる。今回はそうでない人の意見が噴出した形ではないか。文系の価値も運営に反映させるべきではないか。」

ここでいう文系の価値については、次のように仰っていた。「数年前に文科省が、人文系の学部を廃止せよと言わんばかりの声明を出した。これは、効率優先主義というか、目に見える形で成果を出せという（石井氏からすれば誤った）見解が政治の世界に流通している。そうであるため、1つのこと（例えば、経済効率）にばかり目が行きがちで、他の視点やそのことに対する批判を排除するような動きが随所で見られる（例えば、日本学術会議）。しかし人文社会系の研究は、疑問があれば意見するという、批判機能こそがその価値である。今回の総長選考についても、経営的な観点からすればこういう人だろうという人選。それを批判する多様性は全く確保されていない。批判

的なものを切り捨てる流れに東京大学も与してしまふのではないかという危機感を持っている。」

さらに、学生と総長選考との関わりについても伺った。これについては、「学生は重要な構成員だが、何年かしたら出ていくので、意向投票に参加するのはどうかと思う。ただ、公式のチャンネルではないにせよ、自主的に選挙をやっている例は他大学にもあるし、そうしたものを通して、総長選考について関心を持ってほしい」と仰っていた。また、総長が学生・教職員に対し質問に答える会を開く、という案も挙げていた。

胡味山氏は、政府からの意向投票ではなく総長選考会議が主体となつて、経営のできる（お金を引っ張ってこれる）総長を選べ、という要請が来ていることは理解しつつも、大学運営全体に関わる問題の根幹は「大学を企業として運営するということはそもそも成立するのか」とであると指摘している。そのうえで「大学には学問の自治を重んじてきた歴史がある。多くの事務も教員のボランテアで行われている、回っている。大学は企業と同じではない。そういうところから議論をしていかなければならなかったが、できなかった」と反省していた。

また、現状の総長選考の仕組みの問題点について「ある個人の意思が反映されるような選考過程

はあってはならない。特に、総長の強力なリーダーシップを謳う現在の国立大学の方針の中で折り合いをつけるのは難しいが、総長が次の人事に口を出せるようなシステムを構築してはいけない。こういう風に総長選考会議の独立性を担保するかが、すべての肝ではないか」と指摘している。具体例を挙げて「議長は二代前の総長がやると慣例で決まっている（今回の場合は、小宮山議長）。そうしたシステムはおかしい。議長はかなり強い立場なので、前の総長にやらせるとするのは、中立・公正性からいって駄目だと思う。」ただ「個人の意思が反映されないようにするには、選考委員は重要だが、その選考委員の選考も大事で、もの極めて難しい問題である。簡単に海外の大学のようにならない」と仰っていた。そこで、あるべき総長選考の形を何うと「海外の大学のように、総長選考会議にこれだけの力を持たせるのだったら、運営資金を集めてくるようなファンディングの母体になるべき。そもそも、日本の経済をこれだけ悪くしている元凶の人たちを一部、集めてきてこれだけ口を出させるのはおかしい」と指摘していた。

議の主体性を重んじるのであれば、暴走したときに歯止めを聞かせるシステムが必要だが、それが現状ない。主体性を主張するのであれば、主体性のチエック機能が必要。それがいい状態で、主体性を振り回すのは危険である」と仰っていた。また透明性・公平性については、議事録は残さない、議事録は公表しないと内規があったり、議事進行については内規をないがしろにされていたりと「透明性・公平性を担保されないといけないが、それを担保するシステムができていない」と指摘したうえで「総長選考会議も内規をちゃんと守っていれば、きちんと運営できていたはずである。議長は投票権がないので、学内・学外118・7となり、ある程度学内の意向が反映されるような仕組みになっていたはずである」と振り返っていた。

3. 総長選考会議の組織検討タスクフォース

ここからは検証報告書を受けて、五神総長（当時）が旗振り役となって立ち上げた「総長選考会議の組織検討タスクフォース」が2021年3月に公開した「TF報告書」の内容を中心に紹介していく。すでに検証報告書の内容がだいぶ偏っていることは述べたが、このTF報告書はその検証報告書の内容が前提となっていることは最初に記しておく。また、このタスクフォースのメンバー

コラム⑥

EMPという社交場

皆さんはEMPというものをご存じだろうか。電磁パルスじゃないよ。EMP（エグゼクティブ・マネジメントプログラム）とは、東京大学が開催している社会人向けビジネススクールである。その名から分かるように、ただの社会人ではなく、エグゼクティブな社会人向けのビジネススクールである。期間は半年だが、費用は600万円かかるのだ。ただその受講内容について調べると、おじさんが座禅を組んだり、星を眺めたりしている写真ばかり出てくる……。要はここは、経済的に成功している企業や省庁の幹部と主に理系の教授との社交場になっていると見える。

そろそろ本題に入るが、なぜ突然EMPを取り上げたのかというと、このEMPは今年度で24期生を募集しているが、小宮山議長は1期生から講師を務めており、EMPの顔役となっている。さらに、小宮山議長はここで、参画企業の授業料を大幅値引きしてやりたり、特別待遇を与え、その見返りに社外取締役等のポストを得たりしている、という話もある。

さらにこのEMPの講師陣を見ると、驚くべきことに五神真前総長と第2次候補者に残った藤井輝夫、永井良三、染谷隆夫の名前もある。この3人以外に第1次候補者の名前はなく、あえて挙げれば辞退された梶田隆章がいるくらいだ。小宮山議長が第2次候補者がこの3人になって満足したのは、こういう場に参加しており、学外の経済界とのつながりを持っているところを評価していたからかもしれない。

そして、さらに驚くべきことに、なんと総長選考の検証を引き受けたTMI弁護士事務所所属の中川秀宣弁護士も外部講師として参加しているのだ。さすがにこの中川弁護士は検証委員会には含まれていない。しかし、東京大学とTMIは前々から金銭の授受のある関係であったこと、そして小宮山議長や3人の候補者がTMIの弁護士と知り合いであった可能性があることが分かる。もつと言えば、今回TMIに検証依頼を出したのは、五神総長（当時）名義であり、TMIを選んだのは小宮山議長であるとの情報もある。もしかしら知り合いのついで頼むような感覚で選んだのかもかもしれない。

の1人である境田理事がTMIに就職することが、タイミングよく決まったことはすでに述べた。この時点でいろいろと胡散臭い。そもそも、総長選考会議の委員は五神総長(当時)自身が選んだんじゃない、とか突っ込みどころは結構あるが、前置きはこれくらいにしておこう。

まず、このタスクフォースの行った作業は「部長等の学内構成員はもとより、経営協議会学外委員からの意見を聴き、中立的客観的に分析を進め……、東京大学憲章及び現行の学内諸規則を踏まえつつ、特に国立大学法人法が定める総長と総長選考会議の関係に留意して検討を進めた」とのこと。その上で「すでに提出された検証報告書やあらためて行ったアンケート調査等をもとに、改善すべき点を抽出し整理するとともに、すぐに改善実行できることに関しては具体的な方策も提示している。さらに時間をかけて丁寧な議論すべき事項については、理念や考え方を整理・確認したうえで、次年度以降の制度設計の立案に向けた検討につながるように、できるかぎり具体的に論点をまとめる」としている。ここで、アンケートというものは、部長(41名)と経営協議会外部委員(13名)に対して行われており、25名の部長と10名の外部委員が回答している。「はじめに」において「東京大学は、より良い未来社会への変革

を駆動する力を生み出すために、機能を拡張し、そのあるべき理想にふさわしいガバナンスの仕組みを備えるために改革努力を続けていかねばならない」と五神氏自身の主張である「変革を駆動する」大学像を、ちゃっかり滑り込ませているところが引くかかるが、先に進もう。

TF報告書の内容は、次ページにまとめておいた。総じていえることは、具体的な提案も少しはあるが、多くは検討課題の提示がメインとなっている。羅列的とはいえず、具体的な論点をまとめた提示したことは、意義のあることだと考える。しかし、それぞれの論点において、タスクフォースが実施したアンケート結果によれば、主に学外委員と部長(学内)との間で、真っ向から意見が対立しているものもいくつか見受けられ、挙げられた論点がすんなりと決着するとは思えない。そして「国立大学法人法」の成立過程を含め、こうした大学運営のあり方やその制度についての議論の過程で、ことごとく大学側の意見が退けられてきた経緯があるので、議論が始まったからといって楽観視はできない。TF報告書にもあるように、これから検討していく事項が多いので、これらもどうなっていくのか見守る必要があるだろう。まあ、そんな面倒くさいこと、どれくらいの人やるのか知らないけど。

コラム⑦

〈人材評価〉コンサル

この記事の最初の方の「まとめ表」を見ると、6月7月の選考会議の議題に「人材コンサルディング会社の利用について」という議題があるのが分かる。この人材コンサル社社というのがEgon Zentler(以下、エゴン)という企業だ。ここは、ちょっと調べただけでも、東京大学理学部出身者が多く就職していることが分かる。内部資料によると、この企業が選ばれたのは毎度おなじみ小宮山議長の意向が反映されたようだ。ちなみに、TMIのとごと同じく、依頼したのはエゴン一社のみである。まあ、お友達に頼むみたいな感覚で頼んでいるのかもしれない。これもあまりの外れではないらしく、本来であれば数千万規模かかることを500万円という破格の価格でエゴンは引き受けている。それでも500万円は大金である。選考会議の議長のお友達になれば、良い生活ができそう。

選考会議からの依頼内容は、第2次候補者の人材評価である。まあ、その結果を公表する気はなかったみたいだけど。これも選考会議の「主体性」とやらなのだろうか。さすがに、「費用を調整してくれる」という点でエゴンは第三者外部評価機関として疑わしい。「評価者4名のうち3名が東大出身者で、出身学部の気持が反映される可能性」「エゴン一社の評価を選考に反映させるのは、後の検証に耐えられない」という理由から、エゴンの評価は選考には反映させず、その結果からエゴンは次の総長選考や中間評価の際に使うべき企業かを判断する、という位置づけになっている。ちなみに、その結果は総長が決まった後の1月に届いている。

- 下の2つの方法を提案している。
- ① 1名当たり100万で、第2次候補者の最大4名に対して行う。
 - ② 495万円で第1次候補者の15名に対して行う。代わりに、エゴンが「東大の総長選考の関連するアセスメントを実施した」とを公表可能とする(関係資料にロゴを載せてほしい)。
- ①の価格をそのまま当てはめると、②では約700万円まけてくれている。そんなに、東大の資料にロゴを載せることはそんなに価値があるのか……。

「TF 報告書」の抜粋・要約

<総長選考会議の位置づけ>

総長選考会議は強い権限と責任を有する独立性の高い組織であるが、それだけに、タスクフォース・アンケート等では、総長選考会議の運営が適切に行われること、とりわけ総長選考が公平かつ透明性をもって行われることが重要であり、総長選考会議に対する牽制やチェックの仕組みが必要であるとの問題意識が多く指摘された。総長選考会議の運営の適正性を確保するためには、以下に示すいくつかの方策を適切に組み合わせる必要がある。

- ①総長選考会議による情報提供及び説明責任の強化
- ②総長選考会議委員の任期・選出方法のあり方の見直し
- ③監事が総長選考会議に出席し、意見を述べることを通じて、同会議の議事運営の適正性を確保する
- ④総長選考会議によって牽制される立場に立つ総長あるいは総長によって任命される役員により構成される会議体が総長選考会議の運営に直接介入する道を開くことについては、極めて慎重に考えるべき。

<総長選考会議委員の任期・選出方法のあり方>

①学内委員の任期・選出方法のあり方

- ・現状では「教育研究評議員を務める部局長内のローテーション」と「部局長を務める教員の部局内のローテーション」の2つのローテーションによって機械的に人事が決められており、任期も短くなっている。
- ・選考の継続性を考慮して、選考前年度からの選考年度は委員を継続する仕組みの具体案がいくつか示されている。
- ・タスクフォース・アンケートでは、学内委員の専門分野構成について、多様性とバランスの重要性を指摘する意見が多かった。この点では、現行の部局ローテーションが多様性とバランス確保の観点から適切に機能しているか、運用を通じた検証・確認を怠らないことが求められる。

②学外委員の任期・選出方法のあり方

- ・過去に東大に雇用された経験がある者が学外委員になることは、学内事情を理解している点で、一律に排除すべきとはいえないが、委員構成の多様性の観点からその数についてはバランスへの配慮についての検討が必要である。
- ・総長経験者が加わることについては、総長選考会議の中立性・公正性の確保の必要性、情報較差から生じる発言力のアン・バランスへの懸念もあり、意見が分かれた。さらに十分な検討が必要である。
- ・学外委員の選考基準について、総長の意向で定まるような（あるいはそのように見える）選出方法は避け、客観性、透明性のある選出方法を検討する必要がある。

<総長選考会議の運営のあり方>

- ・総長の選考及び解任の申出といった重要な権限と責任を持つ総長選考会議の運営は、高度の自律性が保障されるべきであると同時に、学内外の理解と納得を得られるような中立性・公平性と透明性が要請される。
- ・検証報告書及びタスクフォース・アンケートが指摘する点を含め、今日的に求められる透明性・公平性の観点から、総長選考会議の運営に抜本的に改善すべき点があるのは明らかである。
- ①議事運営の方法についてより厳格なルールを事前に設定し、選考会議内規ないし選考会議内規に関する了解事項の中に明示しておく。②以下に掲げる事項や表決に関するより詳細な規定、監事の出席やその意見の扱いを明確化する規定等も必要である。
- ②録音データや議事録の作成に関わる取り扱い規定を明確化することも必要と考えられる。議事録の記載密度及び公開の範囲、録音データの保管期間及び公開の可否・時期などについても定められることが望ましい。
- ・今回の総長選考プロセスにおいて会議の録音・反訳とおぼしき資料が外部に漏洩したことについて、検証報告書は「遺憾な事態」とし、またタスクフォース・アンケート等でも改めてこれを問題視する意見があった。もとより人事に関する会議の内容がみだりに外部に漏洩したことは、本学の情報管理・コンプライアンス上大きな問題であり、本学に対する社会的信頼を損なう事態であったことはいうまでもない。その上で、かかる事態がなぜ生じたかの背景を深く理解し、その再発防止策とともに、今回の一連の事態の教訓を総長選考会議の運営方法その他の改善に繋げることが重要であると思われる。
- ③総長選考会議の運営の適正性の確保の見地から、会議の議事進行における議長の行動指針を定めることが有益であるように思われる。慣例上、議長職は本学総長出身者が務めてきたが、議長の中立性と関連で、議長の選任ルールの検討も必要であり、ルールを明確化しておくべきである。
- ④総長選考会議の権限・責任の大きさに鑑み、それをサポートする事務局については、人事や法人法等の法令に関する専門的知識を有し、会議運営の適切なマネジメントを補佐できる人材を育成、配置することにより、今まで以上に組織を強化することが必要である。
- 総長選考会議の運営の適正性の確保にとって、総長選考会議による情報提供及び説明責任の強化は最も重要な検討課題であると思われる。

<総長選考プロセス及び意向投票のあり方>

- ・タスクフォース・アンケートにおいては、経営協議会学外委員から、意向投票の現在の位置づけや方法を見直すべきであるとの意見が多く寄せられた。一方で、部局長からは、意向投票の重要性を述べる意見が多く示された。
- ①意向投票を行う場合には、その意味づけを明確にし、社会に対する説明責任を果たす必要がある。本学として重要なことは、法人法及びガバナンス・コードの趣旨・内容を正確に理解した上で、憲章に掲げる理念・精神を適切に反映し、そして社会的にも説明可能な総長選考のあり方を検討することである。
- ②総長選考の重層的プロセスのなかで、総長選考会議と大学構成員がそれぞれいかなる役割を果たすかを整理し、意向投票の意味づけを明確にしておく必要がある。総長選考会議において、大学構成員を含む内外の意見に耳を傾けながら慎重な検討と合意形成をはかることが期待される。
- ・2020年の総長選考をめぐる混乱を通じて、また、タスクフォース・アンケート及び総長選考会議委員との意見交換の結果からも、総長選考プロセスのそれぞれのフェーズや意向投票の意味づけについて、総長選考会議と大学構成員との間のみならず、総長選考会議委員相互の間でさえも明確な合意形成がなされていなかったことが明らかになった。
- ③総長選考の各フェーズの意味づけの明確化とそれを踏まえた規則改正や総長選考の基準となる「求められる総長像」の改正の内容等については、構成員に対して十分な情報提供がなされる必要がある。

そして、各所で「透明性の確保と説明責任」と「学内構成員の合意形成」の必要性が強調されていた。この点は、インタビューにおいても指摘されていた点でもある。ただ、TF報告書を読む限り、この「説明責任」や「学内構成員」に学生が含まれているかどうかについては、含まれていないという印象を受けた。情報公開もUTポータルを想定されており、コラム②で述べた事情を鑑みるに、相変わらず学生は蚊帳の外といった感じだ。また、このタスクフォース自体も報告書こそ公開しているものの、総長選考のあり方の見直しについての議論の場に学生を参加させる意思は見受けられない。このように、学生が総長選考に対して、何らかの形で関わるチャンネルを設けるというのは、現状なかなか難しいと言わざるを得ないだろう。まあ、そんなチャンネルがあったとしても、関わりとうとする学生がそんなにいるとは思えないけど。

V. おわりに

この記事では、今回の総長選考が問題になる下地となった「国立大学法人法」の経緯とその一般的な変化、そして実際に2020年度に起こった出来事、この一件を受けて関係者や東大当局の意

見、についてみてきた。総じてかなりめちやくちやなことが行われていたことが明らかになった一方で、今回の件がきっかけとなり総長選考プロセスを含む大学運営のあり方の見直しが始まった。筆者がいつまで東大にいるのか分からないが、良い意味での歴史の転換点となってくれることを願うばかりだ。

今回の総長選考は、9月になるまでは特に大きな関心を向けられることなく、スムーズに進んでいた。しかし、9月8日の第2次候補者の公表をきっかけに、学内に総長選考プロセスに対する疑念が広がっていき、各所で有志が立ち上がり行動に移したことで問題が顕在化していった。こうした動きを受けて、いままでも関心を向けてこなかった教職員や一部の学生も、総長選考を注視するようになった。こうした経緯を踏まえて、インタビューの中で胡味山氏に、もし9月7日以降の総長選考に対する様々な動きがなかったら、総長選考の結果は変わっていたと思うか、と尋ねてみた。すると、胡味山氏は「変わっていたと強く思う」と仰っていた。結果的に、今回の総長選考が大きな不正問題・責任問題として扱われることはなかったが、この言葉を信じるなら、学内の有志たちの動きは、総長選考に大きな成果を残したと言えるだろう。総長周辺の上層部の権限が強化さ

れる中で、限定的とはいえ、下からの動きによって、上で起きた「おかしい」出来事に対する修正が働いたことは、東大の誇れるところであろう。一方で、この記事では東大の総長選考についてのみ扱ってきたが、こうした問題は東大だけの問題ではない。2020年度だけをとっても、筑波大学や京都大学で総長選考が強引に進められて物議を醸している。特に筑波大学では意向投票で大きな差があつたにもかかわらず、得票が少なかつた前学長が再任した。しかも、学長の再任制限の規定を自ら撤廃しての再任という、どっかの元KG B大統領みたいなことをやっている。このような動きは全国の大学、特に地方大学から進んでいる。東大はむしろ遅い方で、地方の大学では大学の自治はほとんど失われている、という状況らしい。つまり、こうした出来事は東大を含めて、今後増えていくのかもしれないことだ。つらいぜ。

筆者は、自分を客観的に見ることができるので、自分はある程度心が汚い人間だと思つて生きてきた。しかし、この記事を書いていて、案外自分はまだしな方なのでは、と思うようになった。

はあ、総長なんて誰でもいいのにな。

文責【諦念推進委員会】

資料編

◆ 東京大学憲章

〔平成 15. 3. 18〕
制 定

前文

21世紀に入り、人類は、国家を超えた地球大の交わりが飛躍的に強まる時代を迎えている。日本もまた、世界に自らを開きつつ、その特質を發揮して人類文明に貢献することが求められている。東京大学は、この新しい世紀に際して、世界の公共性に奉仕する大学として、文字どおり「世界の東京大学」となることが、日本国民からの付託に応じて日本社会に寄与する道であるとの確信に立ち、国籍、民族、言語等のあらゆる境を超えた人類普遍の真理と真実を追究し、世界の平和と人類の福祉、人類と自然の共存、安全な環境の創造、諸地域の均衡のとれた持続的な発展、科学・技術の進歩、および文化の批判的継承と創造に、その教育・研究を通じて貢献することを、あらためて決意する。この使命の達成に向けて新しい時代を切り拓こうとするこの時、東京大学は、その依って立つべき理念と目標を明らかにするために、東京大学憲章を制定する。

東京大学は、1877年に創設された、日本で最も長い歴史をもつ大学であり、日本を代表する大学として、近代日本国家の発展に貢献してきた。第二次世界大戦後の1949年、日本国憲法の下での教育改革に際し、それまでの歴史から学び、負の遺産を清算して平和的、民主的な国家社会の形成に寄与する新制大学として再出発を期して以来、東京大学は、社会の要請に応え、科学・技術の飛躍的な展開に寄与しながら、先進的に教育・研究の体制を構築し、改革を進めることに努めてきた。

今、東京大学は、創立期、戦後改革の時代につぐ、国立大学法人化を伴う第三の大きな展開期を迎え、より自由にして自律性を發揮することができる新たな地位を求めている。これとともに、東京大学は、これまでの蓄積をふまえつつ、世界的な水準での学問研究の牽引力であること、あわせて公正な社会の実現、科学・技術の進歩と文化の創造に貢献する、世界的視野をもった市民的エリートが育つ場であることをあらためて目指す。ここにおいて、教職員が一体となって大学の運営に力を發揮できるようにすることは、東京大学の新たな飛躍にとって必須の課題である。

大学は、人間の可能性の限りない発展に対してたえず開かれた構造をもつべき学術の根源的性格に由来して、その自由と自律性を必要としている。同時に科学・技術のめざましい進展は、それ自体として高度の倫理性と社会性をその担い手に求めている。また、知があらゆる領域で決定的な意味をもつ社会の到来により、大学外における知を創造する場との連携は、大学における教育・研究の発展にますます大きな意味をもちつつある。このような観点から、東京大学は、その自治と自律を希求するとともに、世界に向かって自らを開き、その研究成果を積極的に社会に還元しつつ、同時に社会の要請に応える研究活動を創造して、大学と社会の双方向的な連携を推進する。

東京大学は、国民と社会から付託された資源を最も有効に活用し、たえず自己革新を行って、世界的水準の教育・研究を実現していくために、大学としての自己決定を重視するとともに、その決定と実践を厳しい社会の評価にさらさなければならない。東京大学は、自らへの評価と批判を願って活動の全容を公開し、広く世界の要請に的確に対応して、自らを変え、また、所与のシステムを変革する発展経路を弛むことなく追求し、世界における学術と知の創造・交流そして発展に貢献する。

東京大学は、その組織と活動における国際性を高め、世界の諸地域を深く理解し、また、真理と平和を希求する教育・研究を促進する。東京大学は、自らがアジアに位置する日本の大学であることを不断に自覚し、日本に蓄積された学問研究の特質を活かしてアジアとの連携をいっそう強め、世界諸地域との相互交流を推進する。

東京大学は、構成員の多様性が本質的に重要な意味をもつことを認識し、すべての構成員が国籍、性別、年齢、言語、宗教、政治上その他の意見、出身、財産、門地その他の地位、婚姻上の地位、家庭における地位、障害、疾患、経歴等の事由によって差別されることのないことを保障し、広く大学の活動に参画する機会をもつことができるように努める。

日本と世界の未来を担う世代のために、また真理への志をもつ人々のために、最善の条件と環境を用意し、世界に開かれ、かつ、差別から自由な知的探求の空間を構築することは、東京大学としての喜びに満

ちた仕事である。ここに知の共同体としての東京大学は、自らに与えられた使命と課題を達成するために、以下に定める東京大学憲章に依り、すべての構成員の力をあわせて前進することを誓う。

1 学術

1 (学術の基本目標) 東京大学は、学問の自由に基づき、真理の探究と知の創造を求め、世界最高水準の教育・研究を維持・発展させることを目標とする。研究が社会に及ぼす影響を深く自覚し、社会のダイナミズムに対応して広く社会との連携を確保し、人類の発展に貢献することに努める。東京大学は、創立以来の学問的蓄積を教育によって社会に還元するとともに、国際的に教育・研究を展開し、世界と交流する。

2 (教育の目標) 東京大学は、東京大学で学ぶに相応しい資質を有するすべての者に門戸を開き、広い視野を有するとともに高度の専門的知識と理解力、洞察力、実践力、想像力を兼ね備え、かつ、国際性と開拓者の精神をもった、各分野の指導的人格を養成する。このために東京大学は、学生の個性と学習する権利を尊重しつつ、世界最高水準の教育を追求する。

3 (教育システム) 東京大学は、学部教育において、幅広いリベラル・アーツ教育を基礎とし、多様な専門教育と有機的に結合する柔軟なシステムを実現し、かつ、その弛まぬ改善に努める。大学院教育においては、多様な専門分野に展開する研究科、附置研究所等を有する総合大学の特性を活かし、研究者および高度専門職業人の養成のために広範な高度専門教育システムを実現する。

東京大学の教員は、それぞれの学術分野における第一線の研究者として、その経験と実績を体系的に教育に反映するものとする。また、東京大学は、すべての学生に最善の学習環境を提供し、学ぶことへの障壁を除去するため、人的かつ経済的な支援体制を整備することに努める。

4 (教育評価) 東京大学は、学生の学習活動に対して世界最高水準の教育を目指す立場から、厳格にして適切な成績評価を行う。

東京大学は、教員の教育活動および広く教育の諸条件について自ら点検するとともに、学生および適切な第三者からの評価を受け、その評価を教育目標の達成に速やかに反映させる。

5 (教育の国際化と社会連携) 東京大学は、世界に開かれた大学として、世界の諸地域から学生および教員を迎え入れるとともに、東京大学の学生および教員を世界に送り出し、教育における国際的ネットワークを構築する。

東京大学は、学術の発展に寄与する者を養成するとともに、高度専門職業教育や社会人再教育など社会の要請に応じて社会と連携する教育を積極的に進める。

6 (研究の理念) 東京大学は、真理を探究し、知を創造しようとする構成員の多様にして、自主的かつ創造的な研究活動を尊び、世界最高水準の研究を追求する。

東京大学は、研究が人類の平和と福祉の発展に資するべきものであることを認識し、研究の方法および内容をたえず自省する。東京大学は、研究活動を自ら点検し、これを社会に開示するとともに、適切な第三者からの評価を受け、説明責任を果たす。

7 (研究の多様性) 東京大学は、研究の体系化と継承を尊重しつつ学問分野の発展を目指すとともに、萌芽的な研究や未踏の研究分野の開拓に積極的に取り組む。また、東京大学は、広い分野にまたがった学際的な研究課題に対して、総合大学の特性を活かして組織および個人の多様な関わりを作り出し、学の融合を通じて新たな学問分野の創造を目指す。

8 (研究の連携) 東京大学は、社会・経済のダイナミックな変動に対応できるように組織の柔軟性を保持し、大学を超えて外部の知的生産と協働する。また、東京大学は、研究の連携を大学や国境を超えて発展させ、世界を視野に入れたネットワーク型研究の牽引車の役割を果たす。

9 (研究成果の社会還元) 東京大学は、研究成果を社会に還元するについて、成果を短絡的に求めるのではなく、永続的、普遍的な学術の体系化に繋げることを目指し、また、社会と連携する研究を基礎研究に反映させる。

東京大学は、教育を通じて研究成果を社会に還元するため、最先端の研究成果を教育に活かすとともに、これによって次の世代の研究者を育成する。

II 組織

- 10 **（基本理念としての大学の自治）** 東京大学は、大学の自治が、いかなる利害からも自由に知の創造と発展を通じて広く人類社会へ貢献するため、国民からとくに付託されたものであることを自覚し、不断の自己点検に努めるとともに、付託に伴う責務を自律的に果たす。
- 11 **（総長の統括と責務）** 東京大学は、総長の統括と責任の下に、教育・研究および経営の両面にわたって構成員の円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、効果的かつ機動的な運営を目指す。東京大学は、広く社会の多様な意見をその運営に反映させるよう努める。
- 12 **（大学の構成員の責務）** 東京大学を構成する教職員および学生は、その役割と活動領域に応じて、運営への参画の機会を有するとともに、それぞれの責任を自覚し、東京大学の目標の達成に努める。
- 13 **（基本組織の自治と責務）** 東京大学の学部、研究科、附置研究所等は、自律的運営の基本組織として大学全体の運営に対する参画の機会を公平に有するとともに、全学の教育・研究体制の発展を目的とする根本的的自己変革の可能性を含め、総合大学としての視野に立った大学運営に積極的に参与する責務を負う。
- 14 **（人事の自律性）** 大学の自治の根幹が人事の自律性にあることにかんがみ、総長、副学長、学部長、研究科長、研究所長および教員ならびに職員等の人事は、東京大学自身が、公正な評価に基づき、自律的にこれを行う。基本組織の長および教員の人事は、各基本組織の議を経て、これを行う。

III 運営

- 15 **（運営の基本目標）** 東京大学は、国民から付託された資源を、計画的かつ適切に活用することによって、世界最高水準の教育・研究を維持・発展させ、その成果を社会へ還元する。そのために公正で透明な意思決定による財務計画のもとで、教育・研究環境ならびに学術情報および医療提供の体制の整備を図る。
- 16 **（財務の基本構造）** 東京大学は、その教育・研究活動を支え、発展させるために必要な基盤的経費および施設整備の維持拡充を可能とする経費が国民から付託されたものであることを自覚し、この資源を適正に管理し、かつ、最大限有効に活用するとともに、大学の本来の使命に背馳しない限りにおいて、特定の教育・研究上の必要に応じて、国、公共団体、公益団体、民間企業および個人からの外部資金を積極的に受け入れる。
- 17 **（教育・研究環境の整備）** 東京大学は、教育・研究活動の発展と変化に柔軟に対応しつつ、常に全学的な視点から、教育・研究活動を促進し、構成員の福利を充実するために、各キャンパスの土地利用と施設整備を図る。また、心身の健康支援、バリアフリーのための人的・物的支援、安全・衛生の確保、ならびに環境および景観の保全など、構成員のために教育・研究環境の整備を行うとともに、地域社会の一員としての守るべき責務を果たす。
- 18 **（学術情報と情報公開）** 東京大学は、図書館等の情報関連施設を全学的視点で整備し、教育・研究活動に必要な学術情報を体系的に収集、保存、整理し、構成員に対して、その必要に応じた適正な配慮の下に、等しく情報の利用手段を保障し、また広く社会に発信することに努める。
東京大学は、自らの保有する情報を積極的に公開し、情報の利用に関しては、高い倫理規範を自らに課すとともに、個人情報保護を図る。
- 19 **（基本的人権の尊重）** 東京大学は、基本的人権を尊重し、国籍、信条、性別、障害、門地等の事由による不当な差別と抑圧を排除するとともに、すべての構成員がその個性と能力を十全に発揮しうよう、公正な教育・研究・労働環境の整備を図る。
東京大学は、男女が均等に大学運営の責任を担う共同参画の実現を図る。

IV 憲章の意義

- 20 **（憲章の意義）** 本憲章は、東京大学の組織・運営に関する基本原則であり、東京大学に関する法令の規定は、本憲章に基づいてこれを解釈し、運用するようにならなければならない。

V 憲章の改正

21 (憲章の改正) 本憲章の改正は、別に定める手続により、総長がこれを行う。

附 則

この憲章は、平成15年3月18日から施行する。

東京大学総長選考会議規則

(平成16年4月1日東大規則第2号)

(設置)

第1条 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）に東京大学総長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 選考会議は、次の各号に掲げる者各同数の委員総数16人（選出にあたって経営協議会及び教育研究評議会が一致した議決により別段の定めをしたときは、その人数）をもって組織する。

- (1) 経営協議会の構成員（大学法人の役員又は職員である構成員を除く。）の中から経営協議会において選出された者
- (2) 教育研究評議会の構成員（大学法人の役員を除く。）の中から教育研究評議会において選出された者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 選考会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、選考会議を招集し、会務を統括する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

(権限)

第5条 選考会議の権限は次のとおりである。

(1) 総長の選考

(2) 総長の解任の申出

2 総長の選考及び解任の申出は、「東京大学総長選考会議内規（以下「内規」という。）」の定めるところにより行うものとする。

3 選考会議は、内規の定めるところにより、総長の業務の実績について中間評価を行うものとする。

(庶務)

第6条 選考会議の庶務は、本部法務課において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年6月26日から施行する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 総長の選考及び解任の申出並びに総長の間接評価は、東京大学総長選考会議（以下「選考会議」という。）がこの内規により行う。

(議事)

第2条 選考会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 選考会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、第12条により解任の申出をする場合及び第17条によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。

第2章 総長選考

(選考の事由)

第3条 総長の任期が満了する場合には、選考会議は、総長の選考を行う。総長が辞任を申し出た場合、解任された場合、又は欠員となった場合も同様とする。

(選考基準)

第4条 選考会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示し、選考の基準を明らかにするものとする。

(選考の開始の公示)

第5条 選考会議は、総長の任期が満了する場合はその6月前までに、総長が辞任を申し出た場合、解任された場合又は欠員となった場合は、その日からすみやかに、選考の開始を公示する。

(代議員会からの推薦)

第6条 選考会議は、第1次総長候補者（以下「第1次候補者」という。）を定めるために、代議員会を設ける。

2 代議員会は、10人を限度として第1次候補者を定め、選考会議に通知する。

3 代議員会の構成及び第1次候補者を定める方法については別に定める。

(経営協議会からの推薦)

第7条 選考会議は、前条の規定によるほか、経営協議会に第1次候補者の推薦を求めるものとする。

2 前項の規定による第1次候補者の数は、2人程度とし、前条の規定による第1次候補者と重複することを妨げない。

(候補者の選定)

第8条 選考会議は、第1次候補者の各々に対し、第4条の規定により提示した求められる総長像に照らし、面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、3人以上5人以内の第2次総長候補者（以下「第2次候補者」という。）を定めるものとする。

(告示及び通知)

第9条 選考会議は、第2次候補者の氏名を50音順により告示し、又は通知する。

2 前項の告示及び通知には、各第2次候補者の経歴及び業績を記載するものとする。

(意向投票)

第10条 選考会議は、前条の第2次候補者について、学内の意向投票を行う。

2 意向投票の方法については別に定める。

(総長予定者の決定)

第11条 選考会議は、第8条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定する。

2 前項の総長予定者が、次条第1項第1号又は第4号に該当することが明らかになったときは、選考会議は当該決定を取り消し、改めて総長予定者を決定する。

3 選考会議が第1項の決定を前項により取り消そうとする場合には、第1項の総長予定者に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

第3章 総長解任の申出

(解任の申出)

第12条 総長が、次の各号の一に該当する場合は、選考会議は総長の解任を文部科学大臣に理由を付して申し出るものとする。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合

(2) 職務上重大な義務違反があると認められる場合

(3) 職務の執行が適当でないため、国立大学法人東京大学の業務の実績が悪化した場合であって、総長に引き続き職務を行わせることが適当でないとして認められる場合

(4) その他総長たるに適しないと認められる場合

2 前項第2号、第3号及び第4号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会の発議に基づいてこれを行うものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第13条 選考会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。

(総長への通知)

第14条 選考会議が第12条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知するものとする。

第4章 総長の中間評価

(実施方法)

第15条 選考会議は、総長就任以後3年を経過する日までの間における業務の実績に基づいて、中間評価を行う。

2 選考会議が中間評価を行うに当たっては、総長に対し、中間評価に係る自己評価書(以下「評価資料」という。)の提出を求めるものとする。

3 選考会議は、経営協議会及び教育研究評議会の構成員(総長、理事及び東京大学教育研究評議会規則第3条第2項の評議員を除く。)並びに監事に対し、評価資料に関する意見を求めるものとする。

4 選考会議は、評価資料及び前項の意見その他選考会議が必要と認めるものに基づき評価案を作成し、総長及び必要に応じ理事に対して質疑を行った後、中間評価を決定するものとする。

(通知及び公表)

第16条 選考会議は、前条による中間評価の結果を総長に通知する。

2 選考会議は、中間評価の結果及びその過程を公表するものとする。

第5章 補則

(本内規の改廃)

第17条 この内規の改廃は、議長が選考会議に諮って、これを行う。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月15日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成20年1月22日から施行する。

2 平成16年に選考の開始を公示された選挙の期日において選挙資格を有していた東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける客員教員、特任教員等であつて現に教授会構成員である者の選挙資格については、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の別表2の本部の区分に係る第7条第1項第2号の規定の適用については、同区分を改正前の同表の総務部から研究協力部までの6区分と同数として取り扱う。

附 則

この内規は、平成20年6月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年9月21日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月18日から施行し、改正後の東京大学総長選考会議内規の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月28日から施行する。

東京大学総長選考会議内規に関する了解事項

(平成16年7月20日総長選考会議承認)

改正：H20.1.22、20.6.17、21.4.14、22.9.21、26.7.8、27.3.13、R2.4.28

1. 東京大学総長選考会議内規（以下「内規」という。）第2条の議事について
 - (1) 委員の出席及び表決に関しては、委任の方法を用いることはできない。
 - (2) 出席委員の過半数で議決するときは、議長は表決権を行使しない。
2. 内規第6条の代議員会の構成について
 - (1) 代議員会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - ア. 第5項に定める意向投票の投票資格を有する者から選出された代議員 別表1に定める区分ごとに各4人(ただし、投票資格を有する者が10人に満たない場合は、2人とする。)
 - イ. 第5項に定める意向投票の投票資格を有する者以外の本学常勤の教職員から選出された代議員 別表2に定める区分ごとに各1人
 - (2) 前号ア. の代議員は、別表1の組織区分ごとに当該組織専属の者から選出するものとする(学部の場合を除く)。ただし、別表1の「全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館」の区分で選出される者の中に、各全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出した全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者(第5項に定める意向投票の投票資格を有する者に限る。)1名を含めることができる。
 - (3) 第1号イ. の規定に関しては、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程又は東京大学再雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員は同号にいう常勤の教職員に含まれる。また、公共政策学連携研究部の教職員は、公共政策学連携研究部、法学政治学研究科及び経済学研究科の了解のもと法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかの区分に属するとみなし、教育学部附属中等教育学校の教職員は、教育学研究科の区分に属するものとみなして、それぞれ取り扱う。
 - (4) 第1号イ. にいう本部事務組織の代表者は、部長の互選によって選出し、議長に報告するものとする。
 - (5) 第1号イ. にいう全学センター、及び学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者は、各全学センター、及び学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出し、議長に報告するものとする。
 - (6) 別表2の区分に掲げられた部局(「総合文化研究科及び数理科学研究科」及び「柏地区に所在する事務組織」を除く)の内、複数の部局の事務を共同して行う事務組織を置く部局に属する事務系職員の取扱いについては、専ら特定の部局の事務を担当する者は当該特定部局の区分に属するものとみなし、それ以外の者は当該事務組織が担当する部局中投票資格者たる教員を除く職員数が最大の部局に属するものとみなし

て取り扱う。

(7) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者以外の者は、第1号イ.の教職員に含めない。

(8) 別表1又は2の区分に該当しない者がいる場合は、議長がその区分を定める。

3. 内規第6条の第1次候補者を定める方法について

(1) 選考会議は、期日を定めて代議員会を招集し、第1次候補者を推薦させる。

(2) 大学院各研究科、情報学環及び各附置研究所の長、全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者、柏地区事務機構長、本部事務組織の代表者並びに附属図書館長は、内規第5条の公示があったときは、前項に定める代議員を、代議員会招集の日の前々日までに、選考会議に報告しなければならない。

(3) 代議員会の議長は、選考会議の議長又はその代行者をもってこれに充てる。

(4) 代議員会は、次の方法によって第1次候補者を定める。

ア. 各代議員は、候補者として適当と認める者2人以内を連記で投票する。

イ. 代議員会の議長は、得票者の氏名を50音順にその席上において発表する。

ウ. 各出席代議員は、イ.の得票者の中から3人以内を連記で投票する。

エ. ウ.の投票において得票多数の者10人を限度として第1次候補者とする。ただし、末位に得票同数の者がある場合は、10人を超えてその者を第1次候補者に加える。

オ. 代議員会の議長は、第1次候補者の氏名を50音順によりその席上において発表する。ただし、各第1次候補者の得票数及びその順位はこれを発表しないものとする。

(5) 前号の場合における投票は、すべて無記名とする。

(6) 投票の開票にあたり、立会人2人を置き、議長が指名する。

(7) 被投票者が特定されない同姓同名の投票については、次の順で取り扱う。

ア. 学内者と学外者が同姓同名の場合

学内者に対する投票として取り扱う。

イ. 学内者に同姓同名がある場合

①役員 ②教授(名誉教授を含む) ③准教授 ④その他の順による投票として取り扱う。ただし、その取り扱いにおいて、職名を同じくする同姓同名者が複数いる場合には、その投票数を同姓同名者の人数で割った数を各人についての投票とする。

(8) 代議員会の議長は、第1次候補者が定まったときは、これを選考会議に通知する。

4. 内規第6条及び第7条による第1次総長候補者について

(1) 総長選考会議委員が第1次総長候補者に選出された場合、委員を辞職するものとする。

(2) 前号による後任(補欠)の委員は、経営協議会及び教育研究評議会において、それぞれ選出するものとする。

ア. 経営協議会選出委員(学外委員)の場合

経営協議会委員(総長選考会議委員である者を除く。)のうちから、互選により選出する。

イ. 教育研究評議会選出委員(学内委員)の場合

候補者となった委員の部局が含まれる群における次の選出順の部局の長を後任の委員として選出する。

(3) 選考会議は、第1次総長候補者に選出された者全員から所定の様式に基づいた総長候補者資料の提出を求める。

5. 内規第10条の意向投票の投票資格について

(1) 投票資格を有する者は、東京大学基本組織規則第9条第2項に規定する教員であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師である者とする。

(2) 選考開始の公示の日の属する月の初日に投票資格を有していた者が、投票の日までに前項に定める者でなくなった場合は、投票資格を失う。

(3) 選考開始の公示の日の属する月の初日に休職中又は出向中の者は、投票資格を有する者に含まれない。

(4) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。

(5) 教授(特例)ポストの教授は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。

(6) クロス・アポイントメント制度、学内クロス・アポイントメント制度及びスプリット・アポイントメント制度を適用される教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師は、第1号にいう常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師に含まれる。

(7) 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける卓越教授、特命教授及び特別教授のうち、教授会構成員である者は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。

(8) 全学センター、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の運営委員会並びに国際高等研究所に置かれる研究機構の研究機構運営委員会は、第1号にいう教授会とみなす。

6. 内規第10条の意向投票の方法について

(1) 前項に定める投票資格を有する者による意向投票は、指定の期日に指定の投票所において、単記無記名投票により行う。

(2) 有効投票の過半数を得た者がいないときは、繰り返し前号の投票を行う。

(3) 投票3回に及んでなお有効投票の過半数を得た者がいないときは、3回目の投票において得票多数の者2人(末位の者と得票同数の者があるときは、その者を含める。)について1回に限り投票を行う。

(4) 議長は、教育研究部局、全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設及び全国共同利用施設(以下「部局」という。)の長に対し、当該部局の投票資格を有する者の名簿を作成し、投票期日及び総長予定者の候補者の氏名を投票資格を有する者に対し告示し、又は通知する等の投票に関する事務を分担執行するよう協力を求める。

(5) 全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館所属の投票資格を有する者の投票は、別表3の部局(投票場)において行う。

(6) 東京大学基本組織規則第13条に基づく室所属の投票資格を有する者の投票は、議

長の定める部局（投票場）において行う。

- (7) 投票当日の総長選考会議開催（開票）の場所と時刻は、議長が各部局長に通知する。
 - (8) 第1号から第3号に定める投票の際は、各人の得票数を投票の都度発表する。
 - (9) 第2号にいう「有効投票」には、白票、無効票及び不明票は含まれない。
7. 内規第11条第2項による総長予定者の決定は、選考会議が他の第2次総長候補者のうちから行う。その際、選考会議は、必要に応じて内規第10条の規定により再度意向投票を行うことができる。
 8. 前項の規定にかかわらず、選考会議が前項の方法により総長予定者を決定することができないと判断する場合は、内規第5条から第11条までの規定で定める手続きに基づき再度選考を行う。
 9. 前2項の規定は、内規第11条第2項の規定に該当する場合以外の事情により、決定された総長予定者が総長に就任することが不可能となった場合についても、適用する。
 10. 内規第12条第1項第1号に該当すると認められる場合、選考会議は経営協議会もしくは教育研究評議会に意見を求めることができる。
 11. 内規第13条による意見陳述は、選考会議が口頭であることを認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「陳述書」という。）を提出してするものとする。なお、選考会議は、陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会を付与する場合には、その日時）までに相当な期間において、総長に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。
 - (1) 予定される申出の内容並びに根拠となる法令及び規則の条項
 - (2) 申出の原因となる事実
 - (3) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

総長候補者資料

(令和2年9月8日現在)

1. 氏名及び年齢（年齢は令和2年度末年齢）
染谷 隆夫（52歳）
2. 現職
東京大学大学院工学系研究科長・工学部長・教授
3. 学位（学位の別、専攻分野、取得大学等名及び取得年月）
博士（工学）（東京大学）（1997年3月）
4. 学歴（大学卒業以降）
1992.3. 東京大学工学部電子工学科 卒業
1994.3. 東京大学大学院工学系研究科電子工学専攻修士課程 修了
1997.3. 東京大学大学院工学系研究科電子工学専攻博士課程 修了 博士（工学）
5. 主な職歴
1997.4.－1998.3. 東京大学生産技術研究所 助手
1998.4.－1999.12. 東京大学生産技術研究所 講師
2000.1.－2002.4. 東京大学先端科学技術研究センター 講師
2001.2.－2002.12. 日本学術振興会海外特別研究員（コロンビア大学）
2002.5.－2003.4. 東京大学先端科学技術研究センター 助教授
2003.5.－2009.3. 東京大学大学院工学系研究科 助教授（2007.4.より准教授）
2009.4.－現在 東京大学大学院工学系研究科 教授
2009.7.－2017.6. プリンストン大学 Global Scholar（兼務）
2015.4.－現在 理化学研究所 主任研究員（兼務）
2015.7.－現在 理化学研究所 創発物性科学研究センター チームリーダー（兼務）
2016.10.－2019.9. シンガポール国立大学 Globalfoundries Visiting Professor（兼務）
2017.3.－2020.3. ミュンヘン工科大学 Hans Fischer Senior Fellow（兼務）
2020.4.－現在 東京大学大学院工学系研究科長・工学部長
6. 主な教育・研究・社会活動
 - ✓ 教育：学部講義として、電子回路、半導体デバイス、総合科目（工学概論、物質工学）、大学院講義として、有機エレクトロニクス（英語）等を担当。
 - ✓ 研究：電子工学。有機半導体を用いた伸縮性エレクトロニクスの基礎研究、電子人工皮膚、ウェアラブルデバイスの医療・ヘルスケア応用。
 - ✓ 社会活動：スタートアップ2社を設立し、服型センサの実用化に成功。総合研究奨励会研究会主査（法人88社）などの活動を通じて、成果の産業応用を推進。

7. 主な著作（研究論文を含む。）（題目、出典、発行年を記載）

- 1) T. Someya, R. Werner, A. Forchel, M. Catalano, R. Cingolani, and Y. Arakawa, "Room temperature lasing at blue wavelengths in gallium nitride microcavities", *Science* **285**, 1905 (1999).
- 2) T. Sekitani, Y. Noguchi, K. Hata, T. Fukushima, T. Aida, and T. Someya, "A rubberlike stretchable active matrix using elastic conductors", *Science* **321**, 1468 (2008).
- 3) J. A. Rogers, T. Someya, and Y. Huang, "Materials and mechanics for stretchable electronics", *Science* **327**, 1603 (2010).
- 4) M. Kaltenbrunner, T. Sekitani, J. Reeder, T. Yokota, K. Kuribara, T. Tokuhara, M. Drack, R. Schwoedlauer, I. Graz, S. Bauer-Gogonea, S. Bauer, and T. Someya, "An ultra-lightweight design for imperceptible plastic electronics", *Nature* **499**, 458 (2013).
- 5) T. Someya, Z. Bao, and G. G. Malliaras, "The rise of plastic bioelectronics", *Nature* **540**, 379 (2016).
- 6) S. Park, S. W. Heo, W. Lee, D. Inoue, Z. Jiang, K. Yu, H. Jinno, D. Hashizume, M. Sekino, T. Yokota, K. Fukuda, K. Tajima, and T. Someya, "Self-powered ultra-flexible electronics via nano-grating-patterned organic photovoltaics", *Nature* **561**, 516 (2018).

8. 学会、審議会等における主な活動

米国材料学会（Materials Research Society）理事（2009－2011）
Editorial Advisory Board, *Advanced Energy Materials* (2011－)
Editorial Advisory Board, *IEEE Spectrum* (2012－)
Associate Editor, *Science Advances* (2015－2020)
Executive Advisory Board, *Advanced Electronic Materials* (2015－)
応用物理学会理事（国際担当）（2018－2020）

9. その他特記事項（受賞歴等）

文部科学大臣表彰（若手科学者賞）（2005）
第23回 日本IBM科学賞（エレクトロニクス分野）（2009）
第5回 日本学術振興会賞（2009）
電子情報通信学会 第13回エレクトロニクスソサイエティ賞（2010）
第9回ドコモ・モバイル・サイエンス賞（基礎科学部門）（2010）
IEEE/EDS Paul Rappaport Award（2009、2010）
市村学術賞 第46回 功績賞（2014）
Highly Cited Researchers（高被引用論文著者）（2014、2018、2019）
第4回 立石賞功績賞（2016）
平成30年度 中谷賞大賞（2019）
文部科学大臣表彰（科学技術賞 研究部門）（2019）
第89回 服部報公賞（2019）
第16回 江崎玲於奈賞（2019）

10. 教育・研究・社会活動についての概要説明

6. に記載した活動について、非専門家向けに1頁以内で解説してください。

【教育】 学部講義として電子回路、半導体デバイス、駒場の総合科目（工学概論、物質工学）、大学院講義として有機エレクトロニクス（英語）を担当してきた。指導学生数は、博士19名、修士45名、学士49名。研究室の国際化を推進し、海外の17の国と地域から学生・ポスドク・インターン54名（米国15名、中国12名、欧州8名、韓国8名、タイ3名、他の国と地域8名）を指導した。プリンストン大学 Global Scholar、ミュンヘン工科大学 Hans Fischer Senior Fellow、シンガポール国立大学 GlobalFoundaries Visiting Professor を兼務して、米国・欧州・アジアのトップ大学の戦略的な取り組みに参加した。この経験から、東京大学の学生の基礎学力と研究力の高さを強く認識した。これらの活動を通じて、東京大学が育成すべき人材像は、高度な知を有し、社会への奉仕の精神と使命感を持って困難に立ち向かう自律した人間であると確信するようになった。

【研究】 コロンビア大学とベル研究所における在外研究の機会を得て、有機半導体エレクトロニクスに関する研究に従事した。そこで、多様で卓越した専門性を有する研究者の裁量を最大限尊重することで、研究組織が創造的に協調し、競争と変化にいかにか柔軟に対応できるかを学んだ。ノーベル賞受賞者を含む一流科学者から研究のオリジナリティの重要性とそれを生み出す研究哲学を直接学んだ。帰国直後、工学系研究科准教授として独立した研究室を構え、有機半導体を使った柔らかいエレクトロニクスに関する研究を進めた。世界で初めて皮膚のように伸縮自在で温度と圧力の分布が計測できる電子人工皮膚を実現した。世界最高水準の研究環境を私に与えてくれた東京大学に心から感謝している。研究成果は、査読付英文学術論文244編（注1）、国際会議基調講演53件、国際会議招待講演225件で発表された。外部資金は、NEDO事業「次世代プリンテッドエレクトロニクス材料・プロセス基盤技術開発」研究開発責任者、JST/ERATO「染谷生体調和エレクトロニクス」研究総括、JST/ACCEL「スーパーバイオイメージャー」研究代表者、科研費研究代表者9件、共同研究契約17件。

（注1） <https://scholar.google.com/citations?user=siDhQVAAAAAJ&hl>

【社会活動】 米国材料学会（MRS）理事、MRS Fall Meeting 2018（参加者数6,650名）Meeting Chair、応用物理学会理事（国際担当）、IEEE Spectrum Editorial Advisory Board を務めるなど国際的な啓蒙・教育・学会活動を進めてきた。プレスリリース26件等の広報活動によって、新聞報道等は350件（CNN、BBC、Time、Washington Post、New York Times）を超え、出張授業や展示会出展などアウトリーチを積極的に実施した。また、登録特許国内18件、米国13件、中国5件、欧州2件（国内出願55件、国際出願37件）を活用して、ベンチャー企業2社を設立するなど研究成果の社会実装を積極的に進めてきた。その内の1社は、服型モーションキャプチャーシステムの一般消費者向け販売を開始し、世界最大の家電見本市（2020年）にてCES Innovation Awardを受賞した。多くの産学連携を通じて、社会実装のやりがいと重要性を実感した。ベンチャー支援体制の拡充等を通じて、東京大学が社会により良く貢献できることを確信している。

1.1. 組織の運営・経営に関する主な実績と成果

1 頁以内でできる限り具体的に説明してください。

【リスクへの対応】感染症によって大学が未曾有の危機に直面する中、今年4月より教育部局長として教育研究の陣頭指揮を執ってきた。まず、透明性の高い運営体制を構築するため、部局としては初めて毎回の運営会議（執行部会議）に弁護士を加えて、多くのリスク対応を迅速に進めてきた。部局の課題解決に弁護士や適切な専門家（医師等）が参加することにより、意思決定の速度が飛躍的に上がり、執行部と構成員の双方にとって時間劣化防止に極めて有効であった。特に、オンライン入試の不正防止策、ウイルス感染者のプライバシー保護、産学連携の利益相反マネジメント、クロスアポイントメントや無期転換申込権を含む労働法務などの議題での効果は顕著であった。

【対話型の運営】研究科長特別補佐4名を任命したが、平均6.5歳という大幅な若返りを進めて若手教員と女性教員を登用し、執行部の構成を多様にした。活動制限中に思うように研究が進められない研究者の切実な苦悩は、より身近な存在である特別補佐を通じて執行部に着実に届けられた。私は、専攻長から学生まで多くの構成員と直接対話し、研究活動を再開するための部局プランを構成員と一緒に綿密に立案した。そして、「感染リスクを限りなくゼロに近づけながら、人々の活動を限りなく100%に近づける」をスローガンに掲げ、「健康（感染防止）、安全（事故防止）、個別の事情（プライバシー保護）への十分な配慮」という基本方針を立てた。また、リモートワークの環境整備・消毒用アルコールを含む物資供給・学生の経済支援等も対話を通じて実行に移された。

【学術の多様性の尊重】危機下では状況が刻々と変化するため、過去の情報や経験をもとにした柔軟性のない規則では、多様な学術分野の活動に大きな制約が生じる。私は、総長補佐（2016）等を務めた経験から、学術の多様性に対応するためには、柔軟に規則を運用し、専門家集団である現場の自由裁量を最大限に確保することが重要であると確信していた。そして、私自身が管理運営側に立った時、実際に現場の自由裁量を大幅に増やしていった。その結果、構成員は、圧倒的な底力と使命感を示し、感染防止対策を自主的に緻密に講じた上で、着実かつ自律的に教育研究活動を推進した。

【総合知の結集にむけて】社会の傷みが深刻さを増す中、東京大学の責任が大きくなっていることを強く感じている。東京大学は、卓越した教育研究や社会実装の推進に加えて、危機で顕在化した社会の傷みとも正面から向き合うべきだ。そのために「多様性と卓越性の相互連環」を一層進め、自然科学から人文学や社会科学までの東京大学の総合知を社会のために今こそ発揮する必要がある。私は、部局長に就任してから、理系部局だけでなく、社会科学や人文学など文系部局の専門家とオンラインでの議論を頻繁に進めてきた。また、「ポストコロナ社会の未来構想」というアイデア募集を実施するなど、全構成員を鼓舞する活動を進めたところ、学生や若手研究者も次々と議論に参加し、危機に立ち向かう方策を自主的に考え始めた。若いエネルギーこそが変革を駆動する力だと確信し、私は危機を乗り切るための確かな手応えを感じた。

総長候補者資料

(令和2年9月8日現在)

1. 永井 良三 (71歳)
2. 現職 自治医科大学 学長、宮内庁 皇室医務主幹、科学技術振興機構 上席フェロー
3. 学位 医学博士(東京大学)(1982年5月取得)
4. 学歴 東京大学医学部卒業(1974年9月)
5. 主な職歴

1983-87年	米国バーモント大学生物物理学教室、客員准教授
1993-95年	東京大学医学部第三内科助教授
1995-99年	群馬大学医学部第二内科教授
1999-2012年	東京大学大学院医学系研究科内科学専攻循環器内科教授
2000-01年	東京大学総長補佐
2003-07年	東京大学医学部附属病院長
2004-07年	東京大学教育研究評議会委員
2012年-現在	自治医科大学学長
2014年-現在	科学技術振興機構研究開発戦略センター上席フェロー
2016年-現在	東京大学経営協議会委員
2019年-現在	宮内庁皇室医務主管
6. 主な教育・研究・社会活動
 - ・東京大学、群馬大学、自治医科大学にて、内科学、循環器病学、検査医学、臨床実習、医学概論、基礎教育(科学史、医学史、統計史、医学と基礎物理、論理と表現)などを担当
 - ・生体のストレス応答、とくに血管平滑筋ミオシンの多様性、胎児型ミオシンの遺伝子発現機構、転写因子 KLF5 の機能と心血管系・発がんにおける意義と阻害薬開発、虚血性心疾患の臨床研究、電子カルテ統合によるデータベース構築、症例報告を基にした AI 診断支援、などの研究に従事
 - ・本年4月から、日本医師会 COVID-19 有識者会議座長、有用な情報提供と提言
 - ・12年前から、東京大学エグゼクティブマネジメントプログラムで、年4回講義
7. 主な著作(すべて共著)

「Characterization of a mammalian smooth muscle myosin heavy chain cDNA and its expression in various smooth muscle types」、Proc Natl Acad Sci U.S.A.、1988 DOI:[10.1073/pnas.85.4.1047](https://doi.org/10.1073/pnas.85.4.1047)

「Identification of two types of smooth muscle myosin heavy chain isoforms by cDNA cloning and immunoblot analysis」、J Biol Chem、1989 PMID: 2722872

「Developmentally regulated expression of vascular smooth muscle myosin heavy chain isoforms」、J Biol Chem、1989 PMID:2681193

「cDNA cloning of a myosin heavy chain isoform in embryonic smooth muscles and its expression during vascular development and in arteriosclerosis」、J Biol Chem、1991 PMID: 1995631

「Krüppel-like zinc-finger transcription factor KLF5/BTEB2 is a target for angiotensin II signaling and an essential regulator of cardiovascular remodeling」Nature Med、2002 DOI:[10.1038/nm738](https://doi.org/10.1038/nm738)

「Krüppel-like transcription factor KLF5 is a key regulator of adipocyte differentiation」、Cell Metab、2005 DOI:[10.1016/j.cmet.2004.11.005](https://doi.org/10.1016/j.cmet.2004.11.005)

「SUMOylation of Krüppel-like transcription factor 5 acts as a molecular switch in transcriptional programs of lipid metabolism involving PPAR- δ 」、Nature Med、2008 DOI:[10.1038/nm1756](https://doi.org/10.1038/nm1756)

「Cardiac fibroblasts are essential for the adaptive response of the heart to pressure overload」、J Clin Invest、2010 DOI:[10.1172/JCI40295](https://doi.org/10.1172/JCI40295)

「Adipose natural regulatory B cells negatively control adipose tissue inflammation」、Cell Metab、2013 DOI:[10.1016/j.cmet.2013.09.017](https://doi.org/10.1016/j.cmet.2013.09.017)

「KLF5 regulates the integrity and oncogenicity of intestinal stem cells」、Cancer Res、2014 DOI:[10.1158/0008-5472.CAN-13-2574](https://doi.org/10.1158/0008-5472.CAN-13-2574)

「A heart-brain-kidney network controls adaptation to cardiac stress through tissue macrophage activation and cellular communication」、Nature Med、2017 DOI:[10.1038/nm.4326](https://doi.org/10.1038/nm.4326)

「The Biology of Krüppel-like Factors」、Springer Verlag、2009 [springer.com/gp/book/9784431877745](https://www.springer.com/gp/book/9784431877745)

「医療研究開発プラットフォームー大学病院における研究システムの海外事例比較ー」、科学技術振興機構研究開発戦略センター、2019、<https://www.jst.go.jp/crds/report/report04/index.html>

「医学生とその時代」、中央公論新社、2008、2015改訂 <https://ci.nii.ac.jp/ncid/BB20201888>

「東京大学における近代ドイツ医学の受容と日本における展開」、(吉見俊哉他編著)「東大という思想」、東大出版会、2020 <http://www.utp.or.jp/book/b510438.html>

「診断困難例ケースサーチ」、日本内科学会、2020、<https://www.naika.or.jp/j-casemap/>

8. 学会、審議会等における主な活動

2007-09年 日本内科学会理事長、症例報告のデータベース化推進

2011-19年 日本学術会議会員、臨床医学研究のあり方について提言

2012-14年 日本循環器学会代表理事、学会事務局の機構改革、医療情報活用推進

2012-19年 医療の質安全学会副理事長、学会設立と医療安全活動の普及

2012-20年 戦略的創造研究推進事業「生体恒常性維持・変容・破綻機構のネットワークの理解に基づく最適医療実現のための技術創出」研究総括

2006-16年 厚生労働省厚生科学審議会委員、臨床研究や再生医療のあり方に対応

2010年-現在 内閣府総合科学技術会議専門委員、第4~6期の科学技術基本計画の策定

2011年-現在 文部科学省科学技術・学術審議会委員、ライフサイエンスの計画策定・評価

2011年-現在 最高裁判所医事関係訴訟委員会委員長、医療訴訟に関する問題点を検

2011年-現在 厚生労働省社会保障審議会委員、医療体制や医療の質に関する問題の審議

2012-13年 内閣府社会保障制度改革国民会議委員、日本に適した医療提供体制を提言

2014-16年 内閣官房医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会委員長

2014年-現在 日本学術振興会世界トップレベル研究拠点プログラム委員会委員

2015年-現在 文部科学省国立研究開発法人審議会理化学研究所部会委員長

2015年-現在 内閣官房健康・医療戦略推進専門調査会委員長

2019年-現在 厚生労働省循環器病対策推進協議会会長、日本の循環器病対策と計画

2019年-現在 内閣官房有識者会議「バイオ戦略」構成員、バイオ研究開発のあり方を策定

9. その他特記事項（受賞歴等）

・昭和57年日本心臓財団佐藤賞、・平成10年ベルツ賞、・平成12年持田記念学術賞、・平成14年日本動脈硬化学会賞、・平成18年日本医師会医学賞、・平成21年紫綬褒章、・平成22年日本心血管内分泌代謝学会高峰謙吉賞、・平成24年 European Society of Cardiology (ESC) Gold Medal、・平成27年岡本国際賞、・平成29年武見記念賞、・令和元年デジタルコンテンツ協会 Innovative Technologies 2019.

10. 教育・研究・社会活動についての概要説明

教育の受け手は唯一無二の存在であり、若い人が社会で自立できるように指導してきた。学生時代に読んだエーリッヒ・フロム著「自由からの逃走」は、常に教育の参考としている。組織に縛られ周囲に配慮するあまり、自身の力を伸ばす機会を失う若手は多い。自立するためには自分の頭で考え、自分の言葉で語るにより、創造的な生き方をすることが重要である。これは近年叫ばれている国際化の基本である。そのため東京大学、群馬大学、自治医科大学では、現実問題を見据え、読む、書く、話す、考える力の育成、いわゆるリベラルアーツに基づく専門的な教育を重視してきた。大学院生の研究テーマは興味と意欲に応じて決め、研究者として自立できるよう指導した。現在も学生に、科学史、医学史、統計史、医学基礎物理、医学概論、臨床講義などの講義を行い、全学の若手研究者には、科研費申請書の書き方を通じて、メンタリングを行っている。最近の自治医科大学の科研費の新規採択率は、慶大、京大、東大に次ぐ成績である。自身も、東京大学や日本の医学教育制度の歴史を調査してきた。こうした教育により、米国、英国、ドイツ、シンガポールなどの海外の大学で活躍する研究者を始め、多くの研究者、臨床医、教育者、起業家が育った。その中には女性の医学部教授も含まれる。

研究は、東京大学時代の2010年、内閣府FIRSTプログラムにおいて、全領域30人の研究者の一人に選ばれた。FIRSTの研究成果である「臓器連関による恒常性維持機構」は、AMED戦略的創造研究推進事業の領域横断的テーマとなり、研究総括を8年間務め、多くの若手研究者を育成した。なお医学研究は、①基礎研究、②実用化のための橋渡し研究、③小規模な社会実装、④社会のなかで評価し新たな課題や仮説を抽出する研究、などに分類される。自身は研究キャリアを通じて、これらすべての領域で活動してきた。基礎研究は、心臓や血管の負荷に適応するメカニズムを追求し、鍵分子としてKLF5を同定した。KLF5は、心臓と腎臓の間の臓器連関の重要な機構でもあった。またKLF5は大腸癌の発生にも関係する。最近では、橋渡し研究としてKLF5抑制薬の開発を進め、正常細胞を傷害せずに癌細胞の増殖を選択的に抑制する化合物を見出した。

分子や細胞レベルで病気を理解し治療法を見つける研究だけではなく、社会の中の医療を可視化するため、医療情報を統合する研究も行ってきた。研究は20年以上に及び、最近、6つの大学病院と国立循環器病センターの異なる電子カルテを連結・統合して、臨床データベースを構築した。自治体と全国のレセプトデータも解析している。これらの研究により医療ビッグデータ構築の方法と意義を示した。今年8月には、日本内科学会の症例報告6000例を自らデータベース化し、これを基に開発したAI診断支援システムを学会員のために公開した。

社会活動では、医療制度改革と医療の情報化を推進してきた。東大病院長時代に新しい先進医療制度を提案し実現した。その後、2012年の社会保障制度改革国民会議では、「データによる日本の医療提供体制の制御」を提案し、制度改革の基本とした。また、看護師が医療行為を行うための研修制度の法改正や、日本医療開発研究機構創設案をとりまとめた。科学技術振興機構では、生命科学と臨床医学の研究政策を提案してきた。循環器病対策法の施行を受け、循環器病対策協議会会長として日本の心臓血管病や脳卒中対策を進めている。さらに一昨年施行された「臨床研究法」の運用に、行政の拡大解釈のあることに気づいた。日本医学会連合で意見を取りまとめて当局と交渉したところ、厚生労働省は修正Q&Aを通知した。

今回の新型コロナウイルス感染症にあたっては、日本医師会 COVID-19 有識者会議を組織し、ホームページの執筆依頼・編集・運営を行っている <https://www.covid19-jma-medical-expert-meeting.jp/>。医療現場に有用な情報を提供しつつ、根拠不十分の薬剤承認を行わないよう緊急提言を行い、我が国の薬事承認制度の原則を守った。また、「コロナ検診」を提言し、現在の「クラスター感染者の追跡を中心とする政策」の見直しを求めている。

1.1. 組織の運営・経営に関する主な実績と成果

東大病院は、1960年代の大学紛争の後遺症により、長く荒廃が続いた。2003年からの東大病院長時代、医療の質改善と自立運営を目指し改革を行った。当時は医療事故が多発していた。経営も国立大学病院のなかで最下位だった。東大病院では研究優先の風潮が強く、病院システムが構築されていないことが原因だった。そのなかで2004年、国立大学が法人化され、運営費交付金が急激に削減された。病院以外の運営費交付金削減は毎年1%だったが、病院は病院収入の2%、すなわち東大病院が受けている運営費交付金の8%（5億円）が毎年削減された。当時、財政投融资の償還が年間60億円から70億円に増加するときであり、そのなかで毎年5億円ずつ病院運営費交付金が削減されることは緊急事態だった。これにより東大病院は厳しい改革を迫られた。

病院長として最重要視したのは、医療安全、大学病院の収支均衡、臨床医学研究の振興である。具体的には、1) 医療事故は速やかに公開し、誤りがあれば謝罪する【診療の篤実さと透明性】、2) 医学研究科教授が自動的に病院診療科長を兼任する制度の廃止【講座教授と診療科長の分離】、3) 病院長が診療科長を毎年任命【診療科長の任命権移管】、4) 助手の再配置【診療要員の流動化】、などを行った。4) は、助手の約2割を病院長直属とし、忙しさと収益に応じて総合的な評価を行い、2年毎に各診療科の助手数を調整することとした。さらに、5) 入院診療運営部、外来診療運営部、中央診療運営部、医療安全評価部、企画経営部等の運営組織を作り、実質審議をこれらで行う体制とした。運営部長・部員には若手の准教授・講師を登用した【位階と役職の分離】。これにより、東大病院は縦割り組織から機能集団へ変貌した。医療の質と安全を高めつつ黒字経営に転換し、国立大学病院の最下位から首位へ躍進した。実際、東大病院は経営的に自立し、東京大学本部に赤字補填を依頼することはなかった。

医学研究の変化にも対応した。今日、データ科学や医工連携などの分野横断的研究が重視されている。そこで空室となった病院管理研究棟地下に医工連携の拠点を設置、2004年から先端医療研究開発シンポジウムを始めた。その後も、病院内に橋渡し研究センターや22世紀医療センターを設置した。すなわち30億円の寄付により8千平米の産学研究拠点を建設し、若手研究者のために20の寄付講座と100近いポストを確保した。こうした改革により、内閣府FIRST研究や文科省橋渡し研究などの研究代表を務めることになり、東京大学の臨床医学研究と医工学研究を推進した。また東京大学ハラスメント相談室長やトランスレーショナルリサーチ機構長も務め、組織管理の経験を積んだ。

自治医科大学では、基礎教育カリキュラムを改革し、リーダーシップ教育を開始した。また臨床研究支援センター、データサイエンスセンター、オープンイノベーションセンター、ハラスメント対策室を創設し、自治医科大学発ベンチャー認定制度も始めた。実験用ビッグセンターも全国共同利用施設化した。さらに全国第一号の看護師特定行為研修センターを創設し、学長直轄のもと、全国から集まる研修生を育成している。外国人教員を増員し、英語指導だけでなく、学生の海外研修の支援も強化した。これらに必要な教員・研究者は学長直轄ポストで雇用した。コロナ感染症流行に対しては、ウイルス検査を全学生に行い、すでにキャンパスと学生寮を再開した。

こうした経験をもとに、様々な提案を政府に行ってきた。「材料費自己負担の保険診療」という高度先進医療制度を内閣に提案し実現した。また医療関連データを可視化し、これを基に関係者が協議をして日本の医療制度を制御すること、さらに看護師や他の職種が医療行為を行える制度も提案した。後者については厚生労働省の検討会座長を務め、5年間にわたり関係団体と協議を続け、看護師特定行為研修制度等として実現した。

総長候補者資料

(令和2年9月8日現在)

1. 氏名及び年令（年令は令和2年度末年令）

藤井 輝夫（56歳）

2. 現職

東京大学 理事・副学長

東京大学生産技術研究所 教授

3. 学位（学位の別、専攻分野、取得大学等名及び取得年月）

博士（工学）（船舶海洋工学、東京大学、平成5年3月）

4. 学歴（大学卒業以降）

昭和63年 3月 東京大学工学部船舶工学科卒業

平成 2年 3月 東京大学大学院工学系研究科船舶工学専攻修士課程修了

平成 5年 3月 東京大学大学院工学系研究科船舶海洋工学専攻博士課程修了

5. 主な職歴

平成 3年 4月 日本学術振興会特別研究員（DC）（平成5年3月まで）

平成 5年 4月 東京大学生産技術研究所

グローブエンジニアリング（トヨタ）寄付研究部門客員助教授

平成 6年11月 東京大学生産技術研究所助教授

平成 7年 4月 理化学研究所基礎科学特別研究員（化学工学研究室）

平成 8年 4月 理化学研究所研究員（生化学システム研究室）

平成11年 4月 東京大学生産技術研究所附属海中工学研究センター助教授

平成15年 3月 ヌシャテル大学マイクロテクノロジー研究所客員研究員
（平成15年12月まで）

平成17年10月 文部科学省参与（高等教育担当）兼務（平成20年3月まで）

平成19年 2月 東京大学生産技術研究所

附属マイクロメカトロニクス国際研究センター教授

平成19年 9月 LIMMS/CNRS-IIS(UMI2820)共同ディレクター

（平成26年8月まで）

平成24年 4月 東京大学総長補佐（平成25年3月まで）

平成27年 4月 東京大学生産技術研究所長（平成30年3月まで）

平成30年 4月 東京大学大学執行役・副学長、（平成31年3月まで）

平成30年 4月 東京大学社会連携本部長（現在に至る）

平成31年 4月 東京大学理事・副学長、EMP室長（現在に至る）

6. 主な教育・研究・社会活動

- ・海中ロボットならびにロボットの知能化の研究から転じてマイクロ流体デバイス分野の開拓とその医療バイオ分野ならびに海洋計測分野への応用研究を展開
- ・大学院工学系研究科では、精密工学専攻、バイオエンジニアリング専攻を担当
- ・精密工学科の学部講義「制御工学Ⅱ」を担当（一昨年まで10年間）
- ・大学院では「応用マイクロ流体システム」「バイオデバイス概論／Overview of Biodevices」などの講義を担当
- ・マイクロ流体デバイス関連研究分野の立ち上げに参画（25年程度）
- ・海中ロボットを含む新たな海洋観測システム関連研究分野の研究推進（30年以上）
- ・日仏国際共同研究ラボ LIMMS に参加（20年間）、ディレクター就任（7年間）

7. 主な著作（研究論文を含む。）（題目、出典、発行年を記載）

- [1] Fujii, T., and Ura, T., " Self-Generation of Neural Net Controller by Training in Natural Environment", Computational Intelligent: Imitating Life, ed. Zurada, J. et al., IEEE Press (1994) pp.340-351
- [2] Leclerc, E., Sakai, Y., and Fujii, T., " Cell Culture in 3-Dimensional Microfluidic Structure of PDMS (polydimethylsiloxane)", Biomedical Microdevices, Vol.5, No. 2 (2003) pp.109-114
- [3] Kimura, H. et al., " An integrated microfluidic system for long-term perfusion culture and on-line monitoring of intestinal tissue models", Lab on a Chip, Vol.8 (2008) pp.741-746,
- [4] Kim, S.-H., and Fujii, T., " Efficient Analysis of a Small Number of Cancer Cells at the Single-cell Level using Electroactive Double-well Array", Lab on a Chip, Vol.16 (2016) pp.2440-2449

8. 学会、審議会等における主な活動

- 平成20年～24年：Sensors and Actuators B: Chemical, MicroTAS Section Editor
- 平成24年：The 16th International Conference on Miniaturized Systems for Chemistry and Life Sciences (MicroTAS2012)をChairmanとして開催
- 平成28年～30年：化学とマイクロ・ナノシステム学会会長
- 平成29年～31年：Chemical and Biological Microsystems Society President
- 平成30年～：産業構造審議会産業技術環境分科会
研究開発・イノベーション小委員会、委員長代理
- 平成31年～：科学技術・学術審議会委員
海洋開発分科会長、研究開発基盤部会副部長
- 令和2年～：産業競争力会議「社会で育てるSTEAM教育のプラットフォーム構築」
プロジェクトリーダー

9. その他特記事項（受賞歴等）

- 平成13年：ディスプレイデザイン大賞入選（21世紀夢の技術展）
- 平成18年：IEEE Senior Member
- 平成20年：Analytical Sciences Hot Article Award
- 平成27年：Royal Society of Chemistry Fellow

10. 教育・研究・社会活動についての概要説明

研究において、これまで大きく分けて2つの新たな研究分野の立ち上げに関わったことは大変幸運なことであった。1つは海中ロボット (Autonomous Underwater Vehicle: AUV) 関連分野であり、もう一つはマイクロフルイディクス (Microfluidics) である。

主として修士、博士さらにはトヨタによる寄附研究部門の教員として従事した AUV の研究は、船上から操縦するためのケーブルを必要とせず、海中を自由に泳ぎ回るロボットを実現しようとするもので、1990年に第1回目のシンポジウムが開催され、これに大学院生として参加、講演する機会を得た。ロボットの自律性を担保するために、自ずと知能化のための諸技術について研究する必要性が生じ、現在の深層学習につながるようなニューラルネットワークを用いた新しい制御方式の考案などを行った。その後は、後述するマイクロ流体デバイス技術を応用し、主として海洋の現場で計測を行うためのシステムの開発を長年にわたって手がけるなど、新たな融合領域のフロンティアを拓いてきた。こうした知見の蓄積は、国の海洋開発における学術的な方向付けを行う科学技術・学術審議会海洋開発分科会での議論にも役立っている。

一方、マイクロフルイディクスもまた1990年代初頭、主として分析化学分野と MEMS (MicroElectroMechanical Systems) 分野に端を発するもので、半導体微細加工技術を用いて製作する微小流路構造を用いて、様々な化学、生化学分析や細胞培養等を行う技術の総称である。1995年に理化学研究所へ移籍した際に新しく立ち上げた研究が、この分野に対応するものであったことから、その立ち上げに深く関わることとなった。2012年には最大かつ最も権威ある国際会議である MicroTAS2012 (第16回化学・生命科学マイクロシステム国際会議) を沖縄県で開催するとともに、2017年からの2年間はこの会議を運営する学会組織である CBMS (Chemical and Biological Microsystems Society) の会長を務めるなど、当該分野の発展に長年努力してきた。当該分野の技術は診断や創薬への応用が期待されるもので、日本医療研究開発機構や科学技術振興機構におけるプロジェクトの推進や助言などを行う際の基盤ともなっている。

以上の研究活動を進める上で、国際的な共同研究は欠かすことができない要素である。本学生産技術研究所とフランス国立科学研究センター (CNRS) との国際共同研究ラボとして1995年に設置された LIMMS (Laboratory for MicroMechatronic Systems) に2001年から参画し、2007年から2014年までの7年間にわたって共同ディレクターを務めた。この間、東日本大震災による困難な時期を乗り越えつつ、2012年には EU-FP7 予算を獲得して、フランスを含む5カ国と日本からなる欧州ラボ (EUJO-LIMMS) を立ち上げ、また任期の終わりにはフランス Lille 市の病院コンプレックス内にラボ (SMMiL-E) を設けるなど、国際連携活動を活性化すべく努力した。

以上の活動を通して、本学修士修了者 37 名、本学博士修了者 (他専攻等含む) 10 名、共同指導による仏大学の博士修了者 3 名を含む国内外多数の学生の指導を行った。

1.1. 組織の運営・経営に関する主な実績と成果

2009年には、「行動シナリオ・プロデュース会議」メンバー（いわゆる七侍）として、濱田純一前総長の「行動シナリオ」草案づくりに参画、また2012年度の総長補佐として、入学時期検討におけるギャップターム作業部会を担当し、その有効活用に関する検討を行うとともに、初年次長期自主活動（FLY）プログラムの初代推進委員長として、教養学部と協力して、これを立ち上げた。同時に体験活動プログラムの立ち上げにも参加するなど、現在実施が広がっている本学の「体験型活動」の基盤づくりに貢献した。

2015年～2018年には生産技術研究所長を務め、工学の幅広い分野をカバーし、国際的にも活発に研究を展開する同所の特徴を活かすべく以下のような事業を推進した。

- 2017年には同所附属千葉実験所の西千葉から柏キャンパスへの機能移転事業を完了。大規模実験施設を整備するとともに、柏IIキャンパス産学官民連携棟への価値創造デザイン拠点の設置により、柏地区における全学的な拠点形成にも貢献した。
- 2015年には、国際交流と情報発信の強化のため医科学研究所と共同で東京大学ニューヨークオフィスを設立。2018年には、在米卒業生から時価約\$10Mの株式寄付を受け入れ、今後、海外資金調達や卒業生活動の全学的な拠点として活用する予定である。
- デジタル革命が進む中で「ものづくり未来像」の検討を行い、「もの」に関わる背景や物語を重視する広い意味での「デザイン」を工学に導入した「価値創造デザイン」の考え方を提案。2017年にデザインラボを設立し、幅広い活動が展開されている。

2018年からは社会連携本部長として3部門（社会連携部門、渉外部門、卒業生部門）の連携を図り、校友会と同窓会連合会との大同団結を推進するとともに、国内外の卒業生ネットワークを強化して、大学への支援の働きかけを行う素地を形成した。

- 渉外部門の活動を強化することにより、2018年度の実績として評価性資産60億円を含めて99億円、2019年度には共同研究等を含めて43億円の寄付を獲得。2020年には、Kavli財団と連携して財源拡充（総額\$17.5M）を進めることに合意した。
- 未来社会協創（FSI）事業を支えるFSI基金を設立し、2018年12月からの累計約40億円の寄付を獲得、先行投資から新たな財源獲得に至る新たな資金循環を構築した。この仕組みは、文理を問わず多様な学術を大学独自の視点で支えるための財源構築につながるものであり、今後より一層拡充されることが望まれる。

2019年からは産学協創担当として、以下のような大型連携を通して社会の中での大学の役割を広げ、多様な教育研究ならびに社会連携の機会が得られるよう努力している。

- TSMCと「先進半導体アライアンス」を立ち上げ、先進デバイスの試作と半導体先端技術に関する共同研究の準備を進めている。
- ソフトバンクとBeyond AI連携事業を立ち上げ、AIに関する基礎研究に加えて、応用研究に基づく事業化エコシステムの構築を推進している。
- IBMとは、他大学および企業会員からなる量子イノベーションイニシアティブ協議会を設立し、量子コンピュータの導入を推進している。

染谷隆夫

たかお

52 最年少 歳

世界に開かれた
自由な大学へ

新人・現工学部長

染谷隆夫 非公式選挙ポスター 制作：時代錯誤社

現・自治医科大学 学長
現・宮内庁皇室医務主管

「平等」「多様性」
「排他的にならない」

経験豊富な

71
歳

永井 良三
りょう ぞう

永井良三 非公式選挙ポスター 制作：時代錯誤社



学びと社会の
強固なネットワークを

東京大学副学長

56歳

藤井 輝夫 てるお

藤井輝夫 非公式選挙ポスター 制作：時代錯誤社

前回の総長選考2位

時代錯誤社

宮園

元・スウェーデン王国
ルードビッヒ癌研究所
主任研究員

前・東京大学大学院
医学系研究科長・医学部長

現・東京大学理事・副学長

元・日本癌学会理事長

日本学士院賞 受賞

現・年金積立金管理運用
独立行政法人理事長の弟

浩平

まだ名譽じゃないよ

64歳

公認候補

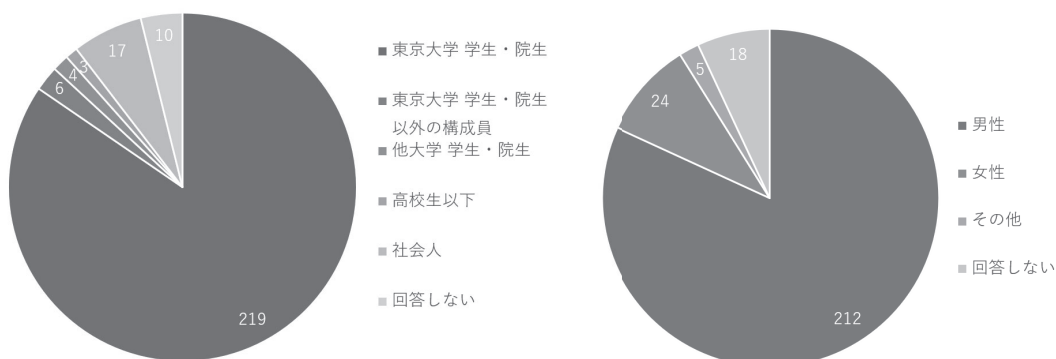
学生のことを
きちんと気にかける

宮園浩平 時代錯誤社公認候補ポスター 制作：時代錯誤社

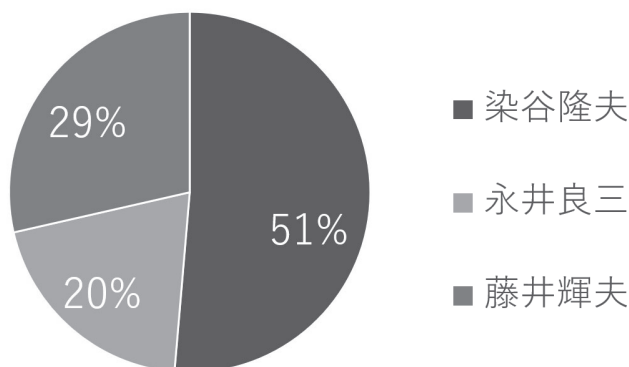
時代錯誤社による 非公式意向投票結果

以下に示すのは、時代錯誤社が五月祭企画の一環として行った「非公式意向投票」の結果である。2020年9月19日～21日にかけて、HP上で募集をかけた計259票集まった。

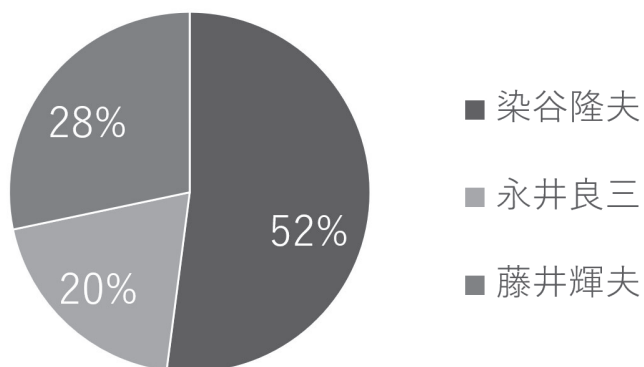
回答者の属性



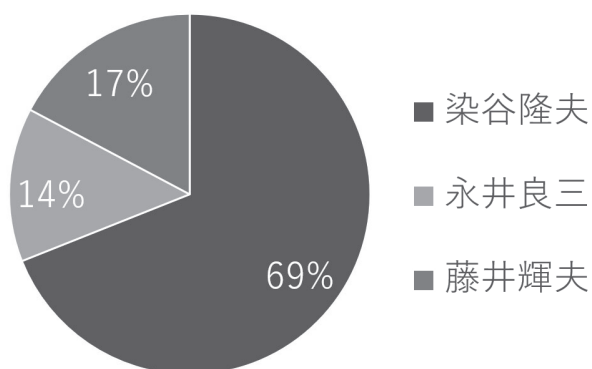
全体の結果



東京大学学生・院生の結果

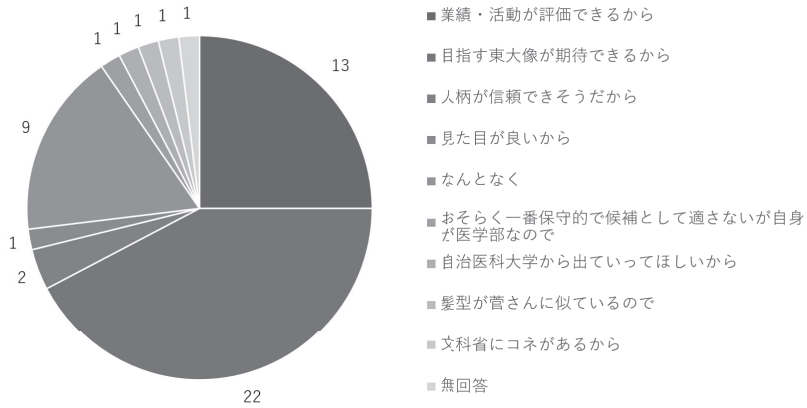


男性以外の結果

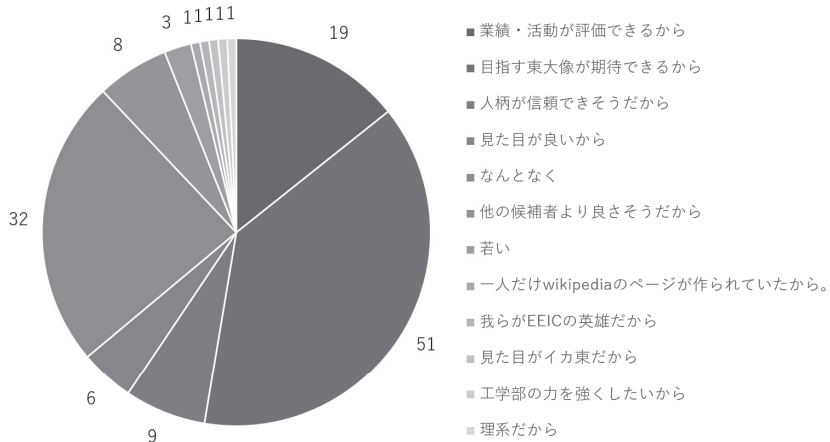


	染谷隆夫	永井良三	藤井輝夫
東京大学 学生・院生以外の 構成員	4	1	1
他大学 学生・院生	1	3	0
社会人	9	3	5
高校生以下	3	0	0

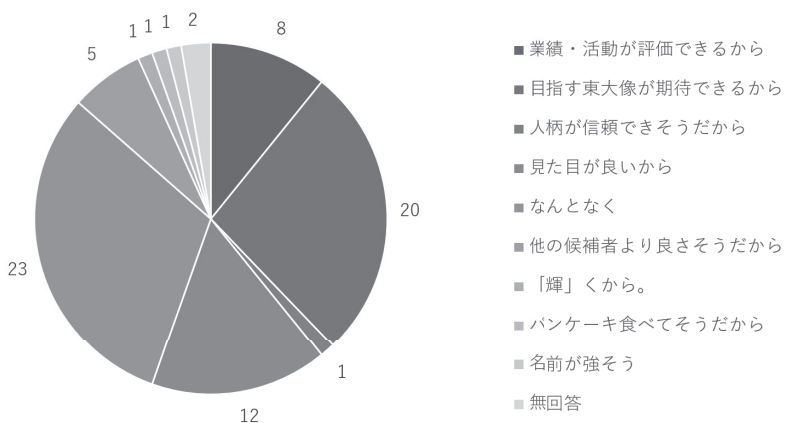
永井良三を選んだ理由



染谷隆夫を選んだ理由



藤井輝夫を選んだ理由



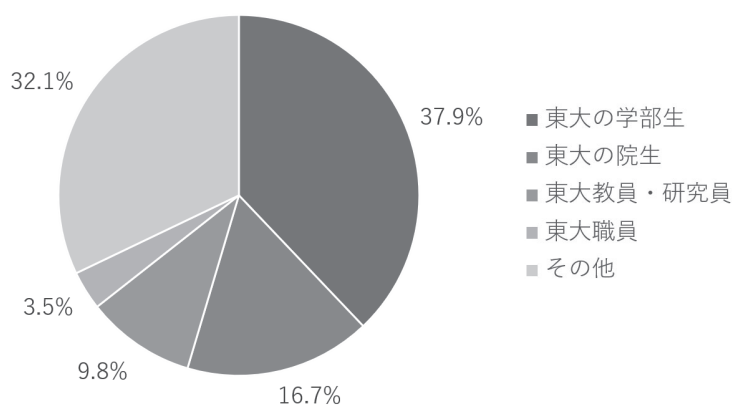
東京大学新聞による アンケート結果

以下に示すのは、東京大学新聞社が2020年9月27日～29日にかけて、インターネット上で実施した総長選考についてのアンケート結果（アンケート回収数：1068）について、以下の記事の内容をもとに筆者がグラフに表したものである。

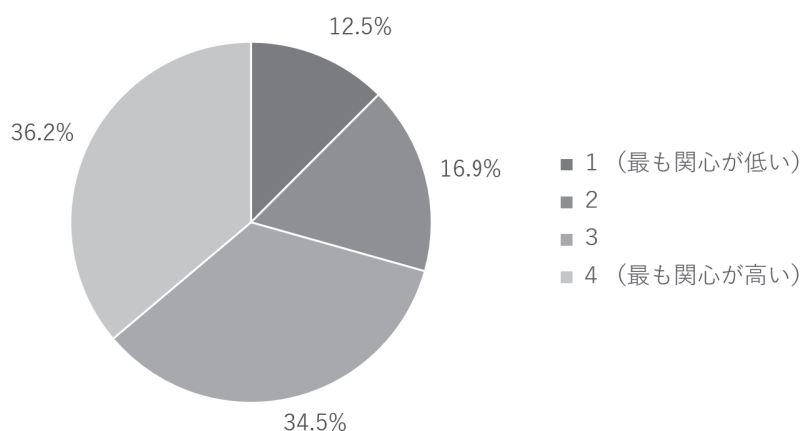
9/30【速報・東大総長選考】選考過程「透明ではない」が77.2% 本紙独自アンケート分析①

10/29【東大総長選考】職員の投票権「持つべき」が65.7% 本紙独自アンケート分析②

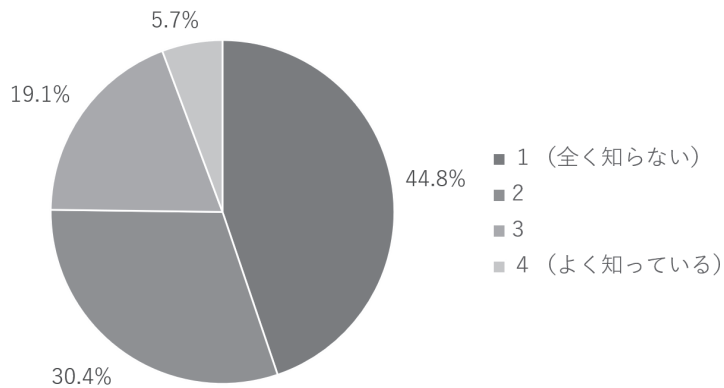
回答者の属性



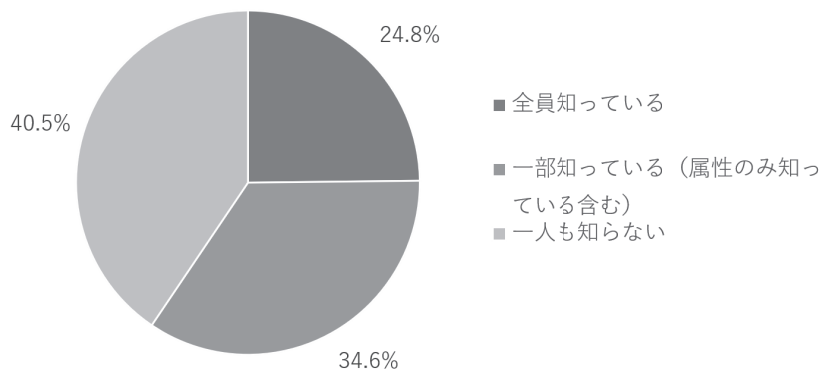
総長選考についての関心



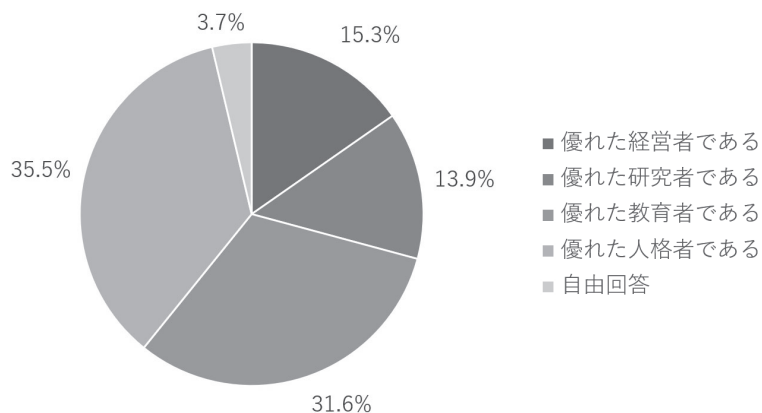
「総長選考会議」の役割や現在の委員の認知度



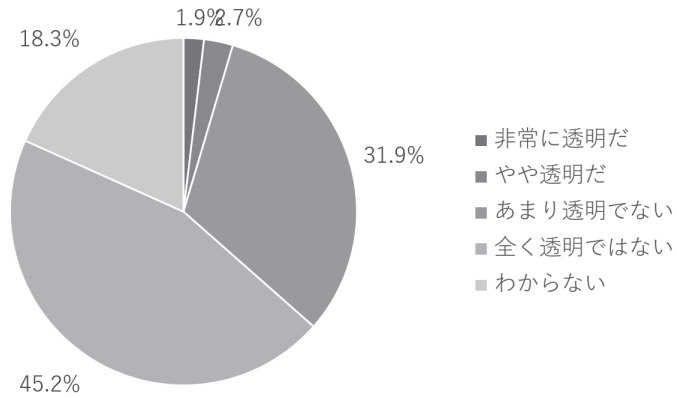
第2次候補者の認知度



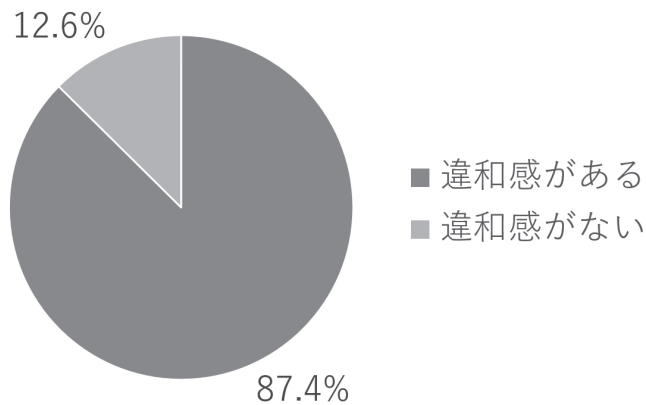
回答者が思う「理想の東大総長」像



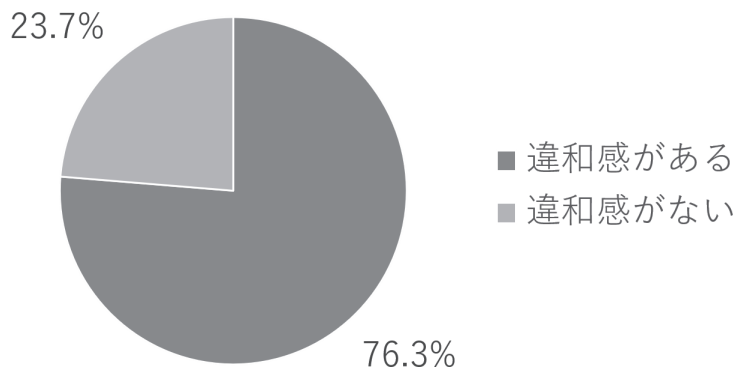
総長選考の透明性についての評価



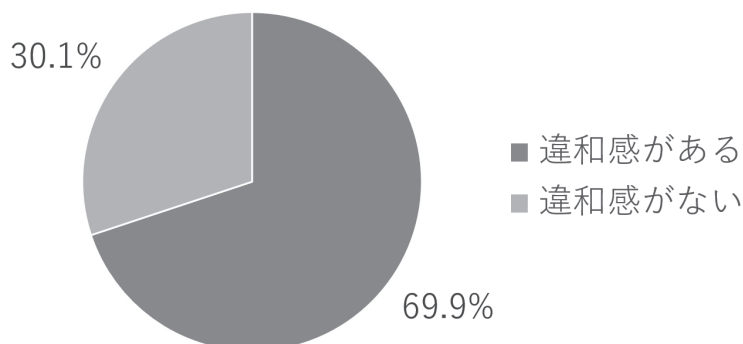
総長予定者が発表される10月2日まで第2次候補者が教職員以外に公表されないことに関して



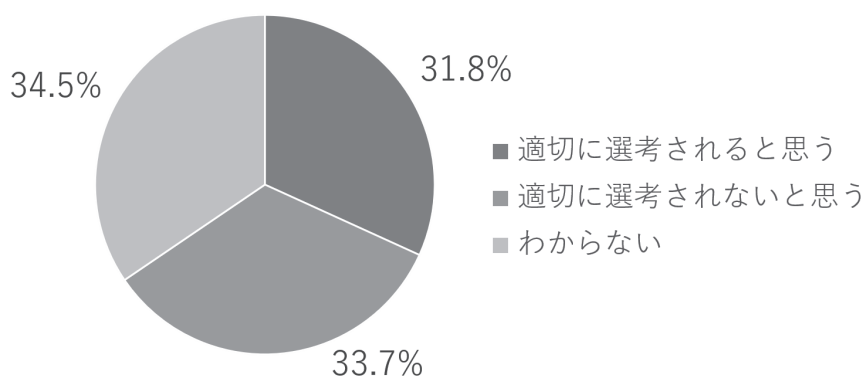
全員理系だったことに関して



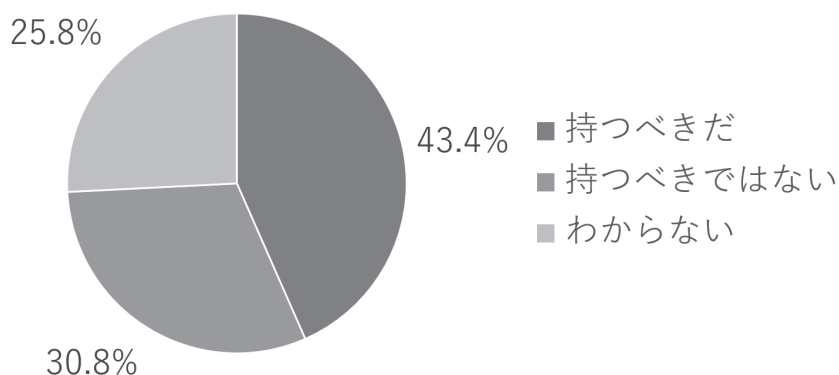
全員男性だったことに関して



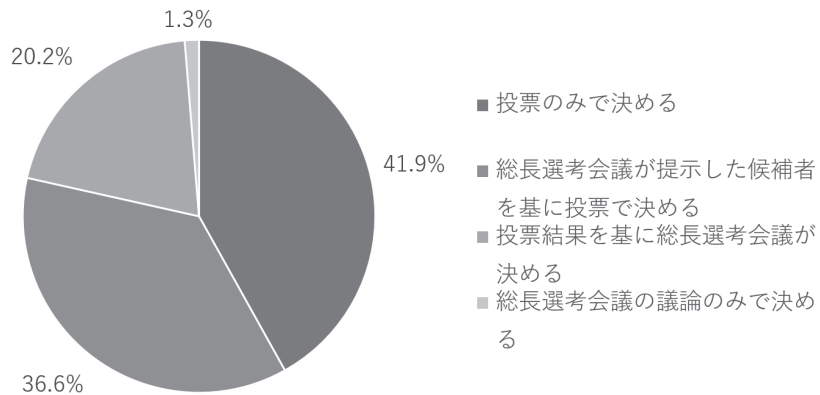
あなたは教員だけに投票権がある場合に、東大総長が適切に選考されると思いますか



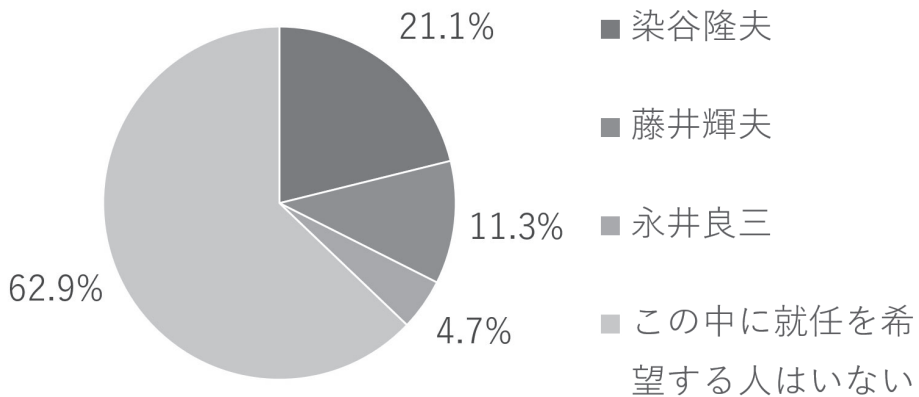
あなたは東大総長選考の意向投票で学生が投票権を持つべきだと考えますか



以下の方式のうち、どれが最も良い東大総長の選考方法だと思いますか



第2次候補者のうちだれが総長に相応しいか



※編註：東大新聞記事本文では言及されていないが、アンケートを実施した時期が、すでに外部メディアによって総長選考が大きく問題として取り上げられた後であるため、こうしたことに問題意識を強く持った人が多く回答している可能性が高い。このようなサンプルセレクションバイアスがかかっている可能性に考慮して、このデータは参照するべきであると筆者は考えている。

9.28.緊急アピール賛同者のお名前、人数、コメント

2020年9月28日（月）正午に公開した緊急アピールに対して数多くの賛同の声をいただきました。まことにありがとうございました。

80時間後の10月1日（木）20時点で締め切り、最終的に賛同いただいた方のお名前や人数、そして寄せられたご意見の一部を公表いたします。

408名の教職員、学生のみなさまのお名前や声はバラバラではありません。たがいに結びついてウェブとなり、キャンパスの文化的土壌を汚染から救う菌糸の役割を果たすことでしょう。

2020年10月1日

東京大学教員有志

代表 田中 純（総合文化研究科）
阿部公彦（人文社会系研究科）
佐倉 統（情報学環）
清水晶子（総合文化研究科）
水越 伸（情報学環）
山田広昭（総合文化研究科）

賛同者数（緊急アピール発出後、80時間で集まった数）

教員 195名（特任、非常勤、名誉教授等の方を含む）

職員 28名（特任、非常勤の方等を含む）

学生 185名（大学院生、研究生等を含む）

合計 408名

東大総長選挙2020について一言

選考委員会においてきわめて不自然な決定がなされており、このまま進むと大きな禍根を残すことになります。いったんリセットして、日本を代表する大学にふさわしい公平な手順で総長選をやりなおすべきです。

世界に恥じない東大総長選考を！

やはり、本当に不透明なプロセスの中で行われているので、透明性を確保したうえで、やり直していただきたいと思います。

今回の選考の問題について第三者委員会により検討した上で、プロセスの手続き的正当性や可能な限り透明な公開性を確保して選考をやり直すべきである。

総長選考会議は何をしているのでしょうか？

今回の選考に関してはリセットすべきと思う。

将来的には国立大学法人法の改正が必要であるが、まずは東大から総長選考の適切なあり方を発信すべきである。

公明正大な選考を望みます

透明性の確保とフェアであるという基本を守ってほしい。

疑念がこれほど広がっている以上、強引に押し切っても禍根を残すだけです。

緊急アピールに同意します。

恥ずかしながら、今まで総長選考会議の役割と権限を正確に理解していなかったのですが、今回の選考過程で浮上した選考体制のゆがみ、瑕疵などを見て、抜本的な体制の改革が必要になると思います。今回はF氏に投票することでは、何も変わりませんし、6年後にもっとひどくなる可能性が高いでしょう。取りあえず即時延期しかありません。署名活動でそれが可能になるのでしょうか。

全学構成員の意向を尊重する姿勢で臨まないと東大の学問が痩せ細ってしまいます。

なぜこのように質問状や要望書が出される事態になったのか、本学は、冷静に検証し、社会に向けて説明する必要があると思います。

第二次候補者氏名・経歴等を学外に公表しないのは、選考の透明性の観点から大きな問題があると思います。加えて、選考の過程を社会に明示することは、大学運営に対する社会の関心を喚起し、ときには批判的な目を向けられながらも真に”よきサポーター”を獲得してゆく上で、大きな効果があると思います。

大学の自治を守るためにも、選考過程を一からやり直した上、二度とこのようなことが起きぬよう、選考会議議長には相応の責任を取っていただくのが妥当と考えます。

今回は文科系総長だと思っていたので、不透明な選考プロセスに抗議します。大学自治が失われていくことに危機を感じます。

今回起こっているのは東大の歴史のなかでも大きな危機となる可能性があるので大変憂慮している。小宮山さんはもう一度考え直した方がよい。

公正に選考が進められていることを信じたいですが、疑義を呈するご意見が多数出されています。一旦プロセスを止め、大多数の方が納得のいく選考にして欲しいです。

選考会議の選考過程は、総長選考のプロセスとして大きな瑕疵があると考えている。選考会議のメンバー、とりわけ一連の問題と選考を統括した議長の責任は重いと判断します。

東大は総合大学であるにもかかわらず、今回の候補者が医学部名誉教授の他、2名がいずれも工学系と著しく多様性に乏しいのを憂慮しています。

大変かもしれませんが、一旦、延期していただき、説明及び議論を尽くしたいと思います。

丁寧に説明を尽くし、公明正大な方法で選考すべきだと思います。

今回の総長選で、東大も権力をめぐるマニピュレーションが横行する三流大学に成り下がったかとうっかりしました。誇りを持てる大学を取り戻したい。

アピールの内容すべてに完全に賛同するものではないが、9/7選考会議における選考の妥当性に疑問点が指摘されている以上、意向投票は延期すべきと判断する。

疑義アリと声を上げる有志の皆さまがいなければ、知らずに過ごしてしまったと思います。開かれた総長選と開かれた大学を望みます。

今回の総長選考過程の不透明性、閉鎖性については強い不信感を覚えます。議長からの回答文を読んでもモヤモヤが増すばかりです。誰もが納得する公正な手続きを経ないまま投票を執行することは民主主義への冒涇だと思います。

下手な大学ドラマではあるまいし、選考過程に禍根を残すようなことは避けるべきですね。

恥ずかしながら、今まで総長選考会議の役割と権限を正確に理解していなかったのですが、今回の選考過程で浮上した選考体制のゆがみ、瑕疵などを見て、抜本的な体制の改革が必要になると思います。今回はF氏に投票することでは、何も変わりませんし、6年後にもっとひどくなる可能性が高いでしょう。取りあえず即時延期しかありません。署名活動でそれが可能になるでしょうか。これだけ問題視されているのに、まさか予定通りの投票を強行して来るとは思いませんでした。

東京大学総長選考のプロセスに関し、透明性と公平性を求めます。

総長選考会議のあり方に強い疑念を抱いております。選考過程の公平性と透明性の確保を第一に、然るべき改革を望みます。大学の自治が、特定少数の権力者、また政財界の論理に左右されるようなことがあってはなりません。

意向投票の結果が尊重されることはもちろん、結果がどうであろうと選考過程の公開と、不備があればやり直しも含む適切な対応を望みます。

風通しの良い学内行政を祈っております。

あとは良識を信じます。

透明性があって公平な選挙を求めます。

研究・教育の場は、市場化の試験場ではありません

やはり透明性が確保されない選挙はいやです

意向投票とかのためにA1タームの授業日を3週間前にいきなり代替日なしに全学一斉休講を強いるような横暴はあり得ません。

陰謀論に陥らないよう状況を注視しておりましたが、それでもなお現行の選考の進み方を見ると結論ありきの出来レースなのではないかという疑念が拭い切れません。社会の付託を受けて学術研究と教育を行う場として、大学にとって社会との連携が非常に重要であるということには些かも異議はありませんが、産業・経済・政治等の各界からの過度の介入は何としても避けるべきであると考えます。今回の総長選考は、そのプロセスが透明性を欠き十分な説明を果たしていないことをはじめとしてこのような介入の意図が見え隠れしているように思います。本学の職員として、また一卒業生として、今後の本学のあり方を、悪い方に、不可逆に傾けうる現行の総長選考の手法には、危機感を覚えざるを得ません。

学生としてもこのような十分に民主的とはいえない環境の下で学んでゆくことに不安があります。

不透明な東大総長選の独断的な実施に反対します。

総長選考に学内だけでなく学外からの多様な意見を取り入れることは、とても良いことだと思います。ただ、その学内外の多様な人たちがより納得するようなプロセスを経ないと、多様な意見を取り入れる意味は薄く、今回のような対立を生むことになってしまうと思います。総長選考にかかわる人たちは全員この東京大学をより良くしたいと思っている点では同じだと信じているので、より多くの人々が納得できるように努めてほしいです。

総長選考会議の権限強化とブラックボックス化は、今回の選考のみならず将来にわたって恣意性が入り込む余地が大きく、容認すべきではないと考える

誰もが納得できる透明なプロセスのもとで総長選考を行ってほしい。現状はどう考えてもおかしい！

今回の件は、総長選考会議が暴走しているのではなく、「本来与えられた役割」を果たしているにすぎないと思います。ならば総長選考会議は廃止するしかありません。

今回の総長選考がどのような過程を経ているのかが全く不透明であり、かつ総長選考の基準が民主性と多様性を確保しているとは言えないものに変えられていることに、東京大学の学生として強い不安と疑問を感じております。学内政治は学生の研究環境はもちろんのこと、生活基盤をも左右する力を持っています。その上で、総長選考が民主的に、透明に、そしてインクルーシブに行われることは、すべての教職員と学生の権利が守られるための最低限の必須条件ではないでしょうか。今後も学生が東京大学で研究に専心することができるように、意向投票の即時延期と、選考過程の公開と候補者の多様性の確保、そして総長選考基準を以前のものに戻すことを、強く求めます。東京大学当局が良識ある大学運営を行うであろうことを、私は現時点ではまだ信じております。どうか良心にしたがって、今回の総長選考の見直しをご決断ください。

公平な選挙が行われることを望みます。大勢が納得できないまま次期総長が選出されることは避けなければいけないと思います。

声をあげられた方々一人一人に敬意を示します。総長の選考によって、学生である私達が東京大学で過ごす時間の持つ意味が大きく変わりうると考えています。だからこそ、公正な形で総長が選考されることを望みます。

様々な立場の方々から疑義があがるなか、東京大学総長選考会議および東京大学総長は、個々の疑義に誠実に回答するべきだと考えます。これまでも公開質問状に対する回答が行われてきましたが、これらは誠実なものではなかったと考えます。誠実な回答を行い、その回答に依って改めて議論を行うためには、9月30日の午後までという時間は、あまりに限られていると考えます。意向投票の延期など、即時かつ具体的な措置が必要だと考えます。

適正なプロセスでは実現できない改革は、不正な改革です。

透明性の確保、ならびに自然科学分野と人文学・社会科学分野のバランスの確保、そして女性（ないし非男性）の教職員も候補に名を連ねられるような学長選考過程を確保してほしい。

総長選考会議というブラックボックスを放置することは、学問と自由を追究する大学の存在意義さえも揺るがす事態だと考えます。

選考プロセスの透明性確保を求めます。考えたくはありませんが、総長選考自体がslippery slopeを滑り落ちようとしているように思えてなりません。ブラックボックスの中で行われた「討議」により選出された総長が東京大学を代表する人物となることに危機感を覚えます。私どもは、そもそも総長選考会議にて討議が行われているかどうかすら確証を持ち得ていないのです。総長選考会議を信頼せよと仰るのならば、再三言われているように情報開示と第三者による公平性の確認をするべきではないでしょうか。

恣意的な判断が許される不透明な選考は民主主義における主体性のあるべき姿ではないと考えます。開かれた公正な選考が行われることを一学生として切に願っています。

透明性のある運営を求めます。

透明性の高い、公平、公正な選考をしていただきたいです。

疑問の声が上がっているなかで投票を強行することに反対し、透明性と公平性の確保を求めます。

仄聞したところ、今回の総長選は今後の大学のあり方にも大きく影響するように思われます。改革を行うのであれば、いや改革を行うからこそ開かれた場における徹底的な議論が必要なはずで、今後の東京大学、ひいては日本の大学のあり方を考えるにあたり重要な役割を担う東京大学総長の選挙が、公明正大に行われることを切に願っております。

今回、学内に留まらず全国メディアを含め総長選考が問題となりました。私が思うのは、この問題は決して今回の総長選考だけがこんにち問題になったのではなく、国立大学法人化に伴う教授会自治破壊・経営協議会独裁体制という日本の文教政策あってのことで、改めて04年以来の法人化体制、そして現在の『国立大学法人の戦略的経営実現のための検討会議』に象徴される大学改革路線の犯罪性が明らかになり、全社会的に暴露されるに至ったということです。地方大学などでは既に意向投票ガン無視だったり、あるいはそもそも意向投票をやらなかったりというレベルにまでなったこの政策、推進してきた政府・財界はさも社会に開かれた総長選考にするかの如き口ぶりでしたが蓋を開けてみればこのザマです。"会社"（経営者）には開かれたのかもしれませんが、結局は力の強いところが推す人が通ります。金のない文系学部出身者、女性など社会的差別を受けている人には開かれていない、ブラックボックスに他なりません。総長選考以外の大学運営全体も同様です。法人化以降ガバナンス強化が叫ばれ経営協議会は過半数が学外者ですが、その経営協議会とは経営に関すること、つまり金のかかることほぼ全部の決定に影響を持つ以上、大学自治も学内民主主義もあったものじゃありません。麻生太郎も「目標・計画の設定や定期的な業績評価といった仕組みを通じて国の意思を法人運営に反映させうる法人制度」を目標にしていると公言しています。政府や財界が長年大学をいいなりにさせる政策をやってきたことの結果です。そういう意味でポストドク問題、雇い止め問題、競争的資金制度や非人道的な研究室（いわゆる「ブラック研究室」）の問題とも同根であると思っています。今こそ、法人化に異議ありと言いたい。奴隷の道を拒否しよう。私も学生として頑張ります。ありえん長文になってしまいごめんなさい。

大学の自治、学問の自律性を最大限尊重する判断がくだされることを強く望みます

これからも東大で学生として学問を学んでいく上で、体制の透明性が保証されないことはあまりにも不安です。公平公正な民主的プロセスを妨げるものなど何も無いはずで、私が尊敬する東京大学の、その先生方の勇気あるご決断を心待ちにしています。

我が国の学問を代表する機関として恥じるところないよう、十全にアカウンタビリティを果たしていただきたい。

有志の皆様の行動に深い敬意を評します。一刻も早く、公明正大な大学の自治が取り戻されることを希望します。

公正な選考を求めます。

意向投票当日となってしまいました。緊急アピールの理念に賛同いたします。

東大に限った話ではないが、総長選考の不透明性は問題ではないだろうか。また、大学としての多様性を高めていくことが今後望まれる中、本件のように選考会議の独断で総長選考を進め、学内の意見が反映されていないということに多大なる危機感を覚えた。日本、ひいては世界を牽引する立場にあるという自覚を持っていただきたい。早急に見直しを求める。末筆ではありますが、立ち上がってくださった教職員の皆様に心より感謝申し上げます。

候補者選定プロセスの公平性・透明性の確保は最重要であるとともに最低限の条件であると考えますが、それが全く達成されておらず、公開質問状への一連の回答も不十分だと感じます。さらに（特に第二次候補者の選考における）候補者の多様性の確保も、もはや基本的な義務であるにもかかわらず全くそれが果たされていません。このようなやり方を今回通してしまうこと、およびそれが当たり前となってしまうことに強い危機感を覚えます。

今まで確保してきた透明性を積極的に放棄することに対し不安を覚える。

大学を一部の上層部のものにしないで、全構成員が自由闊達に大学の将来を考えられ、ひいては全構成員、社会に還元される学問の場としてほしいと思った。

東大の運営指針が他大学の運営指針に影響を及ぼすこともあるので、このような不透明なプロセスが本学内のみならず国内の他の国立大学法人にも波及してしまうのではないかと危惧しております。

学生にも情報を！

権力を改めて捉え直した選考を望みます。

本件を個別の事案としてとらえるにとどまらず、大学のガバナンスを正常化する大きな流れの第一歩としていくことが大切だと考えます。

公正公平で、透明性の高い、プロセスを学内の人が皆納得するような総長選挙がなされることを期待します。

透明性が担保されているとは思えず、延期及び情報公開が必要と考える。

透明性のある、誰もが納得する形での総長選考を学生として望みます。

先生方の行動に深い敬意を覚えます。

これほどまで教員の不信感を煽っておきながら投票を強行することは、東京大学にとって何のメリットももたらさないのではないかと。即刻延期を要望する。

私は特に多様性と包摂の観点から総長選考に着目しています。ダイバーシティを推進したい、女性の入学を増やしたいなどと言いながら、学内の権力構造を問い直さないのは、滑稽にすら思えます。

総長選考会議の権限を強めることは、文部科学省の方針であると認識しています。この方針そのものに疑問はありますが、そのような状況の中で、今回の事態が全面的に総長選考会議によって引き起こされたとみなすのもまた短絡的であると考えます。もっとも、総長選考会議に付与された権限は、「望ましい」総長選考を実現するという目的の限りで負託されたものと考えべきであり、このアピールは、これを逸脱したものとして是正を求めているものであると理解し、賛同します。

学生の立場から一点付言すると、意向投票において学生は投票権を持たないため、東京大学の構成員である学生の意見を総長選考に反映させるためには、いわば世論を通じて投票権を有する教職員に届けるほかなく、ここにおいて（第2次）総長候補者の氏名が公表されることは欠かせざるものであり、この点につき今回の総長選考プロセスには納得しかねるところです。

（この文章については公開されて差し支えありません）

時代錯誤社のページで初めて候補者を知りました。他に何の情報もなかったので、気味の悪さを感じました。教員の方々が声を上げられたので、この違和感が正常なものだったのだとわかり、同時に怒りが湧きました。今回の不透明な選考は、東大に関わる人間だけでなく、社会に対する裏切りです。即刻全てを明るみに出し、公正に選考を行ってほしいです。

時局を鑑みても凍結、延期するべきである。

透明性と公平性のある選挙を要求します

公正な選考が行われることを強く願っています。

よりクリアなマニフェストの提示を求めます。

透明性への疑義のみならず、特に公平性については、候補者リストの多様性確保を強く希望します。東京大学という機関があらゆる点で世界に誇れる機関であり続けてほしいと願っています。

透明性と公平性のある選挙を要求します

透明性の確保をよろしくお願いいたします。

所属する学生にとって総長選考は今後の自らの学生生活を左右する重要な事象であるにも拘らず、透明性・公平性が確保されていないのには大学運営全体への不信感と強い不安感を覚えざるを得ません。情報の公開・第三者が介入した形での調査を行い、透明性が十分に確保された上での総長選考の実行を求めます。

人によっては在学中に総長選考がないという面があり、また、判断根拠が乏しくなりがちであるため、学生に総長選考の投票権がないということは、許容できます。(将来的には検討の余地はありますが、)今回は投票できないことに大きな不満はありません。

しかし、一構成員として今回の総長選考は不可解な点が多すぎて、今後に不安を覚えます。

民主主義的な選考と、現総長五神氏が理系であることから文系の総長を望む。

文科で学ぶ者として危機感をおぼえます

たなじゅんがんば

「率直かつ多様性の観点なども踏まえた多面的な審議が行われた結果」が、全員理系かつ男性のみ、という多様性が欠如している第2次総長候補者リストに残念を感じます。マイノリティでも共感できる総長像を掲示していただきたいです。

この世界に溢れる不透明さや恣意性を率先して排することが、学問に真摯に向き合う場であり続けることに繋がると考えています。

多様性のある大学になることを望んでいます。

工学部の元総長の方が選考委員長(違っていただけです)で、工学部、生産研、外部の医学部の方しか残っていないとのことなので、流石に偏っているのではないかと感じてしまいます。

さすがにヤバい

学生、教職員あってこそその知の場である大学において、その長を私たちに適切な情報開示がなされないまま選出することに対して、疑義の念を抱いています。全ての所属者に対する責任として、プロセスの明示された公正な選出を望みます。

学生に投票権はありませんが、利害関係者として選考過程の公表を望みます。

選考プロセスの一時停止が必要だと思われる

最高学府としての矜持を持った選挙戦を

公正で開かれた選考プロセスを求めます

選考という作業の専門性の高さゆえに、プロセスの適正を求めたいです。

日本の学問、教育を動かす東京大学の総長選挙において不透明な制度が導入されていることを、非常に疑問に思います。文系・理系という垣根を超えて学問が発展する時代にあつて、「理系」の教授が主たる候補になっていることは甚だ疑問です。

何よりも公正かつオープンな選考を望みます。

京大化する東大

透明性があることが望ましいがそれは問題ではなく、「不信感が漂っているのに無視して投票を強行する」ことに問題があると思う。選出された総長も学生もそれを拭い去れないまま進めていくのは、手続き上問題があると言えはしないかと考える。

学生が蚊帳の外にいる感がすごい、東大全体の方針を左右する選挙なのに学生に対して情報が提供されないのはいかがなものかと感じました。また一次候補者の氏名を開示するか二次候補者の人数を増やすかして、総長候補者には文系学部や女性の職員がいることをアピールするべきではないかと思えます。

透明性も公平性もない。最高学府がやることなのだろうか？

緊急アピールに全面的に賛同します。総長選考過程の不透明さに強い不信感を持っています。立ち上がってくださった先生方を応援しております。

総長による本学の方針の影響を強く受けるはずの学生に対して、投票の後にならなければ候補者すら提示されないということは、いくら学生に投票権がないとは言え、軽視甚だしいと思う。

透明性が無さすぎて、権力から学問を守る最後の砦として高校生の頃から憧れていた東大が今年で消えてしまうと思い、非常に悲しくなりました

法学政治学研究所から誰も立候補していないので、良くない

不透明で、かつ誠実さに欠ける。とりあえず延期して、全てを詳らかに明かしてほしい。

多様性とは一体何なのかを考え直すべきだと思う。

公正明大な大学運営を望みます

大学としてどうあるべきか、1度立ち止まって考えるべきではないだろうか、それがどんな結論に達したとしても

公平・公正な選考を望みます。

透明性を担保して選ばれた方に東大の未来を担っていただきたいです。

来年度は東大を離れる身分ではありますが、それでも他人事ではないと感じています。東京大学憲章に則った公明正大な選考を望みます。

煽りとかではなく、何を考えているのかわからない。

所属学生でありながら、総長選に関する主要な情報を得られないことに大きな違和感を覚えています。質問状の回答にも目を通しましたが、東大の組織とは思えない的はずれな回答に驚愕しました。全てにおいて大学名に恥じない振る舞いをしていただきたいものです。

選考プロセスを可視化していただきたい。

総長選考会議のブラックボックス化に対する有志一同の要請は真つ当なものであり、その現状を黙認した状態で大学のトップである総長が選ばれることは、一学生としてそのプロセス、とりわけ『求められる総長像』の不透明性に対する疑義を抱かざるを得ません。選考過程の透明化・可視化を強く求めます。

東京大学の誇りの下に、宣言通り公正かつ透明性の高い総長選考を求めます。

公正で透明性のある審議を望みます。

本学が頭から腐食していくことに対する必死の自浄として、今回の件をとらえています。

卒業生でもあるのですが、大変残念です。要望が取り入れられることを望みます。

経営協議会が推薦する方が最年長で、第二次候補者に残されていることがどうしても疑問に持ちます。外部からの候補者としてわざと出来レースで入れられたとしか思えません。

【アピール1】のみの賛同です。

総長選考会議が総長選考の権限を有することには異存はありません。しかし、そのプロセスに対して重大な問題が指摘された状況となっている以上、真摯に検証せずに手続きを進めることが本学にとって取り返しのつかない損失となるという危機感をおぼえます。次期総長が学内のリーダーとして正当に認められて正当な権力を振るうためにも、今回の総長選考の一時停止が必要と考えます。

大規模部局の総務担当としてコロナ対応の業務が激増したうえ迷走する総長選考事務に振り回されていますが、この先6年間、構成員に信任されたか不明瞭な総長を戴いた職務に就くよりは、総長選考事務の激務をもう一度繰り返したほうがマシです。仮にこのまま予定者が選考されてしまった場合は、白票が相当数に上ることが想定され、「求められる総長像」にある「組織構成員の幅広い支持を受け」に抵触することとなり、選考会議内規第12条(4)その他総長たるに適しないと認められる場合に該当することが危惧されます。この場合は了解事項第7項及び第8項に基づき代議員の選出からやり直すことになるのではないのでしょうか。以降投票前の現状ではやり直す規定がありませんので、有志の先生方のご指摘どおり選考会議及び総長においていったん停止することが順当と思われまます。

風通しのよい組織運営を望みます。

有志の皆様の活動には敬服します。

やはり女性と文系が候補にすらいけないというのは、説明出来ないのではないのでしょうか。

選考に思うことは、とにかく、公正な選考であってほしいと思います。一般企業のCEOを決めるのとはやはり性格が異なることをしようとしているはずです。

我々大学側の人間は、大学が公平公正な存在であることを抛り所にしているからこそ、入試や試験で毅然と、重い線を引けるのだと思います。そこに疑問符がつくのは、率直に、勘弁してほしいという気持ちです。

文系および女性の候補者が一人もいないのは問題だと思います

総長選考の手続きに疑義が生じている状態では、今後の大学運営に多大な支障をきたす。今すぐに投票の延期と情報の公開を行うべき。

新型コロナ対策に乗じて、十分な議論がなされないままトップダウンで物事が決定されていく様は、今回の総長選挙のプロセスと相似形であり、個人的には危惧を抱いております。

既得権、地位、影響力を維持したい人の存在を疑ってしまいます。

選挙という最も透明性が求められるものが、ブラックボックス化している(しているように見える)ことに反対です。

将来は、真実が公表されることになるでしょう。歴史が物語っています。

有期雇用の特任研究員に過ぎない身ですが、世の中に公表されている範囲で本件のことを調べました。私が問題だと感じているのは、第1次候補者から第2次候補者への選考過程が少数で構成された総長選考会議で決まり、その過程が東大正規教職員に対してすらも不透明であるという点です。その点が事実である場合に限り、この緊急アピールを支持します。

東京大学の構成員として、総長選考に対し大きな関心をもって見ております。本部から離れているため、選考の動向等詳細を承知しているわけではありませんが、第2次総長候補者のリストを初めて拝見した際に、非常に大きな違和感（候補者の少なさ、研究分野・性別の偏り等）を抱きました。その違和感の原因が、今回有志の先生方のHPや東大新聞はじめ一連の報道を拝見し、理解できたとともに、今回選考のプロセスにおける問題点を認識いたしました。問題点を精密に指摘し、声を上げていただいた教員有志・理事有志の先生方、ありがとうございます。世界をリードする東京大学の総長が、現状のような歪められた方法で選考されることはあってはなりません。誰もが「納得できる」、公明正大な方法で選考されて初めて、学内外から支持される総長たり得ると考えます。そのためには、勇気をもって一度立ち止まり、公正な方法・体制でもって選考が行われることを強く希望します。

総長選考会議における不可解な疑惑（議長の意向による表決、匿名文書による特定候補の除外等）については明確な説明を求める。

今までおかしいと思っていても声をあげられなかったところ、こうして立ち上がっていただいた先生方に敬意を表します。候補者の方には問題があるとは思いませんが、総長選考会議によって恣意的に候補者が絞られ、ダイバーシティの欠片もない顔ぶれとなったこと、それが問題ないとして了承されてしまうことに強い危機感を覚えます。

以上

以上の内容は、「2020 東京大学総長選考を考える」が主催し、2020年10月5日に五神総長（当時）へ送付された意見書に送付された「緊急アピールに対する賛同者の声」である。これは「2020 東京大学総長選考を考える」HPにてダウンロードできる。

読者アンケート募集

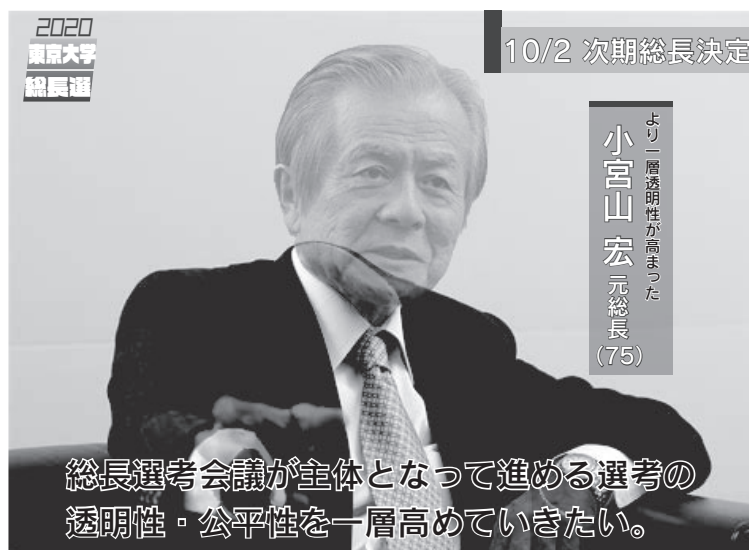
『恒河沙 2020 総長選考特別号』をここまでお読み頂き、誠にありがとうございます。
時代錯誤社では、本雑誌の読者の皆様に、読者アンケートを募集いたします。お聞きしたい点は以下の4点です。どれか1つのみへの回答でもかまいません。

ただ、アンケートの結果をどうするかはの予定は、現時点でそこまで考えておりません。社内に留めておくかもしれないし、どこかのタイミングで公表するかもしれません。アンケート内に公表の可否についても伺いますので、公表はしてほしくないという方もお気軽にご回答ください。ご協力よろしくお願いたします。

- ・ 本雑誌を読んだ感想・意見
- ・ 2020年度の総長選考プロセスについての感想・意見
- ・ これからの総長選考のあり方についての意見
- ・ 自由記入



読者アンケートはこちらから



編集後記

【新一年生】

この記事を書いていたらいつの間にか
字数が自分の卒業論文よりも
多くなっていました。

【諦念推進委員会】

諦めろ。

【死の呪文】

さて6年後の総長選考の際に
今回の出来事を覚えている人は、
いるのかな？



外見は学究的で進歩的に見えながら、
その厚い強固な壁の内側は封権的な
人間関係と特殊な組織で築かれ、
一人が動いても、
微動だにしない非情な世界プライス

300円